

<h1>静岡市報</h1>	No. 13
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市まちづくり活動支援基金条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 静岡市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例・・・・・・・・16
- 静岡市動物愛護管理員の設置に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 静岡市県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例・・・・・・・・・・30
- 静岡市簡易水道事業の設置等に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 静岡市簡易水道条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
- 静岡市中央卸売市場業務条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- 静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例・・・・58
- 静岡市職員定数条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
- 静岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・60
- 静岡市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例・・・・61
- 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・62
- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条
例・・63
- 静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・64
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
- 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・69
- 静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例・・・・70
- 静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
- 静岡市体育館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
- 静岡市城北運動場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
- 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部を改正する条例・・・・94
- 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例・・・・97
- 静岡市スポーツ広場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・99

○静岡市清水駅東口クライミング場条例の一部を改正する条例	102
○静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例	103
○静岡市多目的スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例	104
○静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例	105
○静岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	107
○静岡市テニス広場条例の一部を改正する条例	109
○静岡市地域福祉共生センター条例の一部を改正する条例	111
○静岡市食品衛生法の施行等に関する条例の一部を改正する条例	113
○静岡市立看護専門学校条例の一部を改正する条例	114
○静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	115
○静岡市霊柩自動車利用条例の一部を改正する条例	116
○静岡市ふれあい健康増進館条例の一部を改正する条例	117
○静岡市漁港管理条例の一部を改正する条例	119
○静岡市都市公園条例の一部を改正する条例	120
○静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部を改正する条例	126
○静岡市営住宅条例の一部を改正する条例	129
○静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例	130
○静岡市図書館条例の一部を改正する条例	131
○静岡市自然の家条例の一部を改正する条例	132
○静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	134
○静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例	135
○静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」の通園訓練に関する条例を廃止する条例	137
○静岡都市計画事業番町西土地区画整理事業施行条例を廃止する条例	138
○静岡市手数料条例の一部を改正する条例	139
規 則	
○静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則	141
○静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則	142
○静岡市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則	145
○静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」の通園訓練に関する条例施行規則を廃止す	

る規則	147
○静岡市母子保険法施行細則の一部を改正する規則	148
○静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	151
○静岡市東静岡・草薙地区におけるまちづくりランドデザイン検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則	153
○静岡市契約規則の一部を改正する規則	155
○静岡市斎場条例施行規則の一部を改正する規則	156
○静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則	161
○静岡市徴収嘱託員設置規則を廃止する規則	169
○静岡市地域福祉共生センター条例施行規則の一部を改正する規則	170
○静岡市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	172
○静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	175
○静岡市病院事業会計規則の一部を改正する規則	178
○静岡市有度山総合公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則	182
○静岡市会計管理者等事務専決規則の一部を改正する規則	183
○静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則	187
○静岡市会計規則の一部を改正する規則	191
○静岡市知的障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則	195
○静岡市公印規則の一部を改正する規則	196
○静岡市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	205
○静岡市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	213
○静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	221
○静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	222
○静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	224
○静岡市森林法施行細則の一部を改正する規則	225
○静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則の一部を改正する規則	226
○静岡市旅館業法等の施行に関する規則の一部を改正する規則	228
○静岡市老人医療事務取扱細則を廃止する規則	230
○静岡市多目的スポーツグラウンド条例施行規則の一部を改正する規則	231
○静岡市健康増進法施行細則の一部を改正する規則	232
○静岡市県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例施行規則	234

○静岡市ふれあい健康増進館条例施行規則の一部を改正する規則	236
○市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則及び静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則	237
○静岡市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則	238
○静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則	239
○静岡市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則	240
○静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則	241
○静岡市消防表彰規則の一部を改正する規則	242
○静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する規則の一部を改正する規則	243
○静岡市簡易水道事業会計規則	246
○静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則	307
○静岡市温泉法施行細則の一部を改正する規則	321
○静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則	326
○静岡市事務専決規則の一部を改正する規則	332
○静岡市自転車競走実施規則の一部を改正する規則	344
○静岡市身体障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則	345
○静岡市予算規則の一部を改正する規則	346
○市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	352
○静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則	354
○静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則	357
○静岡市委託業務検査規則	358

人事委員会規則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	359
○静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則及び静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則	360
○静岡市人事委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則	368

教育委員会規則

○静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則	370
○静岡市総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則	371
○静岡市体育館条例施行規則の一部を改正する規則	373
○静岡市城北運動場条例施行規則の一部を改正する規則	374

- 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則・・・375
- 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則の一部を改正する規則・・・378
- 静岡市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則・・・379
- 静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則の一部を改正する規則・・・380
- 静岡市キャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則・・・382
- 静岡市清水庵原球場条例施行規則の一部を改正する規則・・・385
- 静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則・・・386
- 静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・393
- 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則
 ・・394
- 静岡市自然の家条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・396
- 静岡市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・401

上下水道局管理規程

- 静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・403
- 静岡市水道事業及び下水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程の一部を改正する規
 程・・404
- 静岡市企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程・・・405
- 静岡市企業職員で非常勤のものに対する給与の種類及び基準に関する規程・・・・・・・・406
- 静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・408
- 静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・420
- 静岡市上下水道局公印規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・428
- 静岡市下水道条例施行規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・434

訓 令

- 静岡市蒲原庁舎における宿直及び日直に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・436
- 静岡市職員の人事評価に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・437
- 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条第6項の規定による休憩時間の短縮に
 係る請求等の手続に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・438
- 静岡市職員出勤簿整理規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・439
- 静岡市職員安全衛生管理規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・440
- 静岡市委託業務等業者選定委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・447

消防本部訓令

- 静岡市消防局及び消防署処務規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・450
- 静岡市消防吏員被服等の貸与に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・451
- 静岡市消防局警防規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・452
- 静岡市消防吏員制服着用規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・454

告 示

- 静岡市土地利用委員会要綱の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・456
- 国民健康保険法第80条の2の規定による保険料の徴収の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・457
- 介護保険法第144条の2の規定による保険料の収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・458
- 静岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正・・・・・・・・・・・・459
- 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・460
- 静岡市簡易水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定に関する告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・465
- 地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・467
- 地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定した告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・469
- 静岡都市計画事業番町西土地区画整理事業清算金取扱要領の廃止・・・・・・・・470

消防本部告示

- 静岡市防火基準への適合を示す表示マークに関する規程の一部改正・・・・・・・・472

監査委員告示

- 静岡市監査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・475
- 静岡市監査委員事務局規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・484

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市まちづくり活動支援基金条例（令和2年静岡市条例第15号）

まちづくりに資する公益的な活動を行う団体の支援に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年静岡市条例第16号）

社会福祉法の一部改正に伴い、無料定額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市動物愛護管理員の設置に関する条例（令和2年静岡市条例第17号）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物の愛護及び管理に関する事務を行う動物愛護管理員を設置するため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例（令和2年静岡市条例第18号）

県営土地改良事業に係る特別徴収金について、必要な事項を定めるため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市簡易水道事業の設置等に関する条例（令和2年静岡市条例第19号）

地方公営企業法の規定に基づき、簡易水道事業の設置等について、必要な事項を定めるため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市簡易水道条例（令和2年静岡市条例第20号）

簡易水道の管理及び使用について、必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

◇ 静岡市中央卸売市場業務条例（令和2年静岡市条例第21号）

卸売市場法の一部改正に伴い、中央卸売市場の業務運営、施設の管理等について、必要な事項を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第22号）

地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者の報告の対象職員に会計年度任用職員を加えるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員定数条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第23号）

市長の事務部局等における職員定数を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第24号）

地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の休職期間の上限を定めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第25号）

地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の減給の効果を定めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第26号）

地方公務員法の一部改正に伴い、育児休業をしている会計年度任用職員の期末手当の支給及び職務復帰後における号給の調整について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第27号）

地方公務員法の一部改正に伴い、給料を支給される職員の補償基礎額を定めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第28号）

自己都合等退職者の退職手当の額の特例を廃止するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第29号）

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令、高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、建築関係手数料及び消防関係手数料について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第30号）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額の引上げ等について必要な事項を改めるとともに、静岡市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえて保険料率を見直すため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第31号）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、静岡市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第32号）

公の施設に関する使用料の設定基準に基づき、利用料金の限度額を改めるとともに、70歳以上の者の料金の新設及び生徒等料金の対象施設を拡充するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市体育館条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第33号）

公の施設に関する使用料の設定基準に基づき、使用料及び利用料金の限度額を改めるとともに、70歳以上の者の料金の新設及び生徒等料金の対象施設を拡充するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市城北運動場条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第34号）

公の施設に関する使用料の設定基準に基づき、利用料金の限度額を改めるとともに、生徒等及び70歳以上の者の料金を新設するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第35号）

公の施設に関する使用料の設定基準に基づき、利用料金の限度額を改めるとともに、70歳以上の者の料金を新設するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第36号）

公の施設に関する使用料の設定基準に基づき、利用料金の限度額を改めるとともに、70歳以上の者の料金を新設するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市スポーツ広場条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第37号）

公の施設に関する使用料の設定基準に基づき、利用料金の限度額を改めるとともに、70歳以上の者の料金の新設及び生徒等料金の対象施設を拡充するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市清水駅東ロクライミング場条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第38号）

公の施設に関する使用料の設定基準に基づき、使用料を改めるとともに、70歳以上の者の料金を新設するた

め、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第39号）

公の施設に関する使用料の設定基準に基づき、使用料を改めるとともに、70歳以上の者の料金を新設するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市多目的スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第40号）

公の施設に関する使用料の設定基準に基づき、使用料を改めるとともに、70歳以上の者の料金を新設するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第41号）

公の施設に関する使用料の設定基準に基づき、利用料金の限度額を改めるとともに、70歳以上の者の料金を新設するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第42号）

公の施設に関する使用料の設定基準に基づき、使用料を改めるとともに、70歳以上の者の料金を新設するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市テニス広場条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第43号）

使用料に生徒等及び70歳以上の者の料金を新設するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市地域福祉共生センター条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第44号）

地域福祉共生センターの会議室及びホールの使用料を定めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市食品衛生法の施行等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第45号）

食品衛生法等の一部改正に伴い、管理運営の基準を削除するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市立看護専門学校条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第46号）

大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴い、授業料の減額等について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第47号）

浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について定めるとともに、引用条項の整理を行うため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市霊柩自動車利用条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第48号）

公の施設に関する使用料の設定基準に基づき、霊柩自動車の使用料を改めるとともに、車種区分を廃止するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市ふれあい健康増進館条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第49号）

利用料金の限度額に70歳以上の者の料金の対象を拡充するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市漁港管理条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第50号）

模範漁港管理規程例の一部改正に伴い、甲種漁港施設の占有期間の上限を延長するとともに、使用料等の徴収方法について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市都市公園条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第51号）

公の施設に関する使用料の設定基準に基づき、利用料金の限度額を改めるとともに、70歳以上の者の料金の新設及び生徒等料金の対象施設を拡充するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第52号）

公の施設に関する使用料の設定基準に基づき、利用料金の限度額を改めるとともに、70歳以上の者の料金の新設及び生徒等料金の対象施設を拡充するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市営住宅条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第53号）

民法の一部改正に伴い、損賠賠償金の利率を改めるとともに、清水三保団地を廃止するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第54号）

玉川小学校及び玉川中学校を小中一貫校として運営することに伴い、中学校の位置を変更するため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市図書館条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第55号）

南部図書館の研修室及び視聴覚ホールの利用を廃止するため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市自然の家条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第56号）

自然の家宿泊棟新館1階個室の供用開始に伴い、新たに使用料を定めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第57号）

機能別団員制度の導入に伴い、機能別団員の年額報酬を定めるため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第58号）

基本料金の改定、料金の端数計算の廃止及び料金算定の特例の変更をするため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」の通園訓練に関する条例を廃止する条例（令和2年静岡市条例第59号）

類似サービスの提供体制が確立したことなどに伴い、本条例を廃止することとした。

- ◇ 静岡都市計画事業番町西土地区画整理事業施行条例を廃止する条例（令和2年静岡市条例第60号）

番町西土地区画整理事業における換地処分のお知らせ及び土地区画整理事業清算金の交付徴収が完了したことに伴い、本条例を廃止することとした。

- ◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第61号）

温泉採取許可等に係る権限が県から移譲されることに伴い、衛生関係手数料について、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市まちづくり活動支援基金条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第15号

静岡市まちづくり活動支援基金条例

(設置)

第1条 まちづくりに資する公益的な活動を行う団体の支援に要する経費の財源に充てるため、静岡市まちづくり活動支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。

(1) 市長が指定するまちづくりに資する公益的な活動を行う団体の支援を推進するための寄附金

(2) 第4条の規定により基金に編入する金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第16号

静岡市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本方針（第3条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第4条—第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（無料低額宿泊所の範囲）

第2条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

（1）次のいずれかの事項を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定しない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被

保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

第2章 基本方針

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第6条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）を、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

(運営規程)

第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、運営規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(規模)

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービスの提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下
- (2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下
- (2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

5 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）は、サテライト型住居について、第9条各項に規定する記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。
- 4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
 - (1) 居室
 - (2) 炊事設備
 - (3) 洗面所
 - (4) 便所
 - (5) 浴室
 - (6) 洗濯室又は洗濯場
- 5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。
 - (1) 共用室
 - (2) 相談室
 - (3) 食堂
- 6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。
 - エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。
 - オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。
 - カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。
 - (2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - (3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。
 - (4) 便所 入居定員に適したものを設けること。
 - (5) 浴室

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下「日常生活支援住居施設」という。)に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービス内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間(1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約(借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。)の場合は、1年とする。)及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記

すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項及び第2項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法

8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により第1項の重要事項及び第2項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第7項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第1項の重要事項及び第2項の事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況

等の把握に努めなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 居室使用料
 - (3) 共益費
 - (4) 光熱水費
 - (5) 日用品費
 - (6) 基本サービス費
 - (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
- 2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。
- (1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
 - (2) 居室使用料
 - ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
 - イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
 - (3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
 - (4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
 - (5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
 - (6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

(サービス提供の方針)

第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が1つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合は、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第24条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第26条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- (4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- (5) 第14条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録

について定期的に入居者本人に報告を行うこと。

- (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出ること。
- (11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、市長の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(掲示及び公表)

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市長、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第32条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第32条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第12条第6項第1号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行後3年間は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成27年6月30日において事業の用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同年7月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないものについては、同ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料

低額宿泊所としての利用に供することができる。

- (1) 居室の床面積が、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。
 - (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
 - (3) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 - (4) 第12条第5項第1号の規定にかかわらず、共用室を設けること。
 - (5) 居室の床面積の改善についての計画を、市長と協議の上作成すること。
 - (6) 前号の規定により作成した計画を市長に提出するとともに、段階的かつ計画的に第12条第6項第1号ウに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
- 4 前項の建物については、同項第5号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。

静岡市動物愛護管理員の設置に関する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第17号

静岡市動物愛護管理員の設置に関する条例

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第37条の3第1項に規定する職員として、市に動物愛護管理員を置く。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

静岡市県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第18号

静岡市県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第87条の3第1項の規定に基づき静岡県が行う土地改良事業（以下「県営土地改良事業」という。）に係る法第91条の2第6項の規定による特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別徴収金の徴収)

第2条 市長は、県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該県営土地改良事業の計画を定めた旨の公告をした日から、法第113条の3第3項の規定による当該県営土地改良事業の工事の完了の旨の公告をした日（その公告において工事完了の日が示された場合にあつては、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、法第91条の2第6項各号に定める場合に該当したときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 特別徴収金は、一時に全額を徴収するものとする。

(特別徴収金の額)

第3条 特別徴収金の額は、県営土地改良事業に要する費用の額のうち、法第91条第6項の規定により市が負担する額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額とする。

(特別徴収金の減額又は免除)

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、特別徴収金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市簡易水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第19号

静岡市簡易水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、静岡市の経営する簡易水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(簡易水道事業の設置)

第2条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、静岡市に簡易水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 簡易水道事業の経営の基本を次のように定める。

名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
静岡市日向簡易水道	静岡市葵区日向の一部	282人	200立方メートル
静岡市井川簡易水道	静岡市葵区井川の一部、田代の一部、小河内の一部及び岩崎の一部	552人	434立方メートル
静岡市坂ノ上簡易水道	静岡市葵区坂ノ上の一部	350人	123立方メートル

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算に定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件1万平方メートル以上のも

のに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(資本剰余金)

第6条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 簡易水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又は目的物の価額が1件につき50万円を超えるもの

(2) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、1件につきその額が300万円を超えるもの。ただし、次に掲げるものは、除くものとする。

ア 交通事故に係る損害賠償の額の決定で、その額が自動車損害賠償責任保険契約、自動車保険普通保険契約又は自動車損害共済委託契約により支払われる保険金の額及び填補額に免責金額を加えた額を超えないもの

イ 簡易水道事業の用に供する施設の設置若しくは管理上の事故に係る損害賠償の額の決定で、その額が簡易水道事業の用に供する施設に係る賠償責任保険契約により支払われる填補額に免責金額を加えた額を超えないもの

(業務状況説明書類の作成)

第9条 市長は、簡易水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要があると認める事項

3 天災その他のやむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(静岡市特別会計条例の一部改正)

2 静岡市特別会計条例（平成15年静岡市条例第56号）の一部を次のように改める。

第1条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

静岡市簡易水道条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第20号

静岡市簡易水道条例

静岡市の設置する簡易水道（簡易水道事業の用に供する水道をいう。）の管理及び使用については、静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）の規定（第21条及び第32条第1項第1号を除く。）を準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（静岡市簡易水道条例の廃止）

- 2 静岡市簡易水道条例（平成15年静岡市条例第300号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の静岡市簡易水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

静岡市中央卸売市場業務条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第21号

静岡市中央卸売市場業務条例

静岡市中央卸売市場業務条例（平成15年静岡市条例第216号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第7条—第19条）

第2節 仲卸業者（第20条—第25条）

第3節 売買参加者（第26条—第29条）

第4節 関連事業者（第30条—第35条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第36条—第53条）

第4章 市場施設の使用（第54条—第59条）

第5章 監督（第60条—第63条）

第6章 静岡市中央卸売市場開設運営協議会（第64条）

第7章 雑則（第65条—第71条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、静岡市中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第4条第4項に定める事項及び業務運営、施設の管理その他必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化と流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 卸売業者 第7条第1項の規定による市長の許可を受けて卸売をする業務を行う者をいう。
- (2) 仲卸業者 第20条第1項の規定による市長の許可を受けて販売を行う者をいう。
- (3) 売買参加者 第26条第1項の規定による市長の許可を受けて卸売を受ける者をいう。
- (4) 関連事業者 第30条第1項の規定による市長の許可を受けて同項に規定する事業を行う者をいう。

(市場の位置)

第3条 市場の位置は、静岡市葵区流通センター1番1号とする。

(取扱品目)

第4条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該各号に定めるところとする。

- (1) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品
- (2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品

(開場の期日)

第5条 市場は、次に掲げる日を除き、毎日開場するものとする。

- (1) 日曜日（1月5日及び12月27日から30日までの日曜日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月31日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、市場を前項各号に掲げる日（以下「休日」という。）に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

3 市長は、前項の規定により市場を休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとする場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮するものとする。

(開場の時間)

第6条 市場の開場の時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 卸売業者の行う販売の開始時刻及び終了時刻は、前項に規定する開場時間の範囲内で規則

で定める。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業務の許可)

第7条 市場において法第2条第4項に規定する卸売業者として卸売をする業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより、第4条各号に掲げる取扱品目の部類（以下「取扱品目の部類」という。）ごとに市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が第12条第1項若しくは第2項又は第62条第1項第1号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が同一の取扱品目の部類で許可を受けた仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (5) 申請者が卸売業者の業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (6) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるとき。
- (7) 申請者が暴力団（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（静岡市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (8) 申請者の業務に従事させている者のうちに暴力団員等、暴力団員の配偶者（静岡市暴力団排除条例第6条第2項に規定する暴力団員の配偶者をいう。以下同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有するものがあるとき。

(保証金の預託)

第8条 卸売業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売業者の業務を開始してはならない。

3 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該各号に定める金額の範囲内で規則で定める。

(1) 青果部 300万円以上1,600万円以下

(2) 水産物部 300万円以上2,400万円以下

(保証金の追加預託)

第9条 前条第1項の規定により預託した保証金について差押、仮差押又は仮処分の命令の送達があったとき、国税滞納処分若しくは地方税滞納処分又はこれらの例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期日の経過後からその預託を完了するまでは、卸売業者の業務を行うことができない。

(保証金の充当)

第10条 市長は、卸売業者が使用料、手数料その他市場に関して市長に納付すべき金額の納付を怠ったときは、当該卸売業者が市長に預託した保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

3 第1項の優先して弁済を受ける権利は、前項の優先して弁済を受ける権利に優先する。

(保証金の返還)

第11条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しない。

2 前項の規定により返還する保証金には、利子を付さない。

(卸売業務の許可の取消し)

第12条 市長は、卸売業者が第7条第2項各号（第3号及び第5号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第7条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に市

場における卸売業者の業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上市場における卸売の業務を休止したとき。

3 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行なわなければならない。

(卸売業者の事業の譲渡し等)

第13条 卸売業者が事業（市場における卸売業者の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときにあつては、その者をいう。第23条、第28条及び第34条において同じ。）が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、当該相続について規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、相続人は、卸売業者の地位を承継する。

4 前3項の規定による認可については、第7条第2項の規定を準用する。この場合において、同項各号中「申請者」とあるのは、「その申請に係る譲受人、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人又は相続人」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第14条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(2) 商号を変更したとき。

(3) 法人である場合にあつては、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

(4) 卸売業者の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

2 卸売業者が死亡したとき（前条第3項の認可を受けたときを除く。）、解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第15条 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合は、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

（競り人の登録）

第16条 卸売業者が市場において行う卸売の競り人は、その者について当該卸売業者が市長の登録を受けている者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の登録の申請があった場合は、次項の規定により登録をしない場合を除き、規則で定めるところにより、競り人を登録するものとする。

4 市長は、第1項の登録の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

（1）申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

（2）申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないものであるとき。

（3）申請者が仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの役員若しくは使用人であるとき。

（4）申請者が次条又は第62条第3項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

（5）申請者が暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員等と密接な関係を有するものであるとき。

（6）申請者が競りを遂行するのに必要な経験又は能力を有しない者であるとき。

（7）第1項の登録の申請に虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

（競り人の登録の取消し）

第17条 市長は、競り人が前条第4項各号（第4号及び第6号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき、又は競りを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

（競り人の登録の消除）

第18条 市長は、競り人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を消除するものと

する。

- (1) 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。
- (2) 卸売業者が当該競り人に係る登録の取消しを申請したとき。
- (3) 第62条第4項の規定により登録の取消しの処分を受けたとき。

(競り人章の着用)

第19条 競り人は、卸売の競りに従事するときは、競り人章を着用しなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業務の許可)

第20条 市場において法第2条第5項に規定する仲卸業者として販売をしようとする者は、規則で定めるところにより、取扱品目の部類ごとに市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁固以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が第22条第1項若しくは第2項又は第62条第1項第2号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が同一の取扱品目の部類で許可を受けた卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (5) 申請者が仲卸業者の業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (6) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるとき。
- (7) 申請者が暴力団又は暴力団員等であるとき。
- (8) 申請者の業務に従事させている者のうちに暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員等と密接な関係を有するものがあるとき。

(保証金の預託等)

第21条 仲卸業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、仲卸業者の業務を開始してはならない。

3 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、20万円以上60万円以下の範囲内で規則で定める。

4 第1項の保証金については、第9条から第11条までの規定を準用する。

(仲卸業務の許可の取消し)

第22条 市長は、仲卸業者が第20条第2項各号（第3号及び第5号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第20条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に市場における仲卸業者の業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上市場における仲卸業者の業務を休止したとき。

(3) 正当な理由がないのに業務の遂行を怠ったとき。

3 前項の規定による許可の取消しについては、第12条第3項の規定を準用する。

(仲卸業者の事業の譲渡し等)

第23条 仲卸業者が事業（市場における仲卸業者の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者である法人の合併の場合又は分割の場合（市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 仲卸業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、当該相続について規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、相続人は、仲卸業者の地位を承継する。

4 前3項の規定による認可については、第20条第2項の規定を準用する。この場合において、同項各号中「申請者」とあるのは、「その申請に係る譲受人、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人又は相続人」と読み替えるものとする。

(事業報告書の提出)

第24条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出し

なければならない。

(準用)

第25条 第14条の規定は、仲卸業者について準用する。

第3節 売買参加者

(売買参加者の許可)

第26条 市場において卸売業者から競り売り又は入札の方法による卸売を受けようとする者は、規則で定めるところにより、取扱品目の部類ごとに市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が次条又は第62条第1項第3号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者が同一の取扱品目の部類で許可を受けた卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (4) 申請者が売買参加者の業務を的確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者がいるとき。
- (6) 申請者が暴力団又は暴力団員等であるとき。
- (7) 申請者の業務に従事させている者のうちに暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員等と密接な関係を有するものがあるとき。

(売買参加者の許可の取消し)

第27条 市長は、売買参加者が前条第2項各号(第2号及び第4号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

(売買参加者の事業の譲渡し等)

第28条 売買参加者が事業(市場における売買参加者の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、譲受人は、売買参加者の地位を承継する。

2 売買参加者である法人の合併の場合又は分割の場合(市場における売買参加者の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について規則で定めるところにより市

長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、売買参加者の地位を承継する。

3 売買参加者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた市場における売買参加者の業務を引き続き営もうとするときは、当該相続について規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、相続人は、売買参加者の地位を承継する。

4 前3項の規定による認可については、第26条第2項の規定を準用する。この場合において、同項各号中「申請者」とあるのは、「その申請に係る譲受人、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における売買参加者の業務を承継する法人又は相続人」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第29条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (2) 商号を変更したとき。
- (3) 法人である場合にあっては、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。
- (4) 売買参加者の業務を廃止したとき。

2 売買参加者が死亡したとき（前条第3項の認可を受けたときを除く。）、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第4節 関連事業者

(関連事業の許可)

第30条 市場内の店舗その他の施設において、市場機能の充実を図り、又は卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。）その他市場の利用者に便益を提供する事業を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

- (3) 申請者が第32条第1項若しくは第2項又は第62条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が関連事業者の業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が法人であって、その業務を遂行する役員のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者がいるとき。
- (6) 申請者が暴力団又は暴力団員等であるとき。
- (7) 申請者の業務に従事させている者のうちに暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員等と密接な関係を有するものがあるとき。

(保証金の預託等)

第31条 関連事業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

- 2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、関連事業者の業務を開始してはならない。
- 3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、第58条第1項の使用料の月額額の6倍に相当する額の範囲内で規則で定める。
- 4 第1項の保証金については、第9条から第11条までの規定を準用する。

(関連事業者の許可の取消し)

第32条 市長は、関連事業者が第30条第2項各号（第3号及び第4号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

- 2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。
 - (1) 正当な理由がないのに第30条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に市場における関連事業者の業務を開始しないとき。
 - (2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上市場における関連事業者の業務を休止したとき。
 - (3) 正当な理由がないのに業務の遂行を怠ったとき。

(関連事業者に対する指示)

第33条 市長は、関連事業者の行う業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務について必要な指示をすることができる。

(関連事業者の事業の譲渡し等)

第34条 関連事業者が事業（市場における関連事業者の業務に係るものに限る。）の譲渡しを

する場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、譲受人は、関連事業者の地位を承継する。

2 関連事業者である法人の合併の場合又は分割の場合（市場における関連事業者の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、関連事業者の地位を承継する。

3 関連事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた市場における関連事業者の業務を引き続き営もうとするときは、当該相続について規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、相続人は、関連事業者の地位を承継する。

4 前3項の規定による認可については、第30条第2項の規定を準用する。この場合において、同項各号中「申請者」とあるのは、「その申請に係る譲受人、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における関連事業者の業務を承継する法人又は相続人」と読み替えるものとする。

（準用）

第35条 第14条の規定は、関連事業者について準用する。

第3章 売買取引及び決済の方法

（売買取引の原則）

第36条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

（売買取引の方法）

第37条 卸売業者は、市場において競り売り若しくは入札又は相対による取引の方法により、卸売をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合その他規則で定める場合であつて市長が売買取引の方法を指示したときは、競り売り又は入札の方法によらなければならない。

3 卸売業者は、売買取引の方法を定めたとき、又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第38条 市長は、市場における業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人その他市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の

買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(受託拒否の禁止)

第39条 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込み（以下「委託の申込み」という。）があった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

(卸売業者の報告の義務)

第40条 卸売業者は、市場における卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

第41条 卸売業者は、取扱品目について市場外にある物品の販売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

第42条 卸売業者は、委託の申込みがあった物品を自ら買い受けたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(売買取引の条件の公表)

第43条 卸売業者は、規則で定めるところにより、取扱品目、売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）その他の事項を公表しなければならない。

(受託物品の受領通知及び検収)

第44条 卸売業者は、委託者から受託物品を受領したときは、規則で定めるところにより、委託者に通知しなければならない。

2 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実にを行い、物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受けなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者が立ち会っている場合で当該異状を認めるときは、この限りでない。

3 卸売業者は、受託物品の異状については、前項ただし書に規定する場合を除き、前項の確認を受けなければ委託者に対抗することができない。

(卸売をした物品の相手方の明示)

第45条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売をした物品を買い受けた仲卸業者、売買参加者その他の買受人が明らかになるよう措置しなければならない。

(仲卸業者の報告の義務)

第46条 仲卸業者は、卸売業者及び仲卸業者以外の者からその許可に係る取扱品目の部類に属する物品を買い入れて販売したときは、規則で定めるところにより、その買入物品の販売金額その他規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

(売買取引の制限)

第47条 市長は、競り売り又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、売買取引を差し止め、又は競り直し若しくは再入札を命ずることができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。
- (2) 不当な価格が形成されていると認めるとき、又は形成されるおそれがあると認めるとき。

2 市長は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、売買取引を差し止めることができる。

- (1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。
- (2) 代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品等の売買取引の禁止等)

第48条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品等は、市場において売買取引し、又は売買取引の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品等の売買取引を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売業者による売買取引の結果等の報告及び公表)

第49条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、あらかじめその日の主要な品目に関する規則で定める事項を市長に報告し、及び公表しなければならない。

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後その日の品目に関する規則で定める事項を市長に報告し、並びにその日の主要な品目に関し規則で定める事項を市長に報告し、及び公表しなければならない。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月、その月の前月に卸売をした物品の数量及び卸売金額（競り売り若しくは入札又は相対による取引に係る金額にその8パーセントに相当する額を加えた金額をいう。以下同じ。）を市長に報告し、並びにその月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等の種類ごとの交付額（第43条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に限り。）を公表しなければならない。

(開設者による売買取引の結果等の公表)

第50条 市長は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、その日の主要な品目に関する規則で定める事項を取扱品目の部類ごとに公表するものとする。

2 市長は、卸売業者から前条第2項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、その日の主要な品目に関する規則で定める事項を取扱品目の部類ごとに公表するも

のとする。

- 3 市長は、卸売業者から前条第3項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、その月の前月に卸売をした物品の数量及び卸売金額を取扱品目の部類ごとに公表するものとする。

(仕切及び送金)

第51条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、規則で定めるところにより当該卸売をした物品の品目、等級、単価（競り売り若しくは入札又は相対による取引に係る金額をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の8パーセントに相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第53条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の8パーセントに相当する金額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

(決済の方法)

第52条 取引参加者は、市場において、規則に定める方法により、決済を行わなければならない。

(卸売代金の変更の禁止)

第53条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、市長の指定する検査員が規則で定める正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

第4章 市場施設の使用

(使用の指定等)

第54条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

- 2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項に規定する者以外の者に対し、市場施設の使用を許可することができる。
- 3 前項の許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のため使用する者又は臨時に使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。

4 前項の保証金の額は、第58条第1項の使用料の月額に6倍に相当する額の範囲内で規則で定める。

5 第4項の保証金については、第9条から第11条までの規定を準用する。

(使用上の義務等)

第55条 前条第1項の規定により指定された施設を使用する者又は同条第2項の許可を受けた者（以下これらを「使用者」という。）は、善良な管理者の注意をもって市場施設を使用しなければならない。

2 使用者は、市場施設の用途を変更し、又は市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

3 使用者は、市場施設に建築、造作、工作物の設置、模様替えその他市場施設の現状に変更を加える行為をするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

4 使用者が前項の承認を受けて、市場施設に建築、造作、工作物の設置、模様替えその他市場施設の現状に変更を加える行為をしたときは、市長は使用者に対し、返還の際原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命じることができる。

5 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、第3項の承認をした後であっても、使用者に対し、必要な指示をし、若しくはその計画を変更させ、又は物件の除去若しくは原状回復を命ずることができる。

6 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、損傷し、又は汚損した者に対して、その修復を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第56条 使用者の死亡、解散、廃業、業務の許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、その相続人、清算人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定等の取消し等)

第57条 市長は、市場施設についての業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(使用料等)

第58条 市場施設の使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）は、月単位で徴

収するものとし、その額は別表に定める金額の範囲内で規則で定める。

- 2 市場において使用する電気、ガス、水道等の費用その他の規則で定める費用は、使用者の負担とする。
- 3 使用期間が、1月に満たない場合の使用料の額は、日割計算による。
- 4 前3項に定めるもののほか、使用料等に関し必要な事項は、規則で定める。

(使用料の減額又は免除)

第59条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 第57条の規定に基づく措置により、使用停止になったとき。
- (2) 使用者の責めに帰すことができない理由によって市場施設を使用できなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

第5章 監督

(報告及び立入検査)

第60条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者、売買参加者若しくは関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は市長の指定する検査員に、その事務所その他業務を行う場所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする検査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第61条 市長は、卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における卸売業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

- (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下回った場合
- (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回った場合
- (3) 連続する3事業年度以上の事業年度において、経常損失が生じた場合

- 2 市長は、市場における卸売業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると

認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 市長は、仲卸業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における仲卸業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下回った場合

(2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回った場合

(3) 連続する3事業年度以上の事業年度において、経常損失が生じた場合

4 市長は、市場における仲卸業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

5 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第62条 市長は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、これらの者に対し、5万円以下の過料を科し、又は卸売業者にあつては第1号、仲卸業者にあつては第2号、売買参加者にあつては第3号及び第4号に掲げる処分をすることができる。

(1) 第7条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

(2) 第20条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

(3) 第26条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る売買参加者の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

(4) 第54条第2項の規定により市場施設を使用している者にあつては、その許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずること。

2 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に

違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、第30条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、第54条第2項の規定により市場施設を使用している者（売買参加者を除く。）が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、その許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

4 市長は、競り人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) 競り売りに関して委託者、仲卸業者又は売買参加者と気脈を通じ不当な処置をし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

(3) その業務に関して委託者、仲卸業者又は売買参加者から金品その他の利益を收受したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市場において競り人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して市長が6月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その法人又は人に対して第1項から第3項までの規定を適用する。

6 前各項の規定による許可又は登録の取消しの処分については、第12条第3項の規定を準用する。

(処分による損害賠償責任)

第63条 市場施設の使用人又は相続人等がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に基づいて行う処分によって損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

第6章 静岡市中央卸売市場開設運営協議会

第64条 市場の業務の運営及び市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、静岡市中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、生鮮食料品等の生産、流通及び消費に関し学識経験がある者のうちから市長が委

嘱する。

- 4 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(卸売の業務の代行)

第65条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し委託の申込みのあった物品について、他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

- 2 卸売業者は、前項に規定する理由に該当し、卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合は、委託の申込みのあった物品について、その種類、数量、委託者その他委託に関する事項を直ちに市長に届け出なければならない。

- 3 第1項の規定により卸売の業務の代行を命ぜられた卸売業者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

- 4 市長は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がいないとき、又は第1項の卸売の業務を他の卸売業者に行わせることが不相当と認めるときは、自ら卸売の業務を行うものとする。

- 5 市長は、前項の規定により、自ら委託物品の販売をするときは、直ちにその旨を委託者に通知するものとする。

- 6 市場に出荷された物品について、委託の引受けをする卸売業者が不明な場合には、前各項の規定を準用する。

(災害時における生鮮食料品等の確保)

第66条 市長は、災害の発生に際して、法令で定めるもののほか、生鮮食料品等を確保するため特に必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、生鮮食料品等の確保について必要な協力を要請するものとする。

(無許可営業の禁止)

第67条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合及び市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対して、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入り等に対する指示)

第68条 市場への出入り、市場施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び市場内での運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対して、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出若しくは市場内での運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第69条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対して、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(許可等の制限)

第70条 この条例の規定による許可、認可、指定又は承認には、必要な条件を付することができる。

2 前項の条件は、許可、認可、指定又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、指定又は承認を受けた者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

(委任)

第71条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第15条第1項の規定による許可を受けていた者（旧法第21条第1項及び第2項の認可を受けた者を含む。）は、施行日において第7条第1項の規定による許可を受けた者（第13条第1項及び第2項の認可を受けた者を含む。）とみなす。

3 施行日の前日において改正前の静岡市中央卸売市場業務条例（以下「旧条例」という。）第26条第1項の規定による承認を受けていた者は、施行日において第26条第1項の規定による許可を受けた者とみなす。

4 施行日の前日までに、旧法及び旧条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第58条関係）

種別	金額
卸売業者市場使用料	第49条第3項の規定による報告に係る卸売した物品の卸売金額につきその額の1,000分の3に相当する額及び卸売場の面積1平方メートルにつき 月額 140円
仲卸業者市場使用料	第46条の規定による報告に係る買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の1,000分の3に相当する額及び仲卸売場1平方メートルにつき 月額 800円
関連事業者市場使用料	1平方メートルにつき 月額 1,100円
事務所使用料	1平方メートルにつき 月額 800円
買荷保管所使用料A	1平方メートルにつき 月額 400円
買荷保管所使用料B	1平方メートルにつき 月額 700円
買荷保管所使用料C	1平方メートルにつき 月額 140円
倉庫使用料	1平方メートルにつき 月額 700円
低温倉庫使用料	1平方メートルにつき 月額 1,000円
青果低温卸売場使用料	一式 月額 345,000円
東側水産低温卸売場使用料	一式 月額 155,000円
西側水産低温卸売場使用料	一式 月額 83,700円
保冷施設使用料	一式（7m×7m） 月額 63,200円
F級冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき 月額 1,400円
C級冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき 月額 1,150円
製氷機使用料	機械一式 月額 301,300円
水産配送センター使用料	一式 月額 1,300,000円
加工処理場使用料	1平方メートルにつき 月額 800円
屋上駐車場使用料	自動車1台につき 月額 2,000円
空地使用料	1平方メートルにつき 月額 50円

備考 面積に係る使用料並びに青果低温卸売場使用料、東側水産低温卸売場使用料、西側水産低温卸売場使用料、保冷施設使用料、製氷機使用料、水産配送センター使用料及び屋上駐車場使用料については、この表の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）とする。

静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第22号

静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年静岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第23号

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

（2）市長の事務部局の職員 4,066人

第2条第5号を次のように改める。

（5）教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,434人

第2条第9号を次のように改める。

（9）企業職員 335人

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第24号

静岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の分限に関する条例(平成15年静岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 7 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第25号

静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成15年静岡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）第11条の基本報酬の額）」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第26号

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「の基準日」の次に「又は静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）第10条第1項（同条例第18条において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第22条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第27号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成15年静岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償については、なお従前の例による。

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第28号

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第15項の前の見出し及び同項を削る。

附則第16項の前の見出しとして「(退職手当の額の特例)」を付し、同項を附則第15項とし、附則第17項を附則第16項とする。

附則第18項中「附則第16項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とし、附則第19項から第24項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第25項中「附則第15項、第17項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第24項とする。

附則第26項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項を附則第25項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に退職した職員に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第29号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第7中

「

建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ（2）及びロ（2）に適合することを審査する場合	18,000円	
			その他の場合	37,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ（2）及びロ（2）に適合することを審査する場合	申請戸数が1のもの 18,000円	を

」

「

建築物のエネルギー消費性能に	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第	18,000円
----------------	---------	------------------------	---------

係る技術的審査適合証を添付しない場合			1条第2号イ(2)(i)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に適合することを審査する場合	
			その他の場合	37,000円
一戸建て住宅以外の住宅	住戸部分	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に適合することを審査する場合	申請戸数が1のもの	18,000円

改める。

別表第9中

「

繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査	内容積1リットル未満の容器	150円
	内容積1リットル以上5リットル未満の容器	160円
	内容積5リットル以上30リットル未満の容器	260円
	内容積30リットル以上150リットル未満の容器	320円
	内容積150リットル以上の容器	320円に10リットル又は10リットルに

		満たない端数を増すごとに57円を加えた額	を
高強度鋼容器（温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査	内容積1リットル未満の容器	140円	
	内容積1リットル以上5リットル未満の容器	160円	
	内容積5リットル以上30リットル未満の容器	210円	
	内容積30リットル以上の容器	210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた額	

「

繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器（温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査	内容積1リットル未満の容器	150円	
	内容積1リットル以上5リットル未満の容器	160円	
	内容積5リットル以上30リットル未満の容器	260円	
	内容積30リットル以上150リットル未満の容器	320円	

	内容積150リットル以上の容器	320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた額	に
高強度鋼容器（温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器、繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査	内容積1リットル未満の容器	140円	
	内容積1リットル以上5リットル未満の容器	160円	
	内容積5リットル以上30リットル未満の容器	210円	
	内容積30リットル以上の容器	210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた額	

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第30号

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「第82条第3項」を「第82条第7項」に改める。

第11条第1号中「100分の5.38」を「100分の6.08」に改め、同条第2号中「23,900円」を「24,900円」に改め、同条第3号ア中「18,900円」を「20,900円」に改め、同号イ中「9,450円」を「10,450円」に改め、同号ウ中「14,175円」を「15,675円」に改める。

第14条中「61万円」を「63万円」に改める。

第18条中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条第1項第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第31号

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成15年静岡市条例第110号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 雑則（第17条）」を「第5章 静岡市災害弔慰金等支給審査委員会（第17条）
第6章 雑則（第18条）」

に改める。

第16条の見出しを「（償還金の支払猶予等）」に改め、同条中「償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金」に、「第13条第1項及び政令第8条から第11条まで」を「第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条」に改める。

第17条を第18条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 静岡市災害弔慰金等支給審査委員会

第17条 市長の諮問に応じて、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、法第18条に規定する審議会その他の合議制の機関として、静岡市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

（1）医師

（2）弁護士

（3）前2号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

4 委員の任期は、委嘱の日から当該調査審議が終了する日までとする。

- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第32号

静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例

静岡市総合運動場条例（平成15年静岡市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第7条第1項」を「別表第1及び別表第2に掲げる施設又は設備について第7条第1項」に改める。

別表第1中「第16条関係」を「第9条、第16条関係」に改め、同表1陸上競技場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 陸上競技場の利用料金の限度額

時間区分		午前	午後	夜間	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	9,420円	12,560円	9,420円
		生徒等及び70歳以上の者	6,600円	8,800円	6,600円
	その他の場合		47,100円	62,800円	47,100円
個人利用	当日券	一般	150円	150円	—
		生徒等及び70歳以上の者	80円	80円	—
	回数券（11回分。1枚の利用は、1	一般		1,500円	—

	人一の時間区分)	生徒等及び70歳以上の者	800円	—
	整理券	一般	1人1回1時間につき 150円	
		生徒等及び70歳以上の者	1人1回1時間につき 80円	

別表第1の1陸上競技場の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第1の2屋内プールの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 屋内プールの利用料金の限度額

			時間区分	午前	午後1	午後2	夜間
			利用区分	午前10時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時30分から午後8時30分まで
専用利用	一般	夏期	1コースにつき1,340円	1コースにつき1,340円	1コースにつき1,340円	1コースにつき2,680円	
		通常期	1コースにつき2,000円	1コースにつき2,000円	1コースにつき2,000円	1コースにつき4,000円	
	生徒等及び70歳以上の者	夏期	1コースにつき940円	1コースにつき940円	1コースにつき940円	1コースにつき1,880円	
		通常期	1コースにつき1,400円	1コースにつき1,400円	1コースにつき1,400円	1コースにつき2,800円	
会議室	A会議室	収容人員70人	1,460円	1,460円	1,460円	2,920円	
	B会議室	収容人員50人	940円	940円	940円	1,880円	
個人利用	当日券	一般	夏期	210円	210円	210円	210円
			通常期	310円	310円	310円	310円

		生徒等及	夏期	110円	110円	110円	110円
		及び70歳以	通常期	160円	160円	160円	160円
整理券	一般		夏期	1人1回1時間につき 100円			
			通常期	1人1回1時間につき 150円			
	生徒等及		夏期	1人1回1時間につき 50円			
			通常期	1人1回1時間につき 80円			
回数券 (11回 分。1枚 の利用 は、1人 一の時間 区分)	一般		夏期				2,100円
			通常期				3,100円
	生徒等及		夏期				1,100円
			通常期				1,600円

別表第1の2屋内プールの利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第1の3テニスコートの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 テニスコートの利用料金の限度額

利用区分		単位	金額
テニスコート	一般	1面1利用区分帯につき	1,220円
	生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	860円
壁打ちコート	一般	1面1利用区分帯につき	270円
	生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	190円

別表第1の3テニスコートの利用料金の限度額の表備考中6を8とし、3から5までを5から7までとし、同備考2(1)中「610円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同2(2)中「270円」を「この表による金額に相当する額」に改め、同2を同備考4とし、同備考1ただし書中「610円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同

1を同備考3とし、同備考に1及び2として次のように加える。

1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者

(2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

別表第1の4ターゲットバードゴルフ場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

4 ターゲットバードゴルフ場の利用料金の限度額

利用区分		時間区分	午前	午後
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	9,570円	12,760円
		生徒等及び70歳以上の者	6,720円	8,960円
	その他の場合		47,850円	63,800円
個人利用	当日券（1人1プレイにつき）	一般		310円
		生徒等及び70歳以上の者		160円
	回数券（11枚つづり。1枚の利用は、1人1プレイ）	一般		3,100円
		生徒等及び70歳以上の者		1,600円

別表第1の4ターゲットバードゴルフ場の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第1の5グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

5 グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額

利用区分		時間区分	午前	午後
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	4,770円	6,360円
		生徒等及び70歳以上の者	3,360円	4,480円
	その他の場合		23,850円	31,800円
個人利用	当日券（1人1プレイにつき）	一般		210円
		生徒等及び70歳以上の者		110円
	回数券（11枚つづり。1枚の利用は、1人1プレイ）	一般		2,100円
		生徒等及び70歳以上の者		1,100円

別表第1の5グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第1の6野球場の利用料金の限度額の表中

「

	生徒等	5,040円	6,720円	5,040円
--	-----	--------	--------	--------

を

「

	生徒等及び70歳以上の者	4,410円	5,880円	4,410円
--	--------------	--------	--------	--------

に

改め、同表備考2中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

別表第2中「第16条関係」を「第9条、第16条関係」に改め、同表1陸上競技場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 陸上競技場の利用料金の限度額

時間区分			午前	午後	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	9,420円	12,560円	9,420円
		生徒等及び70歳以上の者	6,600円	8,800円	6,600円
	その他の場合	47,100円	62,800円	47,100円	
個人利用	当日券	一般	150円	150円	150円
		生徒等及び70歳以上の者	80円	80円	80円
	整理券	一般	1人1回1時間につき 150円		
		生徒等及び70歳以上の者	1人1回1時間につき 80円		

別表第2の1陸上競技場の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第2の2体育館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 体育館の利用料金の限度額

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	6,600円	4,400円	4,400円	13,200円
		生徒等及び70歳以上の者	4,620円	3,080円	3,080円	9,240円

	その他の場合		33,000円	22,000円	22,000円	66,000円
多 目 的 室	多目的室1	一般	1,080円	720円	720円	2,160円
		生徒等及び 70歳以上の 者	780円	520円	520円	1,560円
	多目的室2	一般	1,560円	1,040円	1,040円	2,640円
		生徒等及び 70歳以上の 者	1,110円	740円	740円	1,860円
	多目的室3	一般	1,380円	920円	920円	2,760円
		生徒等及び 70歳以上の 者	990円	660円	660円	1,980円
	多目的室4	一般	1,380円	920円	920円	2,760円
		生徒等及び 70歳以上の 者	990円	660円	660円	1,980円
	多目的室5	一般	1,080円	720円	720円	2,160円
		生徒等及び 70歳以上の 者	780円	520円	520円	1,560円
個人利用	当日券	一般	270円	270円	270円	330円
		生徒等及び 70歳以上の 者	140円	140円	140円	170円
	整理券	一般	1人1回1時間につき 150円			
		生徒等及び 70歳以上の 者	1人1回1時間につき 80円			

別表第2の2体育館の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」

を加え、同備考11中「50円」を「70円」に改め、別表第2の3武道場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 武道場の利用料金の限度額

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用利用	アマチュアスポーツ	一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円
	又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70歳以上の者	1,320円	880円	880円	2,640円
	その他の場合		9,300円	6,200円	6,200円	18,600円
個人利用	当日券	一般	270円	270円	270円	330円
		生徒等及び70歳以上の者	140円	140円	140円	170円
	整理券	一般	1人1回1時間につき 150円			
		生徒等及び70歳以上の者	1人1回1時間につき 80円			

別表第2の3武道場の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第2の5アーチェリー場・弓道場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

5 アーチェリー場・弓道場の利用料金の限度額

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用利用	一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円	

		生徒等及び70歳以上の者	1,320円	880円	880円	2,640円
個人利用	当日券	一般	150円	150円	150円	300円
		生徒等及び70歳以上の者	80円	80円	80円	150円
	回数券（12回分。1枚の利用は、1人一の時間区分）	一般	1,500円			
		生徒等及び70歳以上の者	800円			
整理券	一般	1人1回1時間につき 150円				
	生徒等及び70歳以上の者	1人1回1時間につき 80円				

別表第2の5アーチェリー場・弓道場の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の静岡市総合運動場条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に利用料金を支払った回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して総合運動場を利用することができる。

(施行前の準備)

- 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく総合運動場の利用料金の設定は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第33号

静岡市体育館条例の一部を改正する条例

静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

静岡市清水三保体育館の使用料

時間区分 利用区分			午前	午後1	午後2	夜間
			午前9時から正 午まで	午後1時から午 後3時まで	午後3時から午 後5時まで	午後6時から午 後9時まで
専 用 利 用	アリーナ	一般	4,650円	3,100円	3,100円	6,060円
		生徒等及 び70歳以 上の者	2,340円	1,560円	1,560円	3,030円
	剣道場 等	一般	1,380円	920円	920円	1,830円
		生徒等及 び70歳以 上の者	690円	460円	460円	930円

別表第1備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

静岡市由比体育館の使用料

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
専用 利用	アリーナ	一般	2,310円	1,540円	1,540円	1,940円	2,340円
		生徒等及び70歳以上の者	1,620円	1,080円	1,080円	1,360円	1,640円
	卓球場	一般	390円	260円	260円	340円	420円
		生徒等及び70歳以上の者	300円	200円	200円	250円	300円

別表第2備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

別表第3の1静岡市中央体育館の利用料金の限度額（1）アリーナ等の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

（1）アリーナ等の利用料金の限度額

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間	
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	
専用 利用	アリーナ	アマチ一般	7,530円	5,020円	5,020円	15,060円	
		ユアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70歳以上の者	5,280円	3,520円	3,520円	10,560円
		その他の場合	37,650円	25,100円	25,100円	75,300円	
	剣道場	アマチ一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円	

等	ユアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70歳以上の者	1,320円	880円	880円	2,640円
	その他の場合		9,300円	6,200円	6,200円	18,600円
会議室	3階大会議室		2,670円	1,780円	1,780円	5,340円
多目的室	多目的室1	一般	1,410円	940円	940円	2,820円
		生徒等及び70歳以上の者	990円	660円	660円	1,980円
	多目的室2	一般	1,080円	720円	720円	2,160円
		生徒等及び70歳以上の者	780円	520円	520円	1,560円
	多目的室3	一般	1,410円	940円	940円	2,820円
		生徒等及び70歳以上の者	990円	660円	660円	1,980円
個人利用	当日券	一般	270円	270円	270円	330円
		生徒等及び70歳以上の者	140円	140円	140円	170円
定期券	一般	1人1月につき 3,380円				
		生徒等及び70歳 1人1月につき 1,750円				

	以上の者	
整理券	一般	1人1回1時間につき 150円
	生徒等及び70歳以上の者	1人1回1時間につき 80円

別表第3の1静岡市中央体育館の利用料金の限度額（1）アリーナ等の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第3の1静岡市中央体育館の利用料金の限度額（2）屋内プールの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

（2）屋内プールの利用料金の限度額

			時間区分				
			午前	午後1	午後2	夜間	
利用区分			午前10時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30分 から午後5時 30分まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	
	専用 利用	一般	夏期	1コースにつ き1,340円	1コースにつ き1,340円	1コースにつ き1,340円	1コースにつ き2,680円
通常期			1コースにつ き2,000円	1コースにつ き2,000円	1コースにつ き2,000円	1コースにつ き4,000円	
生徒等 及び70歳 以上の者		夏期	1コースにつ き940円	1コースにつ き940円	1コースにつ き940円	1コースにつ き1,880円	
		通常期	1コースにつ き1,400円	1コースにつ き1,400円	1コースにつ き1,400円	1コースにつ き2,800円	
個人 利用	当日券	一般	夏期	210円	210円	210円	210円
			通常期	310円	310円	310円	310円
	生徒等 及び70歳 以上の者	夏期	110円	110円	110円	110円	
		通常期	160円	160円	160円	160円	
	整理券	一般	夏期	1人1回1時間につき 100円			
			通常期	1人1回1時間につき 150円			
生徒等		夏期	1人1回1時間につき 50円				

回数券 (11回分。1枚の利用は、1人の時間区分)	及び70歳以上の者	通常期	1人1回1時間につき 80円
		夏期	2,100円
	一般	通常期	3,100円
		夏期	1,100円
及び70歳以上の者	通常期	1,600円	

別表第3の1静岡市中央体育館の利用料金の限度額(2)屋内プールの利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

別表第4の1静岡市南部体育館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市南部体育館の利用料金の限度額

利用区分		時間区分		午前	午後1	午後2	夜間
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで		
専用 利用	アリーナ	アマチュア一般		5,160円	3,440円	3,440円	10,320円
		アスリート又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70歳以上の者	3,630円	2,420円	2,420円	7,260円
	その他の場合			25,800円	17,200円	17,200円	51,600円
	剣道場等	アマチュア一般		1,860円	1,240円	1,240円	3,720円
アスリート又はレクリエーションに利用する場合		生徒等及び70歳以上の者	1,320円	880円	880円	2,640円	

		クリエーションに利用する場合	上の者				
		その他の場合		9,300円	6,200円	6,200円	18,600円
	多目的室	一般		1,080円	720円	720円	2,160円
		生徒等及び70歳以上の者		780円	520円	520円	1,560円
個人当日利用券		一般		270円	270円	270円	330円
		生徒等及び70歳以上の者		140円	140円	140円	170円
定期券		一般		1人1月につき 3,380円			
		生徒等及び70歳以上の者		1人1月につき 1,750円			
整理券		一般		1人1回1時間につき 150円			
		生徒等及び70歳以上の者		1人1回1時間につき 80円			

別表第4の1静岡市南部体育館の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

別表第5の1静岡市長田体育館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市長田体育館の利用料金の限度額

		時間区分		午前	午後1	午後2	夜間
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
専用アリーナ利用	アマチュア	一般	5,160円	3,440円	3,440円	10,320円	
	アスリート又はレクリエーション上の者	生徒等及び70歳以上の者	3,630円	2,420円	2,420円	7,260円	

		シヨンに 利用する 場合					
		その他の場合	25,800円	17,200円	17,200円	51,600円	
剣道 場等	アマチュ アスポ ーツ又 はレ クリエ ーシ ヨ ンに 利用 する 場 合	一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円	
		生徒等及 び70歳以 上の者	1,320円	880円	880円	2,640円	
		その他の場合	9,300円	6,200円	6,200円	18,600円	
多目的室		一般	1,080円	720円	720円	2,160円	
		生徒等及び 70歳以上の 者	780円	520円	520円	1,560円	
個人当 日利用 券		一般	270円	270円	270円	330円	
		生徒等及び70歳以 上の者	140円	140円	140円	170円	
定期 券		一般	1人1月につき 3,380円				
		生徒等及び70歳以 上の者	1人1月につき 1,750円				
整理 券		一般	1人1回1時間につき 150円				
		生徒等及び70歳以 上の者	1人1回1時間につき 80円				

別表第5の1静岡市長田体育館の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

別表第6の1静岡市東部体育館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市東部体育館の利用料金の限度額

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
専用 利用	アリーナ	アマチュア一般	5,160円	3,440円	3,440円	10,320円
		アスリート又はレクリエーションに利用する場合	3,630円	2,420円	2,420円	7,260円
		その他の場合	25,800円	17,200円	17,200円	51,600円
	武道場等	アマチュア一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円
		アスリート又はレクリエーションに利用する場合	1,320円	880円	880円	2,640円
		その他の場合	9,300円	6,200円	6,200円	18,600円
多目的室	一般	2,190円	1,460円	1,460円	4,380円	
	生徒等及び70歳以上の者	1,560円	1,040円	1,040円	3,120円	
個人 利用券	当日一般	270円	270円	270円	330円	
	生徒等及び70歳以上の者	140円	140円	140円	170円	
定期 券	一般	1人1月につき 3,380円				
	生徒等及び70歳以上の者	1人1月につき 1,750円				
整理 券	一般	1人1回1時間につき 150円				
	生徒等及び70歳以上の者	1人1回1時間につき 80円				

		シヨンに 利用する 場合				
		その他の場合	9,300円	6,200円	6,200円	18,600円
多 目 的 室	1	多目的室一般	1,410円	940円	940円	2,820円
		生徒等及 び70歳以 上の者	990円	660円	660円	1,980円
	2	多目的室一般	1,080円	720円	720円	2,160円
		生徒等及 び70歳以 上の者	780円	520円	520円	1,560円
個 人 利 用 券	当 日	一般	270円	270円	270円	330円
		生徒等及び70歳以上 の者	140円	140円	140円	170円
	定 期 券	一般	1人1月につき 3,380円			
		生徒等及び70歳以上 の者	1人1月につき 1,750円			
整 理 券		一般	1人1回1時間につき 150円			
		生徒等及び70歳以上 の者	1人1回1時間につき 80円			

別表第7の1静岡市北部体育館の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、同備考4中「、柔道場、トレーニング場、卓球場、弓道場（遠的）及び弓道場（近的）」を「及び柔道場」に改め、同備考中15を16とし、10から14までを11から15までとし、同備考9中「及び剣道場等」を「、剣道場等及びトレーニング場等」に改め、同9を同備考10とし、同備考中8を9とし、5から7までを6から8までとし、同備考4の次に次のように加える。

5 「トレーニング場等」とは、トレーニング場、卓球場、弓道場（遠的）及び弓道場（近的）をいう。

別表第8中備考以外の部分を次のように改める。

別表第8（第16条関係）

静岡市蒲原体育館の利用料金の限度額

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2	
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	
利用区分	専用	アマチュアス	一般	3,120円	2,080円	2,080円	2,600円	3,120円
	利用	スポーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70歳以上の者	2,190円	1,460円	1,460円	1,830円	2,200円
			その他の場合	15,600円	10,400円	10,400円	13,000円	15,600円

別表第8備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の静岡市体育館条例（以下「新条例」という。）別表第3から別表第7までの規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に利用料金を支払った定期券又は回数券を有する者は、施行日以後に当該定期券又は回数券を利用して体育館を利用することができる。

(施行前の準備)

- 新条例別表第3から別表第8までの規定に基づく体育館の利用に係る利用料金の設定は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市城北運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第34号

静岡市城北運動場条例の一部を改正する条例

静岡市城北運動場条例（平成15年静岡市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第14条関係）

利用区分		単位	利用料金の限度額	
テニス場	一般	1面1利用区分帯につき	1,220円	
	生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	860円	
相撲場	一般	1時間につき	150円	
	生徒等及び70歳以上の者	1時間につき	110円	
クラブハウス	更衣室（シャワーを使用する場合に限る。）		100円	
	多目的室	一般	1室1利用区分帯につき	930円
		生徒等及び70歳以上の者	1室1利用区分帯につき	660円

別表備考中6を8とし、3から5までを5から7までとし、同備考2（1）中「610円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同2（2）中「310円」を「この表による金

額の3分の1に相当する額」に改め、同2を同備考4とし、同備考1ただし書中「610円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に、「310円」を「この表による金額の3分の1に相当する額」に改め、同1を同備考3とし、同備考に1及び2として次のように加える。

1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者

(2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例による改正後の静岡市城北運動場条例別表の規定に基づく静岡市城北運動場の利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第35号

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部を改正する条例

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例（平成15年静岡市条例第127号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1グラウンド施設の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 グラウンド施設の利用料金の限度額

区分			金額（1面1時間につき）
芝生グラウンド	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	6,280円
		生徒等及び70歳以上の者	4,400円
	その他の場合		10,470円
人工芝コート	一般		4,190円
	生徒等及び70歳以上の者		2,940円

別表第1の1グラウンド施設の利用料金の限度額の表備考1中「生徒等」を「生徒等」に改め、同備考2中「一般」を「一般」に改め、「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第1の2アリーナ施設の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 アリーナ施設の利用料金の限度額

区分			金額（1時間につき）	
			午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
入場料を	アマチュアスポーツ	一般	3,140円	6,280円

徴収する場合	ーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70歳以上の者	2,200円	4,400円
	その他の場合		15,700円	31,400円
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般 生徒等及び70歳以上の者	1,040円 730円	2,080円 1,460円
		その他の場合	5,200円	10,400円

別表第1の2アリーナ施設の利用料金の限度額の表備考1中「生徒等」を「生徒等」に改め、同備考2中「一般」を「一般」に改め、「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第1の3トレーニング施設の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 トレーニング施設の利用料金の限度額

区分		金額	
トレーニングルーム	一般	1回券	520円
		定期券（1月券）	4,160円
		回数券（12回券）	5,200円
	生徒等及び70歳以上の者	1回券	260円
		定期券（1月券）	2,080円
		回数券（12回券）	2,600円
クアプール	一般	1回券	520円
		定期券（1月券）	4,160円
		回数券（12回券）	5,200円
	生徒等及び70歳以上の者	1回券	260円
		定期券（1月券）	2,080円
		回数券（12回券）	2,600円
トレーニングルーム及びクアプール共通	一般	1回券	830円
		定期券（1月券）	6,640円
	生徒等及び70歳以上の者	1回券	420円
		定期券（1月券）	3,360円

フィットネスルーム	1時間につき 3,140円
ウェイトリフティング練習場	1時間につき 1,040円
大会議室	1時間につき 3,140円
中会議室	1時間につき 2,090円
小会議室1	1時間につき 1,040円
小会議室2	1時間につき 1,040円
小会議室3	1時間につき 1,040円

別表第1の3トレーニング施設の利用料金の限度額の表備考1中「生徒等」を「「生徒等」」に改め、同備考2中「一般」を「「一般」」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に利用料金を支払った回数券又は定期券を有する者は、施行日以後に当該回数券又は定期券を使用して静岡市清水ナショナルトレーニングセンターを利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第1の規定に基づく静岡市清水ナショナルトレーニングセンターの利用料金の設定は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第36号

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例（平成15年静岡市条例第128号）の一部を次のように改正する。

別表1南グラウンドの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 南グラウンドの利用料金の限度額

利用区分			時間区分			
			午前	午後1	午後2	夜間
4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,750円	13,750円	13,750円	5,500円
		生徒等及び70歳以上の者	9,620円	9,620円	9,620円	3,850円
	その他の場合		22,830円	22,830円	22,830円	9,130円
6月1日から7月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,750円	13,750円	13,750円	11,000円
		生徒等及び70歳以上の者	9,620円	9,620円	9,620円	7,700円
	その他の場合		22,830円	22,830円	22,830円	18,260円
9月1日から10月31日まで及び2月1日から3月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,750円	13,750円	13,750円	
		生徒等及び70歳以上の者	9,620円	9,620円	9,620円	

	その他の場合		22,830円	22,830円	22,830円	
11月1日から翌年1月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,750円	13,750円	11,000円	
		生徒等及び70歳以上の者	9,620円	9,620円	7,700円	
	その他の場合		22,830円	22,830円	18,260円	

別表1南グラウンドの利用料金の限度額の表備考2中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表2北グラウンドの利用料金の限度額の表中

「

	生徒等	9,620円	9,620円	9,620円	7,700円	7,700円	を
	その他の場合	68,750円	68,750円	68,750円	55,000円	55,000円	

」

「

	生徒等及び70歳以上の者	9,620円	9,620円	9,620円	7,700円	7,700円	に
	その他の場合	22,830円	22,830円	22,830円	18,260円	18,260円	

」

改め、同表備考2中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例別表の規定に基づく静岡市清水蛇塚スポーツグラウンドの利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市スポーツ広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第37号

静岡市スポーツ広場条例の一部を改正する条例

静岡市スポーツ広場条例（平成15年静岡市条例第129号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 静岡市清水長崎新田スポーツ広場のスポーツ交流センターの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市清水長崎新田スポーツ広場のスポーツ交流センターの利用料金の限度額

利用区分			時間区分	午前	午後1	午後2	夜間
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
2 階	軽運 動室	収容人員30人	一般	1,230円	820円	820円	2,460円
			生徒等 及び70 歳以上 の者	870円	580円	580円	1,740円
	多目的室		一般	1,230円	820円	820円	2,460円
			生徒等 及び70 歳以上 の者	870円	580円	580円	1,740円
3 階	体 育 室	収容人員180人	一般	4,230円	2,820円	2,820円	8,460円
			生徒等 及び70	2,970円	1,980円	1,980円	5,940円

		歳以上の者				
軽運動室	収容人員40人	一般	1,410円	940円	940円	2,820円
		生徒等及び70歳以上の者	990円	660円	660円	1,980円
多目的室		一般	1,410円	940円	940円	2,820円
		生徒等及び70歳以上の者	990円	660円	660円	1,980円
和室1	収容人員10人		930円	620円	620円	1,860円
和室2	収容人員10人		930円	620円	620円	1,860円
個人利用	軽運動室(1人1回につき)	一般	270円	270円	270円	330円
		生徒等及び70歳以上の者	140円	140円	140円	170円
	体育室(1人1回につき)	一般	270円	270円	270円	330円
		生徒等及び70歳以上の者	140円	140円	140円	170円

別表第2の1 静岡市清水長崎新田スポーツ広場のスポーツ交流センターの利用料金の限度額の表備考2中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第2の3 静岡市清水長崎新田スポーツ広場のテニスコートの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 静岡市清水長崎新田スポーツ広場のテニスコートの利用料金の限度額

利用区分	単位	金額
一般	1面1利用区分帯につき	1,040円
生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	740円

別表第2の3静岡市清水長崎新田スポーツ広場のテニスコートの利用料金の限度額の表備考中4を6とし、3を5とし、同備考2中「520円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同2を同備考4とし、同備考1ただし書中「520円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同1を同備考3とし、同備考に1及び2として次のように加える。

1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
- (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

別表第2の3静岡市清水長崎新田スポーツ広場のテニスコートの利用料金の限度額の表備考に次のように加える。

7 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の静岡市スポーツ広場条例別表第2の規定に基づく静岡市清水長崎新田スポーツ広場の利用に係る利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市清水駅東口クライミング場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第38号

静岡市清水駅東口クライミング場条例の一部を改正する条例

静岡市清水駅東口クライミング場条例（平成15年静岡市条例第130号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

時間区分			午前	午後	夜間
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	1,530円	2,040円	1,530円
		生徒等及び70歳以上の者	780円	1,040円	780円
		その他の場合	7,650円	10,200円	7,650円
個人利用（入場1回につき）		一般	330円		
		生徒等及び70歳以上の者	170円		

別表備考1中「専用利用」を「専用利用」に改め、同表備考2中「生徒等」を、「生徒等」に改め、同表備考3中「一般」を「一般」に改め、「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第39号

静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例

静岡市キャンプ場条例（平成15年静岡市条例第131号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	種類	単位	使用料（1回につき）		
			一般利用	70歳以上の者の利用	学校利用
静岡市梅ヶ島 キャンプ場	大テント	1張	7,150円	3,580円	2,470円
	10人用テント	1張	2,110円	1,060円	450円
	8人用テント	1張	1,660円	830円	220円
	6人用テント	1張	1,180円	590円	220円
	6人用テント（常設）	1張	2,340円	1,170円	450円
	大バンガロー	1棟	8,800円	4,400円	1,650円
	テント持込料	1張	670円	340円	無料
静岡市玉川キ ャンプセンタ ー	宿泊棟	1人	860円	430円	150円
	大バンガロー	1棟	8,800円	4,400円	1,650円
	小バンガロー	1棟	5,260円	2,630円	950円

別表備考3中「学校利用」を「70歳以上の者の利用及び学校利用」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市多目的スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第40号

静岡市多目的スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例

静岡市多目的スポーツグラウンド条例（平成16年静岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	生徒等	7,560円	2,520円	5,040円	を
--	-----	--------	--------	--------	---

」

「

	生徒等及び70歳以上の者	6,600円	2,200円	4,400円	に
--	--------------	--------	--------	--------	---

」

改め、同表備考2中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第41号

静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例

静岡市清水庵原球場条例（平成17年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表1 本球場の利用料金の限度額の表中

「

	生徒等	5,970円	7,960円	5,970円	を
--	-----	--------	--------	--------	---

」

「

	生徒等及び70歳以上の者	5,280円	7,040円	5,280円	に
--	--------------	--------	--------	--------	---

」

改め、同表備考2中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表2第2球場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 第2球場の利用料金の限度額

利用区分		時間区分	午前	午後	夜間
		4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日まで	一般	1,500円	2,000円
	生徒等及び70歳以上の者	1,050円	1,400円	350円	
6月1日から7月31日まで	一般	1,500円	2,000円	1,000円	

で	生徒等及び70歳以上の者	1,050円	1,400円	700円
9月1日から10月31日まで	一般	1,500円	2,000円	
及び2月1日から3月31日まで	生徒等及び70歳以上の者	1,050円	1,400円	
11月1日から翌年1月31日まで	一般	1,500円	1,500円	
	生徒等及び70歳以上の者	1,050円	1,050円	

別表2第2球場の利用料金の限度額の表備考2中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の静岡市清水庵原球場条例別表の規定に基づく静岡市清水庵原球場の利用に係る利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第42号

静岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

静岡市コミュニティセンター条例（平成18年静岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表1 静岡市蒲原西部コミュニティセンターホール使用料の表中

「

生徒等	480円	320円	320円	400円	480円
-----	------	------	------	------	------

を

「

生徒等及び70歳以上の者	480円	320円	320円	400円	480円
--------------	------	------	------	------	------

に

改め、同表備考2中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表2 静岡市蒲原東部コミュニティセンターホール使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 静岡市蒲原東部コミュニティセンターホール使用料

時間区分	午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
利用区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
一般	1,350円	900円	900円	1,130円	1,360円
生徒等及び70歳以上の者	960円	640円	640円	800円	960円

別表2 静岡市蒲原東部コミュニティセンターホール使用料の表備考2中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市テニス広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第43号

静岡市テニス広場条例の一部を改正する条例

静岡市テニス広場条例（平成26年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表1 静岡市中島テニス広場の使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市中島テニス広場の使用料

利用区分	単位	使用料
一般	1面1利用区分帯につき	1,040円
生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	740円

別表1 静岡市中島テニス広場の使用料の表備考中5を7とし、4を5とし、3を4とし、同備考2中「520円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同2を同備考4とし、同備考1ただし書中「520円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同1を同備考3とし、同備考に1及び2として次のように加える。

1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
- (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

別表2 静岡市横砂テニス広場の使用料（1）テニス広場の使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

（1）テニス広場の使用料

利用区分	単位	使用料
一般	1面1利用区分帯につき	1,040円

生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	740円
--------------	-------------	------

別表2 静岡市横砂テニス広場の使用料（1）テニス広場の使用料の表備考中5を7とし、4を6とし、3を5とし、同備考2中「520円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同2を同備考4とし、同備考1ただし書中「520円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同1を同備考3とし、同備考に1及び2として次のように加える。

1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

（1）高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者

（2）幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市地域福祉共生センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第44号

静岡市地域福祉共生センター条例の一部を改正する条例

静岡市地域福祉共生センター条例（平成30年静岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「会議室（以下「会議室」を「施設のうち別表に掲げるもの（以下「利用許可施設」に改める。

第6条中「会議室の利用」を「利用許可施設の利用」に改め、同条第2号中「会議室の施設又は」を「利用許可施設又はその」に改める。

第10条中「会議室」を「利用許可施設」に改める。

別表を次のとおり改める。

別表（第5条、第7条関係）

時間区分 利用区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
会議室1	2,600円	3,480円	2,600円	6,960円	6,960円	10,450円
会議室2	2,600円	3,480円	2,600円	6,960円	6,960円	10,450円
地域交流 ホール	4,520円	6,030円	4,520円	12,060円	12,060円	18,090円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の静岡市地域福祉共生センター条例別表の規定に基づく静岡市地域福祉共生センターの利用に係る許可の申請、使用料の徴収その他の行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市食品衛生法の施行等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第45号

静岡市食品衛生法の施行等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市食品衛生法の施行等に関する条例（平成15年静岡市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

（公衆衛生上必要な措置に関する経過措置）

2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第5条に規定する旧食品衛生法第50条第2項の規定により定められた基準は、改正前の静岡市食品衛生法の施行等に関する条例第3条に定める基準とする。

静岡市立看護専門学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第46号

静岡市立看護専門学校条例の一部を改正する条例

静岡市立看護専門学校条例（平成15年静岡市条例第176号）の一部を次のように改正する。

第7条中「市長は」の次に「、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定によるもののほか」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第47号

静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成15年静岡市条例第178号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号から第4号までの規定中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第18条を第19条とする。

第17条第2号中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第3号中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第18条とする。

第16条第3号中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第17条とし、第11条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条第2項中「第4条第5項」を「第4条第7項」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（研修の機会の確保）

第10条 浄化槽保守点検業者は、前条第1項の浄化槽管理士に対し、規則で定めるところにより、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修を受ける機会を確保しなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市霊柩自動車利用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第48号

静岡市霊柩自動車利用条例の一部を改正する条例

静岡市霊柩自動車利用条例（平成15年静岡市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第6条中「別表に定める使用料」を「使用料として7,210円」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市霊柩自動車利用条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る使用料について適用し、同日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

静岡市ふれあい健康増進館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第49号

静岡市ふれあい健康増進館条例の一部を改正する条例

静岡市ふれあい健康増進館条例(平成15年静岡市条例第193号)の一部を次のように改正する。

別表1 静岡市ふれあい健康増進館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市ふれあい健康増進館の利用料金の限度額

区分		金額	
1日 使用	全日使用券	15歳以上70歳未満の者	1,010円
		3歳以上15歳未満の者 及び70歳以上の者	510円
	夜間使用券(午後 5時以降)	15歳以上70歳未満の者	500円
		3歳以上15歳未満の者 及び70歳以上の者	250円
	回数券(6回分)	15歳以上70歳未満の者	5,050円
		3歳以上15歳未満の者 及び70歳以上の者	2,550円
	団体使用券(15人 以上)	15歳以上70歳未満の者	1人につき 610円
		3歳以上15歳未満の者 及び70歳以上の者	1人につき 310円
期間 使用	3月使用券	15歳以上70歳未満の者	12,220円
		70歳以上の者	9,160円
		3歳以上15歳未満の者	6,110円

6月使用券	15歳以上70歳未満の者	21,380円
	70歳以上の者	15,270円
	3歳以上15歳未満の者	10,690円
年間使用券	15歳以上70歳未満の者	37,680円
	70歳以上の者	25,460円
	3歳以上15歳未満の者	18,840円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市ふれあい健康増進館条例（以下「新条例」という。）別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に利用料金を支払った回数券又は期間使用に係る使用券を有する者は、施行日以後に当該回数券又は期間使用に係る使用券を使用して静岡市ふれあい健康増進館を利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市ふれあい健康増進館の利用料金の設定は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第50号

静岡市漁港管理条例の一部を改正する条例

静岡市漁港管理条例（平成15年静岡市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「にあつては、3年」を「及びこれに附帯する占用にあつては、10年」に改める。

第17条第3項中「前納しなければならない」を「許可の日又は届出に係る利用を開始する日から60日以内に徴収する」に改め、同項ただし書を削り、同条第4項中「当該年度分を」を「、当該年度分を5月31日までに」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第51号

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

別表第1（2）清水日本平運動公園の庭球場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

利用区分	単位	金額
一般	1面1利用区分帯につき	1,220円
生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	860円

別表第1（2）清水日本平運動公園の庭球場の利用料金の限度額の表備考中4を6とし、3を5とし、同備考2中「610円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同2を同備考4とし、同備考1ただし書中「610円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同1を同備考3とし、同備考に1及び2として次のように加える。

1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
- (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

別表第1（2）清水日本平運動公園の庭球場の利用料金の限度額の表備考に次のように加える。

7 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

別表第1（3）清水清見潟公園ア体育館（ア）施設利用の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

（ア）施設利用の利用料金の限度額

利用区分			時間区分	午前	午後1	午後2	夜間
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	
専用 利用	体育 館 アマチ ュアス ポーツ 又はレ クリエ ーショ ンに利 用する 場合	一般	3,120円	2,080円	2,080円	6,240円	
		生徒等及び 70歳以上の 者	2,190円	1,460円	1,460円	4,380円	
		その他の場合	15,600円	10,400円	10,400円	31,200円	
	多目的室	一般	750円	500円	500円	1,500円	
		生徒等及び 70歳以上の 者	540円	360円	360円	1,080円	
個人 利用	当日券	一般	270円	270円	270円	330円	
		生徒等及び 70歳以上の 者	140円	140円	140円	170円	
	整理券	一般	1人1回1時間につき 150円				
		生徒等及び 70歳以上の 者	1人1回1時間につき 80円				

別表第1(3)清水清見潟公園ア体育館(ア)施設利用の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第1(3)清水清見潟公園イ室内プールの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 室内プールの利用料金の限度額

時間区分 利用区分		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用	一般	1コースにつき 3,150円	1コースにつき 4,200円	1コースにつき 3,150円
	生徒等及び70歳以上の者	1コースにつき 1,590円	1コースにつき 2,120円	1コースにつき 1,590円
個人利用	当日券 一般	410円	410円	410円
	当日券 生徒等及び70歳以上の者	210円	210円	210円
回数券	一般	回数券(12回券) 4,100円		
	生徒等及び70歳以上の者	回数券(12回券) 2,100円		

別表第1(3) 清水清見潟公園イ室内プールの利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第1(3) 清水清見潟公園ウのトレーニング室の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

ウ トレーニング室の利用料金の限度額

時間区分 利用区分		午前	午後1	午後2	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
当日券	一般	270円	270円	270円	330円
	生徒等及び70歳以上の者	140円	140円	140円	170円
回数券	一般	回数券(11回券) 2,700円			
	生徒等及び70歳以上の者	回数券(11回券) 1,400円			
整理券	一般	1人1回1時間につき 150円			
	生徒等及び70歳以上の者	1人1回1時間につき 80円			

別表第1(3) 清水清見潟公園ウのトレーニング室の利用料金の限度額の表備考2中「生徒

等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

別表第3（3）清水日本平運動公園の球技場ア施設利用の表中

		生徒等	46,200 円	52,800 円	39,600 円	99,000 円	92,400 円	138,600 円	13,200 円	13,200 円	
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	252,080 円	252,080 円	294,100 円	504,170 円	546,190 円	798,280 円	63,000 円	98,030 円	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	21,980 円	25,120 円	18,840 円	47,100 円	43,960 円	65,940 円	6,280 円	6,280 円	
	アマチュアスポーツに利用する場合	生徒等	15,400 円	17,600 円	13,200 円	33,000 円	30,800 円	46,200 円	4,400 円	4,400 円	を

		生徒等及び70歳以上の者	46,200 円	52,800 円	39,600 円	99,000 円	92,400 円	138,600 円	13,200 円	13,200 円	
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	252,080 円	252,080 円	294,100 円	504,170 円	546,190 円	798,280 円	63,000 円	98,030 円	
入場料	アマチュア	一般	21,980 円	25,120 円	18,840 円	47,100 円	43,960 円	65,940 円	6,280 円	6,280 円	に

料 を 徴 収 し な い 場 合	ア ポ ツ 利 用 す る 場 合	ス 生 徒 等 及 び 70 歳 以 上 の 者	15,400 円	17,600 円	13,200 円	33,000 円	30,800 円	46,200 円	4,400円	4,400円
---	---	---	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	--------

」

改め、同表備考2中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第3（4）清水桜が丘公園ア庭球場の表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 庭球場

利用区分	単位	金額
一般	1面1利用区分帯につき	1,040円
生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	740円

別表第3（4）清水桜が丘公園ア庭球場の表備考中4を6とし、3を5とし、同備考2中「520円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同2を同備考4とし、同備考1ただし書中「520円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同1を同備考3とし、同備考に1及び2として次のように加える。

1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
- (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

別表第3（4）清水桜が丘公園ア庭球場の表備考に次のように加える。

7 使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に利用料金を支払った回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して清水清見潟公園のトレーニング室を利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第1の規定に基づく公園施設の利用料金の設定は、施行日前においてもこれを行うことができる。

静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第52号

静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部を改正する条例

静岡市有度山総合公園運動施設条例（平成15年静岡市条例第233号）の一部を次のように改正する。

別表1 テニスコートの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 テニスコートの利用料金の限度額

利用区分	単位	金額
一般	1面1利用区分帯につき	1,220円
生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	860円

別表1 テニスコートの利用料金の限度額の表備考中5を7とし、4を6とし、3を5とし、同表備考2中「610円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同2を同備考4とし、同備考1ただし書中「610円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同1を同備考3とし、同備考に1及び2として次のように加える。

1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
- (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

別表1 テニスコートの利用料金の限度額の表備考に次のように加える。

8 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

別表2 ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額

時間区分			半日	全日
			午前9時から午後0時45分まで又は午後1時まで 15分から午後5時まで	午前9時から午後5時
利用区分				
専用利 用(1面 につき)	アマチュアスポーツ 又はレクリエーショ ンに利用する場合	一般	11,970円	23,940円
		生徒等及 び70歳以 上の者	8,400円	16,800円
	その他の場合		59,820円	119,640円
個人利 用(1面 につき)	当日券(1人半日につ き)	一般	520円	
		生徒等及 び70歳以 上の者	260円	
	回数券(11枚つづり。 1枚の利用は、半日に つき)	一般	5,200円	
		生徒等及 び70歳以 上の者	2,600円	

別表2 ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額の表備考3中「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表3 クラブハウスの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 クラブハウスの利用料金の限度額

利用区分		単位	金額
多目的室	一般	1 利用区分帯につき	310円
	生徒等及 び70歳以 上の者	1 利用区分帯につき	220円

別表3 クラブハウスの利用料金の限度額の表備考中2を4とし、1を3とし、同備考に1及び2として次のように加える。

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者

(2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例による改正後の静岡市有度山総合公園運動施設条例別表の規定に基づく運動施設の利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第53号

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例

静岡市営住宅条例（平成15年静岡市条例第253号）の一部を次のように改正する。

第34条第4項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

別表第1中

「

清水羽衣団地	静岡市清水区三保
清水三保団地	静岡市清水区三保

を

」

「

清水羽衣団地	静岡市清水区三保
--------	----------

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市営住宅条例第34条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に到来する支払期に係る損害賠償金について適用し、同日前に到来した支払期に係る損害賠償金については、なお従前の例による。

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第54号

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表2 中学校の表中

「

静岡市立玉川中学校	静岡市葵区落合840番地
-----------	--------------

を

」

「

静岡市立玉川中学校	静岡市葵区落合103番地の3
-----------	----------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第55号

静岡市図書館条例の一部を改正する条例

静岡市図書館条例（平成15年静岡市条例第273号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、静岡市立南部図書館」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第56号

静岡市自然の家条例の一部を改正する条例

静岡市自然の家条例（平成15年静岡市条例第278号）の一部を次のように改正する。

別表1 自然の家の宿泊棟の使用料の表を次のように改める。

1 自然の家の宿泊棟の使用料

区分		使用料	
		宿泊（1人1泊につき）	日帰り（1人につき）
新館1階個室 （定員5人）	15歳未満の者（3歳未満の者を除く。）	540円	270円
	15歳以上の青少年（30歳未満の者をいう。）	1,080円	540円
	その他の者（3歳未満の者を除く。）	1,630円	810円
新館1階個室以外	団地利	310円	150円
	15歳未満の者（3歳未満の者を除く。）及びその指導者		
	15歳以上の青少年（30歳未満の者をいう。）及びその指導者	620円	310円
	その他の者（3歳未満の者を除く。）	940円	470円
個地利	15歳未満の者（3歳未	310円	150円

用	満の者を除く。)		
	15歳以上の青少年(30歳未満の者をいう。)	620円	310円
	その他の者(3歳未満の者を除く。)	940円	470円

備考 中学校の生徒である者及びこれに準ずる者は、15歳未満の者の区分とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の静岡市自然の家条例別表の規定に基づく自然の家の利用に係る許可の手續及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第57号

静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成15年静岡市条例第288号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

団員	36,500円	を
----	---------	---

」

「

団員	36,500円（機能別団員（市長が別に定める特定の消防事務に限り従事する団員をいう。）にあつては、12,000円）	に
----	---	---

」

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第58号

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）の一部を次のように改正する。

第26条の表を次のように改める。

基本料金		従量料金（使用水量1立方メートルにつき）					
メーターの口径	金額	10立 方メ ー ト ル ま で の 分	10立 方メ ー ト ル を 超 え 20立 方メ ー ト ル ま で の 分	20立 方メ ー ト ル を 超 え 50立 方メ ー ト ル ま で の 分	50立 方メ ー ト ル を 超 え 100立 方メ ー ト ル ま で の 分	100立 方メ ー ト ル を 超 え 500立 方メ ー ト ル ま で の 分	500立 方メ ー ト ル を 超 え る 分
13ミリメートル	770円	66円	117円 70銭	156円 20銭	181円 50銭	201円 30銭	214円 50銭
20ミリメートル							
25ミリメートル	1,100円						
30ミリメートル	2,882円						
40ミリメートル							
50ミリメートル	5,764円						

75ミリメートル	11,407円					
100ミリメートル	20,427円					
150ミリメートル	51,722円					
200ミリメートル						

第28条を次のように改める。

第28条 削除

第30条中「徴収する料金は、これを1月分として算定する」を「おける基本料金は、基本料金の額を31で除して得た額に、使用日数を乗じて得た額とする」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合における従量料金については、当該使用日数が31日以下の場合にあってはその使用水量をもって算定し、当該使用日数が31日を超える場合にあっては第27条第1項の規定の例により算定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市水道事業給水条例第26条及び第30条の規定は、令和2年7月分として徴収する水道料金から適用し、同年6月分以前の月分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」の通園訓練に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第59号

静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」の通園訓練に関する条例を廃止する条例
静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」の通園訓練に関する条例（平成15年静岡市条例第157号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡都市計画事業番町西土地区画整理事業施行条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第60号

静岡都市計画事業番町西土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

静岡都市計画事業番町西土地区画整理事業施行条例（平成15年静岡市条例第224号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第61号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「

浴場業許可申請	1件につき 22,000円
---------	---------------

を

」

「

浴場業許可申請	1件につき 22,000円
温泉採取許可申請	1件につき 35,000円
温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認申請	1件につき 7,400円
可燃性天然ガスの濃度についての確認申請	1件につき 7,400円
温泉の採取のための施設等の変更許可申請	1件につき 24,000円

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

規 則

静岡市規則第13号

静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則
静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年静岡市規則第56号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「

					<input type="checkbox"/> 仕様基準		
2	一戸建て住宅 以外の住宅	住戸数	戸	有・無	<input type="checkbox"/> 性能基準	円	を

」

「

					<input type="checkbox"/> モデル住宅法		
					<input type="checkbox"/> 仕様基準		
2	一戸建て住宅 以外の住宅	住戸数	戸	有・無	<input type="checkbox"/> 性能基準	円	に
					<input type="checkbox"/> モデル住宅法		
					<input type="checkbox"/> フロア入力法		

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第14号

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防団の組織等に関する規則（平成20年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第8条中「団員」を「消防団員」に改める。

第9条第2項中「団長」を「消防団長」に改める。

第10条第1項中「団員に」を「消防団員に」に改め、同条第2項中「団員は」を「消防団員は」に改める。

第11条中「団員の」を「消防団員の」に、「団長」を「消防団長」に改める。

第12条第1項中「団員には」を「消防団員には」に改め、同項第1号中「男性団員」を「男性消防団員」に改め、同号の表中

「

略帽（夏・冬）	1個	夏8年・冬3年
甲種衣	1着	8年
夏衣	1着	8年
活動衣	1着	3年
編上靴	1足	5年

を

」

「

略帽	1個	8年
甲種衣・下衣	各1着	8年
夏上衣・夏下衣	各1着	8年
活動上衣・活動ズボン	各1着	3年
救助用半長靴	1足	5年

に、

」

耐切創性手袋	1双	5年	を
--------	----	----	---

耐切創性手袋	1双	5年	に
防塵メガネ	1個	8年	
防塵マスク	1個	8年	
救命胴衣	1着	10年	

改め、同項第2号中「女性団員」を「女性消防団員」に改め、同号の表中

略帽（夏・冬）	1個	夏8年・冬3年	を
甲種衣	1着	8年	
夏衣	1着	8年	
活動衣	1着	3年	
編上靴	1足	5年	

略帽	1個	8年	に、
甲種衣・下衣	各1着	8年	
夏上衣・夏下衣	各1着	8年	
活動上衣・活動ズボン	各1着	3年	
救助用半長靴	1足	5年	

バッグ	1個	使用不能時まで	を
-----	----	---------	---

バッグ	1個	8年	に
防塵メガネ	1個	8年	

防塵マスク	1個	8年
救命胴衣	1着	10年

改め、同条第6項中「団員」を「消防団員」に、「団長」を「消防団長」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「団員」を「消防団員」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「団長」を「消防団長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、機能別団員（市長が別に定める特定の消防事務に限り従事する消防団員をいう。）には、前項各号に掲げる被服等のうち当該機能別団員が従事する消防事務に必要なものを貸与するものとする。

別表第1 清水地区本部に属する分団の表清水第15分団の項中「清水区のうち」の次に「新丹谷、」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第15号

静岡市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

(静岡市情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 静岡市情報公開条例施行規則(平成15年静岡市規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(静岡市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 静岡市個人情報保護条例施行規則(平成17年静岡市規則第167号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(静岡市行政手続条例施行規則の一部改正)

第3条 静岡市行政手続条例施行規則(平成15年静岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(静岡市児童福祉法等施行細則の一部改正)

第4条 静岡市児童福祉法等施行細則(平成15年静岡市規則第110号)の一部を次のように改正する。

様式第5号の2の14(表面)備考及び様式第5号の2の15備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(静岡市医療法施行細則の一部改正)

第5条 静岡市医療法施行細則(平成15年静岡市規則第135号)の一部を次のように改正する。

様式第2号別紙中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(静岡市建築基準法施行細則の一部改正)

第6条 静岡市建築基準法施行細則(平成15年静岡市規則第229号)の一部を次のように改正する。

様式第26号(注)4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(静岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第7条 静岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成21年静岡市規則第85号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（4枚目）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(静岡市火薬類取締法施行細則の一部改正)

第8条 静岡市火薬類取締法施行細則（平成29年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第47号（注）1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(静岡市高圧ガス保安法施行細則の一部改正)

第9条 静岡市高圧ガス保安法施行細則（平成30年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

様式第11号（注）1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第16号

静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」の通園訓練に関する条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」の通園訓練に関する条例施行規則を廃止する規則

静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」の通園訓練に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第119号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第17号

静岡市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

静岡市母子保健法施行細則（平成15年静岡市規則第133号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書及び第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同号を同項第3号とする。

様式第7号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第18号

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月23日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第72号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 雑則（第18条）」を「第5章 静岡市災害弔慰金等支給審査委員会（第18条—第21条）
第6章 雑則（第22条）」に改める。

第15条第2項に次の1号を加える。

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
第18条を第22条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 静岡市災害弔慰金等支給審査委員会
(委員長)

第18条 条例第17条第1項の静岡市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）に
委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員
がその職務を代理する。

(会議)

第19条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決す
るところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第20条 委員会の庶務は、市民局市民自治推進課において処理する。

(委任)

第21条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第19号

静岡市東静岡・草薙地区におけるまちづくりランドデザイン検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和2年3月23日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市東静岡・草薙地区におけるまちづくりランドデザイン検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号。以下「条例」という。）第2条第4項の規定に基づき、東静岡・草薙地区におけるまちづくりランドデザインの検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市（仮称）駿河学びのまちづくりランドデザイン検討会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 東静岡・草薙地区におけるまちづくりランドデザインに関する重要事項について調査審議すること。
- (2) 東静岡・草薙地区におけるまちづくりランドデザインに関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 芸術、文化、スポーツ、教育及び都市政策に関し優れた識見を有する者
- (2) 市民

3 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年12月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第6条 附属機関に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 会長は、附属機関の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和2年12月31日限り、その効力を失う。

静岡市規則第20号

静岡市契約規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月26日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市契約規則の一部を改正する規則

静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同項第10号中「賠償金」の次に「、履行の追完及び契約の解除」を加え、同号を同項第9号とし、同項第11号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第44条を次のように改める。

（履行の追完の請求等）

第44条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、市長は、契約人に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、市長は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を契約人に通知しないときは、その不適合を理由として、履行の追完の請求をすることができない。ただし、契約人が引渡しの時にその不適合を知り、若しくは重大な過失によって知らなかったとき、又は契約をもってその期間を延長し、若しくは短縮したときは、この限りでない。

3 市長は、物件の売払いをする場合において、目的物の引渡し後は、その目的物が契約の内容に適合しない場合についてその責めを負わない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第21号

静岡市斎場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月26日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市斎場条例施行規則（平成15年静岡市規則第171号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第3号その1を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市斎場条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第22号

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月26日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則

静岡市建設工事執行規則（平成15年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

目次中「第56条」を「第53条」に、「第5章 保証の請求及び請負契約の解除（第57条—第61条）」を「第5章 契約不適合責任、請負契約の解除、損害賠償請求等（第54条—第61条）」に改める。

第10条第7項中「請求」の次に「、解除」を加え、「解除」を「催告」に改める。

第12条第2項中「第4項」を「第5項」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第61条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならぬ。

第14条の2第1項中「第58条第1項第7号イからホまで」を「第55条の3第1項第10号アからオまで」に改める。

第21条第6項中「請求」の次に「、解除」を加え、「解除」を「催告」に改める。

第27条第4項中「第2項の検査により発見することが困難であった隠れた^{かど}瑕疵」を「種類、品質又は数量に関し請負契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）」に改める。

第32条の次に次の1条を加える。

（著しく短い工期の禁止）

第32条の2 市長は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第34条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第42条第1項中「第34条まで」を「第32条まで、第33条、第34条」に改める。

第47条第8項中「第4項」を「第6項」に改める。

第51条第1項中「読み替えて、これらの規定を適用する」を「読み替えるものとする」に改める。

第53条の次に次の章名を付する。

第5章 契約不適合責任、請負契約の解除、損害賠償請求等

第54条及び第55条を次のように改める。

(契約不適合責任)

第54条 市長は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市長は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、市長に不相当な負担を課するものでないときは、市長が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(市長の任意解除権)

第55条 市長は、建設工事が完成するまでの間は、次条又は第55条の3の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

2 前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、請負契約解除通知書（様式第22号）により、受注者に通知するものとする。

3 市は、第1項の規定により請負契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害につき必要な費用を負担しなければならない。

第55条の次に次の3条を加える。

(市長の催告による解除権)

第55条の2 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、建設工事に着手すべき期日を過ぎても当該建設工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第22条第1項各号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由がなく、第54条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反したとき。

2 前条第2項の規定は、前項本文の規定による解除に準用する。

(市長の催告によらない解除権)

第55条の3 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約の解除をすることができる。

- (1) 第13条第1項の規定に違反し、請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者が請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 請負契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、市長が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員

等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第59条又は第60条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等又は暴力団員の配偶者であると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、暴力団関係業者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、市長が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 市長が第14条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき(キに該当する場合を除く。)

(11) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

2 第55条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

(市長の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第55条の4 第55条の2第1項各号又は前条第1項各号に定める場合が市長の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市長は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第56条第3項中「第58条第3項」を「第61条の2第2項」に改める。

「第5章 保証の請求及び請負契約の解除」を削る。

第57条第1項中「次条第1項各号」を「第55条の2第1項各号又は第55条の3第1項各号」に改め、同条第2項第3号中「^{かし}瑕疵担保債務」を「契約不適合を保証する債務」に、「^{かし}瑕疵」を「契約不適合に」に改める。

第58条の前の見出しを削り、同条及び第59条を次のように改める。

第58条 削除

(受注者の催告による解除権)

第59条 受注者は、市長が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第60条の見出し中「受注者の」の次に「催告によらない」を加え、同条第1項中「該当するときは、」の次に「直ちに」を加え、同項第3号及び同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第60条の2 第59条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第61条第1項中「請負契約が」の次に「建設工事の完成前に」を加え、同条第3項中「第58条」を「第55条の2、第55条の3又は次条第3項」に、「前2条」を「第55条、第59条又は第60条」に改め、同条第4項から第6項までの規定中「請負契約が」の次に「建設工事の完成前に」を加え、同条第8項中「第58条」を「第55条の2、第55条の3又は次条第3項」に、「第59条又は前条」を「第55条、第59条又は第60条」に改め、同条に次の1項を加える。

9 建設工事の完成後に請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については市長及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

第61条の次に次の3条を加える。

(市長の損害賠償請求等)

第61条の2 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損

害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に建設工事を完成することができないとき。
 - (2) 工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第55条の2又は第55条の3の規定により工事目的物の完成後に請負契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第55条の2又は第55条の3の規定により工事目的物の完成前に請負契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行が不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が請負契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 市長が第1項第1号に該当し損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、法定利率（市長が金額を定めた建設工事にあつては、1日につき当該金額）で計算した額とする。
- 6 市長は、第2項の場合（第55条の3第8号、第10号及び第11号の規定により請負契約が解除された場合を除く。）において第12条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは当該契約保証金又は担保を、第2項の場合（第55条の3第8号、第10号及び第11号の規定によりこの契約が解除された場合に限る。）において第12条第1項の規定により契約保証金の納付が行われているときは当該契約保証金をもって第2

項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第61条の3 受注者は、市長が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が請負契約及び取引上の社会通念に照らして市長の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第59条又は第60条の規定により請負契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 第45条第2項(第51条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を市長に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第61条の4 市長は、引き渡された工事目的物に関し、第44条第4項又は第5項(第51条第1項においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市長が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行うものとする。

4 市長が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、市長が通知から1年を経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

5 市長は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことが

できる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 市長は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 第1項の規定にかかわらず、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第1項及び第2項に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、第3項から前項までの規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市長若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市長は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第63条第1項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

様式第22号中「第58条関係」を「第55条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

静岡市規則第23号

静岡市徴収嘱託員設置規則を廃止する規則をここに制定する。

令和2年3月26日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市徴収嘱託員設置規則を廃止する規則

静岡市徴収嘱託員設置規則（平成15年静岡市規則第61号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第24号

静岡市地域福祉共生センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市地域福祉共生センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市地域福祉共生センター条例施行規則（平成30年静岡市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「会議室の」を削り、「地域福祉共生センター会議室利用許可申請書」を「地域福祉共生センター利用許可申請書」に改める。

第3条中「会議室の」を「センターの」に、「地域福祉共生センター会議室利用許可書」を「地域福祉共生センター利用許可書」に改める。

第4条第1項中「地域福祉共生センター会議室変更利用許可申請書」を「地域福祉共生センター変更利用許可申請書」に改め、同条第2項中「地域福祉共生センター会議室変更利用許可書」を「地域福祉共生センター変更利用許可書」に改める。

第5条第1項中「地域福祉共生センター会議室使用料減額・免除承認申請書」を「地域福祉共生センター使用料減額・免除承認申請書」に改め、同条第3項中「地域福祉共生センター会議室使用料減額・免除承認通知書」を「地域福祉共生センター使用料減額・免除承認通知書」に改める。

第6条第2項中「地域福祉共生センター会議室利用許可取消申出書」を「地域福祉共生センター利用許可取消申出書」に改める。

様式第1号中「地域福祉共生センター会議室利用許可申請書」を「地域福祉共生センター利用許可申請書」に改め、「会議室の」を削る。

様式第2号中「地域福祉共生センター会議室利用許可書」を「地域福祉共生センター利用許可書」に、「静岡市地域福祉共生センター会議室」を「静岡市地域福祉共生センター」に改める。

様式第3号中「地域福祉共生センター会議室変更利用許可申請書」を「地域福祉共生センター変更利用許可申請書」に改め、「会議室の」を削る。

様式第4号中「地域福祉共生センター会議室変更利用許可書」を「地域福祉共生センター変更利用許可書」に改め、「会議室の」を削る。

様式第5号中「地域福祉共生センター会議室使用料減額・免除承認申請書」を「地域福祉共生センター使用料減額・免除承認申請書」に改め、「会議室の」を削る。

様式第6号中「地域福祉共生センター会議室使用料減額・免除承認通知書」を「地域福祉共

生センター使用料減額・免除承認通知書」に改め、「会議室の」を削る。

様式第7号中「地域福祉共生センター会議室利用許可取消申出書」を「地域福祉共生センター利用許可取消申出書」に改め、「会議室の」を削り、同様式備考中「地域福祉共生センター会議室利用許可書」を「地域福祉共生センター利用許可書」に、「地域福祉共生センター会議室変更利用許可書」を「地域福祉共生センター変更利用許可書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市地域福祉共生センター条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第25号

静岡市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市都市公園条例施行規則（平成15年静岡市規則第219号）の一部を次のように改正する。

様式第22号その2中

「

利用者の区分及び人員	一般 人	大学生 人	高校生 人	中学生 人	小学生 人	幼児 人	計 人
------------	---------	----------	----------	----------	----------	---------	--------

を
」

利用者の区分及び人員	一般 人	大学生 人	高校生 人	中学生 人	小学生 人	幼児 人	70歳以上の者 人	計 人
------------	---------	----------	----------	----------	----------	---------	--------------	--------

に
」

改める。

様式第22号その3中

「

利用予定人員	
--------	--

を
」

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人	合計	人
--------	----	---	-----	---	---------	---	----	---

に
」

改める。

様式第22号その4中

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	合計	人
--------	----	---	-----	---	----	---

を
」

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人	合計	人
--------	----	---	-----	---	---------	---	----	---

に
」

改める。

様式第22号その8中

「

利用予定人員							人
--------	--	--	--	--	--	--	---

を
」

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人	合計	人
--------	----	---	-----	---	---------	---	----	---

に
」

改める。

様式第23号その3中

「

利用予定人員							
--------	--	--	--	--	--	--	--

を
」

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人	合計	人
--------	----	---	-----	---	---------	---	----	---

に
」

改める。

様式第23号その4中

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	合計	人
--------	----	---	-----	---	----	---

を
」

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人	合計	人
--------	----	---	-----	---	---------	---	----	---

に
」

改める。

様式第23号その8中

「

利用予定人員	人
--------	---

を

」

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人	合計	人
--------	----	---	-----	---	---------	---	----	---

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第26号

静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年静岡市規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第27号

静岡市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市病院事業会計規則の一部を改正する規則

静岡市病院事業会計規則（平成15年静岡市規則第160号）の一部を次のように改正する。

第35条の2中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1 静岡市病院事業勘定科目表費用の表中

「

		給与費	給料	常勤の職員の本給 医師給 常勤の医師及び歯科医師に対する給料 看護師給 常勤の保健師、助産師、看護師及び准看護師に対する給料 医療技術員給 常勤の薬剤師、診療、エックス線技師、衛生検査技師、歯科衛生師、歯科技工師、マッサージ師、物療技術者及び栄養士等に対する給料 事務員給 常勤の事務員及びタイピストなどに対する給料 労務員給 常勤の看護業務補助者、各種医療技術補助者、自動車運転手、電話交換手、営繕手、電気手、汽かん手、水道手、保清婦、洗濯婦、消毒手、裁縫手、	を

			手当等	技肢工、調理師、炊婦及び配繕婦等に対する給料 常勤の職員の扶養、暫定、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当並びに児童手当 医師手当 「給料」の職員区分と同じ者に対する手当 看護師手当 同上 医療技術員手当 同上 事務員手当 同上 労務員手当 同上
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			賃金	臨時又は非常勤の職員の報酬及び賃金
			報酬	臨時又は非常勤の顧問、参与及び嘱託員等の役員に対する報酬

「

		給与費	給料	職員の本給 医師給 医師及び歯科医師に対する給料 看護師給 保健師、助産師、看護師及び准看護師に対する給料 医療技術員給 医療映像技師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴
--	--	-----	----	---

			手当等	覚士、歯科衛生士及び歯科技工士に対する給料 事務員給 事務員等に対する給料 労務員給 自動車運転手、医療補助者及び業務員等に対する給料 職員の扶養等の諸手当及び児童手当 医師手当 「給料」の職員区分と同じ者に対する手当 看護師手当 同上 医療技術員手当 同上 事務員手当 同上 労務員手当 同上	に、
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額	
			報酬	非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。）に対する報酬	」

「
 |
 |
 |
 | 報償費 | 報酬金及び賞賜金等 | を
 」

「
 |
 |
 |
 | 報償費 | 報償金及び賞賜金等 | に
 」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第28号

静岡市有度山総合公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市有度山総合公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市有度山総合公園運動施設条例施行規則（平成15年静岡市規則第222号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改める。

様式第1号及び様式第2号中

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	合計	人
--------	----	---	-----	---	----	---

を

」

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人	合計	人
--------	----	---	-----	---	---------	---	----	---

に

」

改める。

「(宛先) 指定管理者

様式第6号中「(宛先) 静岡市長」を 名 称 に改める。

代表者氏名」

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第29号

静岡市会計管理者等事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計管理者等事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市会計管理者等事務専決規則（平成17年静岡市規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1 静岡会計課に関する事項の表中

「

2 資金前渡、概算払及び前金払いの精算に関すること。		○	を
----------------------------	--	---	---

」

「

2 資金前渡、概算払及び前金払の精算に関すること。		○	に
---------------------------	--	---	---

」

改め、静岡会計課及び清水会計課に関する事項の表を次のように改める。

静岡会計課及び清水会計課に関する事項

	専決者	室長	課長
専決事項			
1 支出に関する事項			
(1) 報酬			○
(2) 給料			○
(3) 職員手当等			○
(4) 共済費			○
(5) 災害補償費			○
(6) 恩給及び退職年金			○
(7) 報償費	1,000万円以上		1,000万円未満

(8) 旅費		○
(9) 交際費		○
(10) 需用費		○
(11) 役務費		○
ア 電信電話料、郵便料、保険料、国民健康 保険等診療報酬審査支払手数料及び介護保 険介護報酬審査支払手数料		
イ その他	3,000万円未満	1,000万円未満
(12) 委託料	3,000万円未満	1,000万円未満
(13) 使用料及び賃借料	3,000万円未満	1,000万円未満
(14) 工事請負費	8,000万円未満	5,000万円未満
(15) 原材料費		○
(16) 公有財産購入費	3,000万円未満	1,000万円未満
(17) 備品購入費	8,000万円未満	5,000万円未満
(18) 負担金、補助及び交付金		○
ア 心身障害者扶養共済掛金、国民健康保険 給付金、国民健康保険事業費納付金、介護 保険給付金及び後期高齢者医療広域連合納 付金		
イ その他	3,000万円未満	1,000万円未満
(19) 扶助費		○
(20) 貸付金	3,000万円未満	1,000万円未満
(21) 補償、補填及び賠償金		
ア 補償及び補填金	3,000万円未満	1,000万円未満
イ 賠償金	1,000万円未満	500万円未満
(22) 償還金、利子及び割引料		○
ア 市税、国民健康保険料、介護保険料及び 後期高齢者医療保険料に係る償還金及び還 付加算金並びに国民健康保険保険給付費等 交付金に係る償還金		

イ 公債元利償還金		○
ウ その他	3,000万円未満	1,000万円未満
(23) 投資及び出資金	3,000万円未満	1,000万円未満
(24) 積立金	5,000万円未満	3,000万円未満
(25) 寄附金	3,000万円未満	1,000万円未満
(26) 公課費		○
(27) 繰出金	1億円未満	5,000万円未満
2 戻出命令及び払出命令の審査に関する事。		○

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

専決事項	専決者	区会計課長
1 支出に関する事項		
(1) 報酬		○
(2) 給料		○
(3) 職員手当等		○
(4) 共済費		○
(5) 災害補償費		○
(6) 恩給及び退職年金		○
(7) 報償費		1,000万円未満
(8) 旅費		○
(9) 交際費		○
(10) 需用費		○
(11) 役務費		
ア 電信電話料、郵便料、保険料、国民健康保険等診療報酬審査 支払手数料及び介護保険介護報酬審査支払手数料		○
イ その他		1,000万円未満
(12) 委託料		1,000万円未満
(13) 使用料及び賃借料		1,000万円未満
(14) 工事請負費		5,000万円未満

(15) 原材料費	○
(16) 公有財産購入費	1,000万円未満
(17) 備品購入費	5,000万円未満
(18) 負担金、補助及び交付金	
ア 心身障害者扶養共済掛金、国民健康保険給付金、国民健康保険事業費納付金、介護保険給付金及び後期高齢者医療広域連合納付金	○
イ その他	1,000万円未満
(19) 扶助費	○
(20) 貸付金	1,000万円未満
(21) 補償、補填及び賠償金	
ア 補償及び補填金	1,000万円未満
イ 賠償金	500万円未満
(22) 償還金、利子及び割引料	
ア 市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る償還金及び還付加算金並びに国民健康保険保険給付費等交付金に係る償還金	○
イ 公債元利償還金	○
ウ その他	1,000万円未満
(23) 投資及び出資金	1,000万円未満
(24) 積立金	3,000万円未満
(25) 寄附金	1,000万円未満
(26) 公課費	○
(27) 繰出金	5,000万円未満
2 戻出命令及び払出命令の審査に関すること。	○

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第30号

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第2条 条例第8条において読み替えて準用する静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。）第38条の規定により給与を減額しない場合は、次のとおりとする。

- (1) 静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年静岡市規則第55号）の規定（同規則第17条第2項に規定する病気休暇、同規則第18条第5項に規定する特別休暇、同規則第19条第2項に規定する介護休暇及び同規則第21条第2項に規定する介護時間に係るものを除く。）により任命権者が勤務しないことについて承認を与えた日又は時間
- (2) 静岡市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成15年静岡市条例第32号）第2条の規定によりあらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得てその職務に専念する義務を免除された期間（同条第4号の規定により職務に専念する義務を免除される場合で、任命権者又はその委任を受けた者が特に必要と認めるときを除く。）

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第3条 条例第17条において読み替えて準用する給与条例第38条の規定によりパートタイム会計年度任用職員の報酬を減額しない場合については、前条の規定を準用する。

(月額パートタイム会計年度任用職員に係る通勤費用弁償の額)

第4条 条例第12条第1項本文の規定により基本報酬の額を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員（以下「月額パートタイム会計年度任用職員」という。）に係る通勤のための費用弁償（以下「通勤費用弁償」という。）として条例第19条第2項の規定により市規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第19条第2項第1号に掲げる職員 1箇月につき、次に定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をいい、以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額が5万5,000円を超えるとき（本市の要請により職員となった者その他市長が必要があると認める者に支給する場合を除く。）は、5万5,000円
- ア 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等（新幹線鉄道等及び橋等以外の交通機関等をいう。以下同じ。） 通用期間が1箇月である定期券の価額
- イ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の平均1箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等の額
- ウ 市長が定める普通交通機関等 市長の定める額
- (2) 条例第19条第2項第2号に掲げる職員 その者の自動車等の片道の使用距離に応じ、1箇月につき、次の表に定める額（平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあってはその額に100分の50を乗じて得た額、通勤所要回数が月により著しく異なる職員として市長が認める職員にあってはその額（通勤所要回数が10回に満たない月に限る。）に100分の50を乗じて得た額）

自動車等の片道の使用距離	金額
4キロメートル未満	2,500円
4キロメートル以上7キロメートル未満	5,100円
7キロメートル以上10キロメートル未満	6,700円
10キロメートル以上13キロメートル未満	8,300円
13キロメートル以上15キロメートル未満	9,900円
15キロメートル以上18キロメートル未満	11,400円
18キロメートル以上20キロメートル未満	13,000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	14,500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	17,100円
30キロメートル以上35キロメートル未満	19,800円
35キロメートル以上40キロメートル未満	21,900円
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,300円
45キロメートル以上50キロメートル未満	25,800円

50キロメートル以上55キロメートル未満	27,300円
55キロメートル以上60キロメートル未満	28,600円
60キロメートル以上	29,900円

(3) 条例第19条第2項第3号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額

ア 条例第19条第2項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前2号に定める額の合計額（当該額が5万5,000円を超えるとき（本市の要請により職員となった者その他市長が必要があると認める者に支給する場合を除く。）は、5万5,000円）

イ 条例第19条第2項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤費用弁償を支給される場合にあつては、その合計額（以下「運賃等相当額等」という。））が前号に定める額以上である職員（アに掲げる職員を除く。） 第1号に定める額

ウ 条例第19条第2項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額等が前号に定める額未満である職員（アに掲げる職員を除く。） 前号に定める額

（日額等パートタイム会計年度任用職員に係る通勤費用弁償の額）

第5条 条例第12条第1項ただし書の規定により基本報酬の額を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員（以下「日額等パートタイム会計年度任用職員」という。）に係る通勤費用弁償として条例第19条第2項の規定により市規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第19条第2項第1号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額（当該額が5万5,000円を超えるとき（本市の要請により職員となった者その他市長が必要があると認める者に支給する場合を除く。）は、5万5,000円）

ア 定期券を使用するとき 運賃等相当額の価額を21で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に1箇月の通勤所要回数を乗じて得た額（通勤所要回数が21回以上の場合にあつては、当該定期券の価額に相当する額）

イ 定期券を使用しないとき その者が使用する普通交通機関等の片道の距離に応じ、前条第2号の表に定める額を21で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てた額)に1箇月の通勤所要回数(通勤所要回数が21回を超える場合にあっては、21)を乗じて得た額

(2) 条例第19条第2項第2号に掲げる職員 その者の自動車等の片道の使用距離に応じ、前条第2号の表に定める額を21で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に1箇月の通勤所要回数(通勤所要回数が21回を超える場合にあっては、21)を乗じて得た額

(3) 条例第19条第2項第3号に掲げる職員 前2号に定める額の合計額(当該額が5万5,000円を超えるとき(本市の要請により職員となった者その他市長が必要があると認める者に支給する場合を除く。))は、5万5,000円)

(パートタイム会計年度任用職員に係る通勤費用弁償の支給日)

第6条 パートタイム会計年度任用職員に係る通勤費用弁償は、支給に係る月の基本報酬の支給日に支給する。

(パートタイム会計年度任用職員に係る通勤費用弁償の変更等)

第7条 通勤費用弁償は、これを受けているパートタイム会計年度任用職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、月額パートタイム会計年度任用職員にあってはその事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、日額等パートタイム会計年度任用職員にあってはその事実が生じた日から支給額を改定する。ただし、月額パートタイム会計年度任用職員の通勤費用弁償を増額して改定する場合について、当該変更に係る届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、月額パートタイム会計年度任用職員が休暇、欠勤その他の理由により月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる時、及び日額等パートタイム会計年度任用職員が休暇、欠勤その他の理由により通勤しないこととなる時は、月額パートタイム会計年度任用職員にあってはその月の、日額等パートタイム会計年度任用職員にあってはその日の通勤費用弁償は、支給しない。

(準用)

第8条 条例の施行に関しては、この規則に定めるもののほか、常勤職員の給与等の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第31号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、静岡市上下水道局事務分掌規程（平成15年静岡市企業局管理規程第6号）

第3条に規定する水道施設課」を削る。

第48条第3項第1号中「、災害補償費及び賃金」を「及び災害補償費」に改める。

第75条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1中

「

市民局市民自治推進課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
市民局男女参画・多文化共生課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員

を

」

「

市民局市民自治推進課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
------------	----	-------------	------

に、

」

「

市民局戸籍管理課	課長	墓地使用料、納骨堂使用料、斎場使用料、改葬許可証交付手数料、墓地使用許可証明交付手数料、納骨堂使用許可証明交付手数料、埋火葬許可に係る証明書交付手数料、市営	所属職員
----------	----	--	------

を

		墓地管理料及び所管に係る諸収入の収納	
観光交流文化局観光・国際交流課	課長	三保真崎グラウンドゴルフ場使用料の収納	所属職員

」

「

市民局戸籍管理課	課長	墓地使用料、納骨堂使用料、斎場使用料、改葬許可証交付手数料、墓地使用許可証明交付手数料、納骨堂使用許可証明交付手数料、埋火葬許可に係る証明書交付手数料及び市営墓地管理料の収納	所属職員
観光交流文化局観光・MICE推進課	課長	三保真崎グラウンドゴルフ場使用料の収納	所属職員

に、

」

「

保健福祉長寿局保健衛生医療部保健医療課	課長	急病センター使用料、各種証明閲覧手数料及び看護師等就学資金貸付金元利収入の収納	所属職員
---------------------	----	---	------

を

」

「

保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課	課長	急病センター使用料、各種証明閲覧手数料及び看護師等就学資金貸付金元利収入の収納	所属職員
-----------------------	----	---	------

に、

」

「

児童相談所	所長	児童福祉施設入所者等負担	所属職員
-------	----	--------------	------

		金及び所管に係る諸収入の 収納		を
経済局商工部商業 労政課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員	

「

児童相談所	所長	児童福祉施設入所者等負担 金及び所管に係る諸収入の 収納	所属職員	に、
-------	----	------------------------------------	------	----

」

「

都市局都市計画部 交通政策課	課長	保管自転車売却収入、駐車場 使用料及び所管に係る諸収 入の収納	所属職員	を
-------------------	----	---------------------------------------	------	---

」

「

都市局都市計画部 交通政策課	課長	駐車場使用料及び所管に係 る諸収入の収納	所属職員	に、
-------------------	----	-------------------------	------	----

」

「

消防局消防部予防 課	消防局長の 指定する職 員	危険物取扱関係手数料、煙火 消費許可申請手数料及び石 油コンビナート等災害防止 法関係手数料の収納	所属職員	を
上下水道局水道部 水道施設課	葵北水道施 設担当課長	簡易水道料金並びに簡易水 道事業に係る設計審査手 数料、工事検査手数料及び証明 手数料の収納	所属職員	

」

消防局消防部予防課	消防局長の指定する職員	危険物取扱関係手数料、煙火消費許可申請手数料及び石油コンビナート等災害防止法関係手数料の収納	所属職員	に
-----------	-------------	--	------	---

改める。

様式第2号その3を削り、様式第2号その4を様式第2号その3とし、様式第2号その5を様式第2号その4とする。

様式第7号中

<p>(保証)</p> <p>第3条 乙は、連帯保証人（以下「丙」という。） 人とともに、この契約の履行及び賠償について一切の責めに任ずるものとし、契約が終了し、又は契約を解除した後においても、 年間は、受託期間中において生じた損害の賠償責任を有するものとする。</p>	を
---	---

<p>(連帯保証人)</p> <p>第3条 丙は、乙がこの契約により甲に対して負担する一切の債務につき、極度額 円を限度として乙と連帯して履行の責めを負うものとする。</p>	に
---	---

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後の静岡市会計規則の規定は、令和2年度以後の予算に係る会計事務について適用し、令和元年度以前の予算に係る会計事務については、なお従前の例による。

静岡市規則第32号

静岡市知的障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市知的障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市知的障害者福祉施設条例施行規則（平成15年静岡市規則第117号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「）第17条第1項第1号」を「。以下「政令」という。）第17条第1号」に、「（平成17年法律第123号）第5条第21項」を「第5条第23項」に、「同令第17条第1項第4号」を「政令第17条第4号」に、「同法附則第5条の4第6項の規定により控除される」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第26条の2に掲げる規定による控除をされる」に、「同令第17条第1項第2号から第4号まで」を「政令第17条第2号から第4号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第33号

静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公印規則の一部を改正する規則

静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	<table border="1"> <tr> <td>こども園長印</td> <td>12</td> <td>隸書</td> <td>正方形</td> <td>方21</td> <td>56</td> <td>各こども園長</td> </tr> </table>	こども園長印	12	隸書	正方形	方21	56	各こども園長	を	」
こども園長印	12	隸書	正方形	方21	56	各こども園長				
「	<table border="1"> <tr> <td>こども園長印</td> <td>12</td> <td>隸書</td> <td>正方形</td> <td>方21</td> <td>54</td> <td>各こども園長</td> </tr> </table>	こども園長印	12	隸書	正方形	方21	54	各こども園長	に、	」
こども園長印	12	隸書	正方形	方21	54	各こども園長				
「	<table border="1"> <tr> <td>男女共同参画審議会会長印</td> <td>24</td> <td>隸書</td> <td>正方形</td> <td>方21</td> <td>1</td> <td>男女参画・多文化共生課長</td> </tr> </table>	男女共同参画審議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	男女参画・多文化共生課長	を	」
男女共同参画審議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	男女参画・多文化共生課長				
「	<table border="1"> <tr> <td>男女共同参画審議会会長印</td> <td>24</td> <td>隸書</td> <td>正方形</td> <td>方21</td> <td>1</td> <td>男女共同参画課長</td> </tr> </table>	男女共同参画審議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	男女共同参画課長	に、	」
男女共同参画審議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	男女共同参画課長				
「	<table border="1"> <tr> <td>屋外広告物審議会会長印</td> <td>24</td> <td>隸書</td> <td>正方形</td> <td>方18</td> <td>1</td> <td>建築総務課長</td> </tr> </table>	屋外広告物審議会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	建築総務課長	を	」
屋外広告物審議会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	建築総務課長				
「	<table border="1"> <tr> <td>屋外広告物審議会会長印</td> <td>24</td> <td>隸書</td> <td>正方形</td> <td>方18</td> <td>1</td> <td>建築総務課長</td> </tr> </table>	屋外広告物審議会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	建築総務課長	に	」
屋外広告物審議会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	建築総務課長				

公共事業評価委員会委員長印	23	隸書	正方形	方21	1	建設政策課長
---------------	----	----	-----	-----	---	--------

改める。

別表第3の2市長印の表中

「

生涯学習推進課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	生涯学習推進課長	生涯学習施設を利用する団体の認定に関する事務用
--------------	---	----	-----	-----	---	----------	-------------------------

」

を

「

生涯学習推進課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	生涯学習推進課長	生涯学習施設の利用に関する事務用
--------------	---	----	-----	-----	---	----------	------------------

」

に、

「

保健医療課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	保健医療課長	急病センター診療報酬の請求に関する事務用
------------	---	----	-----	-----	---	--------	----------------------

」

を

「

保健衛生医療課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	保健衛生医療課長	急病センター診療報酬の請求に関する事務用
--------------	---	----	-----	-----	---	----------	----------------------

」

に、

「

農業政策課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	農業政策課長	いきいき都市農業推進事業に関する事務用
------------	---	----	-----	-----	---	--------	---------------------

」

を

「

農業政策課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	農業政策 課長	いきいき都市農業 推進事業に関する 事務用
----------------	---	----	-----	-----	---	------------	-----------------------------

に、

」

「

清水駅周辺 整備課専用 市長印	5	隸書	正方形	方21	1	清水駅周 辺整備課 長	地区計画等の区域 内の建築等の届出、 草薙駅周辺整備事 業及び所管に係る 財産に関する事務 用
-----------------------	---	----	-----	-----	---	-------------------	--

を

」

「

清水駅周辺 整備課専用 市長印	5	隸書	正方形	方21	1	清水駅周 辺整備課 長	草薙駅周辺整備事 業及び所管に係る 財産に関する事務 用
-----------------------	---	----	-----	-----	---	-------------------	---------------------------------------

に、

」

「

戸籍住民課 専用市長印	14	隸書	正方形	方21	3	各区役所 戸籍住民 課長	住民基本台帳、個人 番号、印鑑、市民カ ード並びに署名用 電子証明書及び利 用者証明用電子証 明書並びに認証業 務情報の開示に関 する事務用
----------------	----	----	-----	-----	---	--------------------	---

を

」

「

戸籍住民課 専用市長印	14	隸書	正方形	方21	3	各区役所 戸籍住民 課長	住民基本台帳、個人 番号、印鑑並びに署 名用電子証明書及 び利用者証明用電 子証明書並びに認 証業務情報の開示 に関する事務用
----------------	----	----	-----	-----	---	--------------------	---

に、

」

「

支所専用市 長印	14	隸書	正方形	方21	2	井川支所 長及び長 田支所長	支所に関する一般 文書並びに個人番 号、印鑑、市民カー ド並びに署名用電 子証明書及び利用 者証明用電子証明 書並びに認証業務 情報の開示に関す る事務用
支所専用市 長印	14	隸書	正方形	方21	1	蒲原支所 長	支所に関する一般 文書、住民基本台 帳、個人番号、印鑑、 市民カード、署名用 電子証明書及び利 用者証明用電子証 明書並びに認証業 務情報の開示並び に鳥獣飼養登録に 関する事務並びに 住居表示、行政区画

を

							及び住所変更に係る証明用
--	--	--	--	--	--	--	--------------

「

支所専用市長印	14	隸書	正方形	方21	2	井川支所長及び長田支所長	支所に関する一般文書並びに個人番号、印鑑並びに署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書並びに認証業務情報の開示に関する事務用
支所専用市長印	14	隸書	正方形	方21	1	蒲原支所長	支所に関する一般文書、住民基本台帳、個人番号、印鑑、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書並びに認証業務情報の開示並びに鳥獣飼養登録に関する事務並びに住居表示、行政区画及び住所変更に係る証明用

に

改め、別表第3の3区長印の表中

「

戸籍住民課専用区長印	16	隸書	正方形	方21	49	各区役所戸籍住民課長	戸籍、住民基本台帳、特別永住者及び中長期在留者の住
------------	----	----	-----	-----	----	------------	---------------------------

							居地届出、特別永住者証明書、特別永住許可、印鑑、身分の証明、市民カード、埋火葬、斎場の利用、霊柩自動車の利用並びに自動車の臨時運行の許可に関する事務用
--	--	--	--	--	--	--	---

を

「

戸籍住民課 専用区長印	16	隸書	正方形	方21	49	各区役所 戸籍住民課長	戸籍、住民基本台帳、特別永住者及び中長期在留者の住居地届出、特別永住者証明書、特別永住許可、印鑑、身分の証明、埋火葬、斎場の利用、霊柩自動車の利用並びに自動車の臨時運行の許可に関する事務用
----------------	----	----	-----	-----	----	----------------	--

に、

「

支所専用区 長印	16	隸書	正方形	方21	2	井川支所 長及び長 田支所長	支所に関する一般文書、戸籍、住民基本台帳、印鑑、身分の証明、市民カード並びに埋火葬、斎場の利用及び霊柩自
-------------	----	----	-----	-----	---	----------------------	--

							動車の利用の許可に関する事務用
支所専用区 長印	16	隸書	正方形	方21	1	蒲原支所 長	支所に関する一般文書、戸籍、住民基本台帳、特別永住者及び中長期在留者の住居地届出、特別永住者証明書、特別永住許可、印鑑、身分の証明、市民カード、埋火葬、斎場の利用、霊柩自動車の利用並びに自動車の臨時運行の許可に関する事務用

を

」

「

支所専用区 長印	16	隸書	正方形	方21	2	井川支所 長及び長 田支所長	支所に関する一般文書並びに戸籍、住民基本台帳、印鑑、身分の証明並びに埋火葬、斎場の利用及び霊柩自動車の利用の許可に関する事務用
支所専用区 長印	16	隸書	正方形	方21	1	蒲原支所 長	支所に関する一般文書並びに戸籍、住民基本台帳、特別永住者及び中長期在留者の住居地届出、

に

							特別永住者証明書、特別永住許可、印鑑、身分の証明並びに埋火葬、斎場の利用、霊柩自動車の利用及び自動車の臨時運行の許可に関する事務用
--	--	--	--	--	--	--	---

改め、別表第3の4その他の印の表中

修了証書等 専用子ども 園長印	20	隸書	正方形	方30	56	各子ども 園長	修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用
-----------------------	----	----	-----	-----	----	------------	-------------------

修了証書等 専用子ども 園長印	20	隸書	正方形	方30	54	各子ども 園長	修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用
簡易水道事業 専用企業 出納員印	19	隸書	正方形	方21	1	市長が指名する職員	簡易水道事業に係る出納用

改める。

別表第4中

「

19 削除

を

」

「

19

静	岡	市	
簡	易	水	道
事	業	企	業
出	納	員	印

に改める。

」

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第34号

静岡市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市情報公開条例施行規則（平成15年静岡市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第6条第1項に規定する」を「第6条第1項の」に改める。

第3条第1項中「定める通知書」の次に「を送付すること」を加え、同条第2項中「決定期間の延長に係る」を削り、「によるもの」を「を送付することにより行うもの」に改め、同条第3項中「決定期間の延長に係る」を削り、「によるもの」を「を送付することにより行うもの」に改める。

第4条第1項第1号中「第三者」を「当該第三者」に改め、同項第2号中「の提出期限」を「を提出する期限」に改め、同条第2項中「及び」を「又は」に、「によるもの」を「を送付することにより行うもの」に改め、同条第3項中「によるもの」を「を送付することにより行うもの」に改める。

第5条ただし書中「により行うもの」を削る。

第8条を削る。

第7条第1項中「条例第20条第1項の静岡市情報公開審査会（以下「審査会」という。）」を「審査会」に、「実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第2項中「実施機関」を「諮問庁」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による答申は、諮問庁に答申書を送付することにより行うものとする。

第7条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

4 諮問庁は、前項の裁決において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第50条第1項第1号の主文が第2項の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を同条第1項第4号の理由として記載しなければならない。

第6条の次に次の1条を加える。

（審査会への諮問等）

第7条 条例第18条第1項の規定による静岡市情報公開審査会（以下「審査会」という。）への諮問は、諮問書（様式第9号）を提出することにより行うものとする。

- 2 前項の規定により提出する諮問書には、次に掲げる書面の写しを添付するものとする。
- (1) 行政不服審査法第19条第1項に規定する審査請求書又は同法第21条第2項に規定する審査請求録取書
 - (2) 公文書公開請求書
 - (3) 第3条第1項各号の通知書（公開請求に係る不作為についての審査請求の場合を除く。）
- 3 条例第18条第2項の規定による通知は、諮問通知書（様式第10号）を送付することにより行うものとする。
- 第9条の見出しを「(審査会の会長)」に改め、同条第6項から第9項までを削る。
- 第12条を第18条とし、第11条を第17条とし、第10条を第16条とし、第9条の次に次の6条を加える。

(審査会の会議)

第10条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務局コンプライアンス推進課において処理する。

(委員の除斥等)

第12条 次の各号のいずれかに該当する委員は、審査請求に係る事件の調査審議に参加することができない。

- (1) 審査請求人
 - (2) 参加人
 - (3) 公開請求者（前2号に掲げる者を除く。）
 - (4) 当該審査請求に係る公文書の公開について実施機関に対し意見書を提出した者（第1号及び第2号に掲げる者を除く。）
 - (5) 前各号に掲げる者の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、同居の親族、代理人、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
 - (6) 前号に掲げる者であった者
- 2 審査請求人又は参加人は、委員について、審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料するときは、審査会に対し、当該委員を当該事件の調査審議に参加させないことを求めることができる。この場合において、審査会は、当

該求めに理由があると認めるときは、当該委員を当該事件の調査審議に参加させないことを決定するものとする。

- 3 委員は、自らについて、審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料するときは、審査会の許可を得て、当該事件の調査審議に参加しないことができる。

(意見の陳述の手続)

第13条 条例第22条の規定による意見の陳述の申立ては、書面により行うものとする。

(補佐人)

第14条 条例第22条の規定による意見の陳述において、審査請求人等は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

- 2 前項の規定による許可を得ようとする者は、書面により申し出るものとする。

(弁明書等の提出)

第15条 諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第29条第2項の規定により弁明書の提出があったとき、又は弁明書を作成したときは、当該弁明書の写しを審査会に提出するものとする。

- 2 諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第30条第1項の規定により審査請求人から反論書の提出があったときは、当該反論書の写しを審査会に提出するものとする。

- 3 諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第30条第2項の規定により参加人から意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを審査会に提出するものとする。

- 4 諮問庁は、次に掲げる手続について記録を作成したときは、当該記録の写しを審査会に提出するものとする。

(1) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第31条第2項の規定により審査請求人又は参加人にさせた意見の陳述

(2) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定

(3) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第35条第1項の規定による検証

(4) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第36条の規定による質問

(5) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取

5 諮問庁は、行政不服審査法第32条第1項又は第2項の規定により証拠書類若しくは証拠物又は処分理由となる事実を証する書類その他の物件の提出があった場合において、当該提出物が書面であるときはその写しを審査会に提出し、当該提出物が書面でないときは当該提出物が提出された旨を審査会に通知するものとする。

6 諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第33条の規定による求めに応じ物件の提出があった場合において、当該物件が書面であるときはその写しを審査会に提出し、当該物件が書面でないときは当該物件が提出された旨を審査会に通知するものとする。

別表中「第11条関係」を「第17条関係」に改める。

様式第9号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第9号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第35号

静岡市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市個人情報保護条例施行規則（平成17年静岡市規則第167号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条第1項に規定する」を「第16条第1項の」に改める。

第8条第1項中「定める通知書」の次に「を送付すること」を加え、同条第2項中「決定期間の延長に係る」を削り、「によるもの」を「を送付することにより行うもの」に改め、同条第3項中「決定期間の延長に係る」を削り、「によるもの」を「を送付することにより行うもの」に改める。

第9条第1項第2号中「の提出期限」を「を提出する期限」に改め、同条第2項及び第3項中「によるもの」を「を送付することにより行うもの」に改める。

第10条ただし書中「により行うもの」を削る。

第13条第1項中「第28条第1項に規定する」を「第28条第1項の」に改める。

第15条第1項中「様式第12号）」の次に「を送付すること」を加え、同条第2項中「決定期間の延長に係る」を削り、「によるもの」を「を送付することにより行うもの」に改め、同条第3項中「決定期間の延長に係る」を削り、「によるもの」を「を送付することにより行うもの」に改める。

第16条中「様式第15号）」の次に「を送付すること」を加える。

第17条中「第35条第1項に規定する」を「第35条第1項の」に改める。

第19条第1項中「様式第17号）」の次に「を送付すること」を加え、同条第2項中「決定期間の延長に係る」を削り、「によるもの」を「を送付することにより行うもの」に改め、同条第3項中「決定期間の延長に係る」を削り、「によるもの」を「を送付することにより行うもの」に改める。

第21条を削る。

第20条第1項中「条例第43条第1項の静岡市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」を「審査会」に、「実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第2項中「実施機関」を「諮問庁」に、

「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による答申は、諮問庁に答申書を送付することにより行うものとする。

第20条に次の1項を加え、同条を第21条とする。

4 諮問庁は、前項の裁決において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第50条第1項第1号の主文が第2項の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を同条第1項第4号の理由として記載しなければならない。

第19条の次に次の1条を加える。

（審査会への諮問等）

第20条 条例第41条第1項の規定による静岡市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問は、諮問書（様式第20号）を提出することにより行うものとする。

2 前項の規定により提出する諮問書には、次に掲げる書面の写しを添付するものとする。

（1）行政不服審査法第19条第1項に規定する審査請求書又は同法第21条第2項に規定する審査請求録取書

（2）保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書又は保有個人情報利用停止請求書

（3）第8条第1項各号の通知書、保有個人情報の訂正請求に係る決定通知書又は保有個人情報の利用停止請求に係る決定通知書（開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為についての審査請求の場合を除く。）

3 条例第41条第2項の規定による通知は、諮問通知書（様式第21号）を送付することにより行うものとする。

第22条の見出しを「（審査会の会長）」に改め、同条第6項から第9項までを削る。

第25条を第31条とし、第24条を第30条とし、第23条を第29条とし、第22条の次に次の6条を加える。

（審査会の会議）

第23条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審査会の庶務）

第24条 審査会の庶務は、総務局コンプライアンス推進課において処理する。

（委員の除斥等）

第25条 次の各号のいずれかに該当する委員は、審査請求に係る事件の調査審議に参加するこ

とができない。

- (1) 審査請求人
- (2) 参加人
- (3) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（前2号に掲げる者を除く。）
- (4) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について実施機関に対し意見書を提出した者（第1号及び第2号に掲げる者を除く。）
- (5) 前各号に掲げる者の配偶者、4親等内の血族、3親等以内の姻族、同居の親族、代理人、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (6) 前号に掲げる者であった者

2 審査請求人又は参加人は、委員について、審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料するときは、審査会に対し、当該委員を当該事件の調査審議に参加させないことを求めることができる。この場合において、審査会は、当該求めに理由があると認めるときは、当該委員を当該事件の調査審議に参加させないことを決定するものとする。

3 委員は、自らについて、審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料するときは、審査会の許可を得て、当該事件の調査審議に参加しないことができる。

（意見の陳述の手続）

第26条 条例第45条の規定による意見の陳述の申立ては、書面により行うものとする。

（補佐人）

第27条 条例第45条の規定による意見の陳述において、審査請求人等は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

2 前項の規定による許可を得ようとする者は、書面により申し出るものとする。

（弁明書等の提出）

第28条 諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第29条第2項の規定により弁明書の提出があったとき、又は弁明書を作成したときは、当該弁明書の写しを審査会に提出するものとする。

2 諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第30条第1項の規定により審査請求人から反論書の提出があったときは、当該反論書の写しを審査会に提出するものとする。

3 諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第30条第

2項の規定により参加人から意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを審査会に提出するものとする。

4 諮問庁は、次に掲げる手続について記録を作成したときは、当該記録の写しを審査会に提出するものとする。

(1) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第31条第2項の規定により審査請求人又は参加人にさせた意見の陳述

(2) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定

(3) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第35条第1項の規定による検証

(4) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第36条の規定による質問

(5) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取

5 諮問庁は、行政不服審査法第32条第1項又は第2項の規定により証拠書類若しくは証拠物又は処分理由となる事実を証する書類その他の物件の提出があった場合において、当該提出物が書面であるときはその写しを審査会に提出し、当該提出物が書面でないときは当該提出物が提出された旨を審査会に通知するものとする。

6 諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第33条の規定による求めに応じて書類その他の物件の所持人から物件の提出があった場合において、当該物件が書面であるときはその写しを審査会に提出し、当該物件が書面でないときは当該物件が提出された旨を審査会に通知するものとする。

別表中「第24条関係」を「第30条関係」に改める。

様式第20号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第20号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第36号

静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の育児休業等に関する規則（平成15年静岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「した職員」の次に「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。次項において同じ。）」を加え、「静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第26号）第31条」を「静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第25号）第31条及び静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第26号）第17条」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成15年静岡市規則第35号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

静岡市規則第38号

静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第32号）の一部を次のように改正する。

附則第8項及び第9項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第39号

静岡市森林法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市森林法施行細則の一部を改正する規則

静岡市森林法施行細則（平成18年静岡市規則第180号）の一部を次のように改正する。

様式第14号及び様式第19号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第40号

静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則（平成15年静岡市規則第144号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書及び第2項ただし書中「及び有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「並びに全有機炭素の量及び過マンガン酸カリウム消費量」に改める。

第11条第1号中「0.2ミリグラム（気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を使用する浴槽の浴槽水にあつては、1リットル中0.3ミリグラム）」を「0.4ミリグラム」に改める。

別表第1中

「

pH値	ガラス電極法又は比色法	5.8以上8.6以下であること。
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	滴定法	1 l中10mg以下であること。
大腸菌群	乳糖ブイヨン—ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	50ml中に検出されないこと。

を

」

「

pH値	ガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素測定法又は滴定法	全有機炭素の量は1 l中3mg以下であること。 過マンガン酸カリウム消費量は1 l中10mg以下である

に

		こと。
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。

」

改める。

別表第2中

「

有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1 l中25mg以下であること。
---------------------	-----	------------------

を

」

「

全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素測定法又は滴定法	全有機炭素の量は1 l中8 mg以下であること。 過マンガン酸カリウム消費量は1 l中25mg以下であること。
------------------------	---------------	--

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

静岡市規則第41号

静岡市旅館業法等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市旅館業法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

静岡市旅館業法等の施行に関する規則（平成15年静岡市規則第143号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書及び第2項ただし書中「及び有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」を「並びに全有機炭素の量及び過マンガン酸カリウム消費量」に改める。

第13条第1号中「0.2ミリグラム（気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を使用する浴槽の浴槽水にあつては、1リットル中0.3ミリグラム）」を「0.4ミリグラム」に改める。

別表第1中

「

pH値	ガラス電極法又は比色法	5.8以上8.6以下であること。
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	滴定法	1 l中10mg以下であること。
大腸菌群	乳糖ブイヨン—ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	50ml中に検出されないこと。

を

」

「

pH値	ガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素測定法又は滴定法	全有機炭素の量は1 l中3mg以下であること。 過マンガン酸カリウム消費量は1 l中10mg以下である

に

		こと。
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。

改める。

別表第2中

「

有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1 l中25mg以下であること。
---------------------	-----	------------------

を

「

全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素測定法又は滴定法	全有機炭素の量は1 l中8 mg以下であること。 過マンガン酸カリウム消費量は1 l中25mg以下であること。
------------------------	---------------	--

に

改める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

静岡市規則第42号

静岡市老人医療事務取扱細則を廃止する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市老人医療事務取扱細則を廃止する規則

静岡市老人医療事務取扱細則（平成15年静岡市規則第102号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第43号

静岡市多目的スポーツグラウンド条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市多目的スポーツグラウンド条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市多目的スポーツグラウンド条例施行規則（平成16年静岡市規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	合計	人	を
--------	----	---	-----	---	----	---	---

」

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人	合計	人	に
--------	----	---	-----	---	---------	---	----	---	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第44号

静岡市健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市健康増進法施行細則の一部を改正する規則

静岡市健康増進法施行細則（平成16年静岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第32条第1項」を「第66条第1項」に改め、同条第2項中「第32条第2項」を「第66条第2項」に改める。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に、

「

特定給食施設の種類 （該当する□にレ印を 付す）	<input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 老人福祉施設
	<input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設 <input type="checkbox"/> 事業所
	<input type="checkbox"/> 寄宿舍
	<input type="checkbox"/> 矯正施設 <input type="checkbox"/> 一般給食センター <input type="checkbox"/> その他

を

」

「

特定給食施設の種類 （該当する□にレ印を 付してください。）	<input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院
	<input type="checkbox"/> 老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 寄宿舍 <input type="checkbox"/> 矯正施設 <input type="checkbox"/> 一般給食センター <input type="checkbox"/> その他（ ）

に、

」

「

1日の予定給食数及び 各食ごとの予定給食数	朝食	昼食	夕食	夜食その他 （おやつは除く）	合計

を

」

「

1日の予定給食数及び	朝食	昼食	夕食	夜食その他	合計
------------	----	----	----	-------	----

に

各食ごとの予定給食数			(おやつは除く。)	
------------	--	--	-----------	--

」

改める。

様式第3号及び様式第4号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第7号中「第32条第1項」を「第66条第1項」に改める。

様式第8号中「第32条第2項」を「第66条第2項」に改め、同様式に次のように加える。

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に、

「

給食をよりよくするために取り組んでいること
質問・支援してほしいこと

を

」

「

給食をよりよくするために取り組んでいること。
質問・支援してほしいこと。

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第45号

静岡市県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例施行規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例（令和2年静岡市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別徴収金の通知)

第2条 市長は、条例第2条第1項の規定により特別徴収金を徴収するときは、県営土地改良事業に係る特別徴収金決定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

(特別徴収金の減額又は免除の手続)

第3条 条例第4条の規定による特別徴収金の減額又は免除を受けようとする者は、県営土地改良事業に係る特別徴収金減額・免除承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特別徴収金の減額又は免除について承認したときは、県営土地改良事業に係る特別徴収金減額・免除承認通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

静岡市規則第46号

静岡市ふれあい健康増進館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市ふれあい健康増進館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市ふれあい健康増進館条例施行規則（平成15年静岡市規則第182号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「

内 訳	15歳以上	男	人	円	円
		女	人	円	円
	3歳以上15歳未満	男	人	円	円
		女	人	円	円

を

」

「

内 訳	15歳以上70歳未満	男	人	円	円
		女	人	円	円
	3歳以上15歳未満	男	人	円	円
		女	人	円	円
	70歳以上	男	人	円	円
		女	人	円	円

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第47号

市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則及び静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則及び静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

(市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則の一部改正)

第1条 市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成23年静岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2号中「美濃部雄人」を「本田武志」に改める。

(静岡市副市長事務分担規則の一部改正)

第2条 静岡市副市長事務分担規則（平成23年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「美濃部雄人」を「本田武志」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第48号

静岡市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市コミュニティセンター条例施行規則（平成18年静岡市規則第46号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1及び様式第2号その1中

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	合計	人
--------	----	---	-----	---	----	---

を

」

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人	合計	人
--------	----	---	-----	---	---------	---	----	---

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第49号

静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則

静岡市医療法施行細則（平成15年静岡市規則第135号）の一部を次のように改正する。

様式第16号中

「

現に管理している病院（診療所、助産所）と新たに管理させようとする病院（診療所、助産所）との距離及び連絡に要する時間	
---	--

を

」

「

現に管理している病院（診療所、助産所）と新たに管理させようとする病院（診療所、助産所）との距離及び連絡に要する時間	
医療法第12条第2項各号のうち該当する規定	

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第50号

静岡市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則

静岡市会計管理者の補助組織に関する規則（平成17年静岡市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「、静岡市上下水道局事務分掌規程（平成15年静岡市企業局管理規程第6号）に規定する水道部水道施設課」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第51号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条市民自治推進課の所掌事務中（16）を（17）とし、（4）から（15）までを（5）から（16）までとし、（3）の次に次のように加える。

（4）災害弔慰金等支給審査委員会に関する事。

第4条福祉総務課の所掌事務中（36）を（37）とし、（35）を（36）とし、（34）の次に次のように加える。

（35）再犯の防止等に係る施策の総括に関する事。

第18条第1項中「平成15年静岡市条例第216号）第2条」を「令和2年静岡市条例第21号）第1条」に改め、同条第3項各号を次のように改め、同項を同条第4項とする。

- （1）市場の管理及び運営に関する事。
- （2）市場における売買取引に係る指導及び監督に関する事。
- （3）市場開設運営協議会に関する事。
- （4）市場施設の整備及び維持管理に関する事。
- （5）市場事業会計の予算、決算及び経理に関する事。

第18条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 中央卸売市場の位置は、静岡市葵区流通センター1番1号とする。

附 則

この規則中第4条の改正規定は令和2年4月1日から、第18条の改正規定は同年6月21日から施行する。

静岡市規則第52号

静岡市消防表彰規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防表彰規則の一部を改正する規則

静岡市消防表彰規則（平成15年静岡市規則第247号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「理事」の次に「、参与」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第53号

静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する規則の一部を改正する規則

静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する規則（平成15年静岡市規則第168号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「更新の登録にあつては、」を「最初の登録にあつては第8号に掲げる書類を、更新の登録にあつては」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 管理士が条例第10条に規定する研修を受講したことを証する書類

第13条第5号中「第13条第3項」を「第14条第3項」に改め、同条第12号中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第13号中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条第14号中「第8条」を「第9条」に改め、同条第15号中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項中「第14条各号」を「第15条各号」に改め、同項第1号中「第14条第1号」を「第15条第1号」に改め、同項第2号中「第14条第2号」を「第15条第2号」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第9条とする。

第7条第3項第3号中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(研修の機会の確保)

第7条 条例第10条の規定による研修の機会の確保は、市長が適当であると認める研修を、浄化槽保守点検業者の登録の有効期間ごとに1回以上受講させることにより行うものとする。

様式第1号及び様式第2号中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。

様式第3号中「第13条関係」を「第14条関係」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第4号中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。

様式第5号中「第13条関係」を「第14条関係」に、「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

様式第6号中「第13条関係」を「第14条関係」に、「あて先」を「宛先」に、

「

浄化槽管理士	氏 名	住 所	免状交付番号

を

」

「

浄化槽管理士	氏 名	住 所	免状交付 番 号	研修受講 予定年度

に

」

改め、同様式（注）を次のように改める。

（注）

1 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

2 研修受講予定年度欄には、登録の有効期間満了の日までの範囲で記載してください。

様式第7号中「第13条関係」を「第14条関係」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。

様式第10号中「第13条関係」を「第14条関係」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第11号中「第13条関係」を「第14条関係」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を次のように改める。

（注）

1 届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印してください。

2 管理士を追加する場合は、管理士の氏名、住所、免状交付番号及び研修受講予定年度（年月日）を変更の内容欄に記載してください。

様式第12号中「第13条関係」を「第14条関係」に改め、同様式（裏）（注意事項）4中「第7条第3項各号」を「第8条第3項各号」に改める。

様式第13号中「第13条関係」を「第14条関係」に、「あて先」を「宛先」に、「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

様式第14号中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。

様式第15号中「第13条関係」を「第14条関係」に、「あて先」を「宛先」に、「第10条」を「第

11条」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第54号

静岡市簡易水道事業会計規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市簡易水道事業会計規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目
 - 第1節 伝票（第7条—第11条）
 - 第2節 帳簿（第12条—第15条）
 - 第3節 勘定科目（第16条）
- 第3章 収入及び支出並びに公金取扱金融機関
 - 第1節 収入（第17条—第27条）
 - 第2節 支出（第28条—第40条）
 - 第3節 公金取扱金融機関（第41条—第50条）
- 第4章 預り金及び預り有価証券（第51条—第55条）
- 第5章 棚卸資産
 - 第1節 通則（第56条・第57条）
 - 第2節 出納（第58条—第69条）
- 第6章 棚卸資産以外の物品（第70条—第73条）
- 第7章 固定資産
 - 第1節 通則（第74条・第75条）
 - 第2節 取得（第76条—第84条）
 - 第3節 管理及び処分（第85条—第92条）
 - 第4節 減価償却（第93条—第97条）
 - 第5節 減損会計（第98条）
- 第8章 引当金（第99条—第104条）
- 第9章 リース会計（第105条・第106条）
- 第10章 決算（第107条—第115条）

第11章 予算（第116条—第121条）

第12章 雑則（第122条・第123条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡市簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。）の財務に関して、静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（企業出納員等）

第2条 簡易水道事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため企業出納員及び現金取扱員を置く。

2 企業出納員は、市長が指定する職にある者をもって充てる。

3 企業出納員は、市長の命を受けて簡易水道事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどる。

4 現金取扱員は、市長が命ずる。

5 現金取扱員は、上司の命を受けて簡易水道事業の業務に係る現金の出納に関する事務をつかさどる。

6 前項の現金取扱員1人が1日に取り扱うことのできる現金の限度額は、次に定める金額とする。ただし、企業出納員が特に必要があると認める場合は、この限度額を超えて取り扱わせることができる。

（1）簡易水道料金収入 1日分の取扱高10万円

（2）その他のもの 1件10万円

（事務の委任）

第3条 市長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により企業出納員のうち上位の職にある者に委任する簡易水道事業の出納その他の会計事務は、次のとおりとする。

（1）各種収入金の収納に関すること。

（2）各種支出金の支払に関すること。

（3）預金種目並びに預金及び現金相互の組替えに関すること。

（4）市長が預金した金融機関（以下「保管金融機関」という。）相互の預金の組替えに関すること。

（5）有価証券の出納及び保管に関すること。

（6）棚卸資産の出納及び保管に関すること。

2 前項に規定する企業出納員に事故があるとき、又は当該企業出納員が欠けたときは、企業出納員のうち直近下位の職にある者に同項に掲げる会計事務を委任する。

3 第1項に規定する企業出納員が出張、休暇その他の理由により不在のときは、企業出納員のうち直近下位の職にある者がその事務を代決することができる。

(善管注意義務)

第4条 企業出納員及び現金取扱員は、善良な管理者の注意をもって現金その他の資産を取り扱わなければならない。

(公金取扱金融機関の出納事務取扱い)

第5条 簡易水道事業の業務に係る現金出納事務の一部については、企業出納員及び現金取扱員が行うもののほか、これを第41条の規定により設置した出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関（以下「公金取扱金融機関」という。）に行わせるものとする。

(担保に提供する有価証券)

第6条 簡易水道事業において、担保として提供させ、又は保証金の納付に代えて提供させる有価証券の種類及び価格は、次のとおりとする。

種類	価格
本市の公債証券	額面金額
本市以外の公債証券	額面金額の10分の8以内
国庫債券	額面金額の10分の9以内
その他市長が適当と認める証券	額面金額の10分の8以内

2 前項の規定により提供させる有価証券が記名式有価証券であるときは、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目

第1節 伝票

(会計伝票の発行)

第7条 簡易水道事業に係る取引については、全ての証拠書類に基づいて発行する会計伝票をもって表示する。

2 保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課長（以下「主管課長」という。）は、取引発生的事実に基づいて、1科目又は1件ごとに速やかに会計伝票を作成しなければならない。

3 過誤その他の理由により、取引を取り消し、又は訂正する場合は、取消し又は訂正の会計伝票を作成しなければならない。

(会計伝票の種類)

第8条 会計伝票は、収入伝票、支出伝票及び振替伝票の3種類とする。

(会計伝票の整理及び保管)

第9条 企業出納員は、会計伝票をそれぞれの日付によって毎日編集し、これを保管しなければならない。

(合計残高日計表の作成及び保管)

第10条 企業出納員は、毎日合計残高日計表を第16条第2項に定める勘定科目の目(項又は目までの科目については、項)ごとに、会計伝票に基づき日毎に作成し、これを保管しなければならない。

(証拠書類の編集及び保管)

第11条 証拠書類は、それぞれの日付によって編集し、及び保管しなければならない。

第2節 帳簿

(会計帳簿の種類及び保管)

第12条 簡易水道事業の業務に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿を備える。

- (1) 貯蔵品出納簿
- (2) 物品出納簿
- (3) 固定資産台帳
- (4) 企業債台帳
- (5) 未収金整理簿
- (6) 未払金整理簿
- (7) 預り金整理簿
- (8) 前渡資金整理簿
- (9) 概算払整理簿

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要に応じて会計帳簿を設けることができる。

3 前2項に規定する会計帳簿は、主管課長が整理し、保管しなければならない。

(会計帳簿の記載)

第13条 会計帳簿は、会計伝票又は証拠書類に基づき、正確かつ明瞭に記載しなければならない。

(帳簿等の照合)

第14条 総勘定元帳、内訳簿その他相互に関係する帳簿は、随時照合しなければならない。

(科目の更正)

第15条 整理済みの取引の収入科目又は支出科目に誤りを発見したときは、直ちに振替伝票を発行し、正当な科目に更正しなければならない。

第3節 勘定科目

第16条 簡易水道事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定、資本勘定その他必要な整理勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目は、別表第1に定めるところによる。

第3章 収入及び支出並びに公金取扱金融機関

第1節 収入

(収入の調定)

第17条 収入の調定事務は、主管課長が行う。

2 収入調定を整理する時期及び調定の範囲は、別表第2に定めるところによる。

3 収入を調定する場合は、その根拠、所属年度、会計区分、収入科目、徴収すべき金額及び納入を明らかにした収入調定伺書により決裁を受けなければならない。

4 主管課長は、収入を調定したときは、徴収簿に記帳し、振替伝票を発行して速やかに企業出納員に送付しなければならない。ただし、市長が認めるものについては、徴収簿の記帳を省略することができる。

5 主管課長は、収入を調定したときは、収入調定票により整理し、これを取りまとめて収入調定簿として保管しなければならない。

(調定の取消し又は更正)

第18条 過誤その他の理由によって収入の調定を取り消し、又は更正したときは、前条の規定を準用する。

(納入通知書及び納付書)

第19条 主管課長は、前2条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正した場合は、市長が別に定める場合を除き、直ちに納入者に対し納入通知書を送付しなければならない。

2 前項の納入通知書は、納期の定めのあるものにあつては納期限前10日までに、随時のものにあつてはその都度送付しなければならない。

3 第1項の納入通知書によらないで納付するものは、納付書によらなければならない。

(口座振替による納付)

第20条 納入者は、口座振替の方法により収納金を納付しようとするときは、公金取扱金融機関にその旨を申し出なければならない。

2 前項の規定により、口座振替による納付を行う場合において、納入者が申し出たときは、

前条第1項の規定による納入通知書を当該公金取扱金融機関に送付するものとする。

- 3 第1項の規定により、口座振替による納付を行う場合において、納入者が申し出たときは、公金取扱金融機関は第23条第3項の規定にかかわらず、領収証書を交付しないものとする。この場合において、市長は、当該納入者に対し、口座振替をした旨の通知を行うものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、口座振替により納付する場合の取扱いについては、別に定める。

(証券による納付)

第21条 納入者は、現金に代え、次に掲げる証券で、納付金額を超えないものをもって公金取扱金融機関に収納金を納付することができる。

- (1) 持参人払式の小切手又は市長若しくは公金取扱金融機関(以下この条において「市長等」という。)を受取人とする小切手で、静岡手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が静岡市内であって、その提示期間内に支払のための提示をすることができるもの。ただし、市外地を支払地とする小切手であっても公金取扱金融機関が支払が確実であると認めた場合は、この限りでない。
- (2) 無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したもの

- 2 市長等は、前項第1号に規定する小切手であっても、その支払が確実でないことを認め、その受領を拒むことができる。
- 3 第1項の規定により納付された証券を支払の提示期間内又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払を拒んだときは、当該収入は、初めから納付がなかったものとみなす。この場合においては、市長等は、当該証券をもって納付した者に対し、速やかに当該証券を返戻し、交付した領収証書を徴さなければならない。

(督促)

第22条 主管課長は、収納金を納期限内に完納しない者があるときは、市長が別に定める場合を除き、納期限後20日以内に督促状を納入者に送付しなければならない。

(領収証書の交付)

第23条 企業出納員又は現金取扱員は、収入の納付を受けた場合は、領収印を押し、納入者に対して領収証書を交付しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第33条の2の規定に基づき簡易水道事業の業務に係る公金の徴収又は収納事務を受託している者(以下「公金徴収事務受任者」という。)が収入の納付を受けた場合に準用する。

- 3 公金取扱金融機関が、収入の納付を受けた場合は、領収証書を交付するものとする。この場合において、公金取扱金融機関は、領収の表示方法をあらかじめ企業出納員に届け出なければならない。
- 4 企業出納員、現金出納員又は公金徴収事務受任者は、地方自治法第231条の2第6項の規定による承認をしたときは、第1項(第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の領収印に代えて承認印を押印するものとする。
- 5 地方自治法第231条の2第6項の指定代理納付者から同項の承認に係る収入の納付があったときは、前項の承認印を第1項の領収印とみなす。

(収納金の取扱い)

第24条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金を払込書により即日又は翌日(これらの日が、銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日に該当するときは、その翌日)に出納取扱金融機関に納入しなければならない。

- 2 現金取扱員は、収納した現金に係る集金日報又は窓口収入日報を毎日作成し、当該月分について取りまとめた後、翌月5日までに企業出納員に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、公金徴収事務受任者が現金を収納した場合に準用する。この場合において、第1項中「即日又は翌日」とあるのは、「遅滞なく」と読み替えるものとする。

(収入伝票の発行)

第25条 主管課長は、納入済通知書に基づき、速やかに収入伝票を発行しなければならない。

- 2 前項の収入伝票を発行する場合は、収入伺書により市長の決裁を受けなければならない。

(過誤納金の還付)

第26条 主管課長は、収納金のうち過納又は誤納となったものがあるときは、その理由、所属年度、収入科目及び還付すべき金額を明らかにした還付伺書により市長の決裁を受け、過誤納金還付通知書によりその旨を納入者に通知しなければならない。この場合において、当該納入者の未納に係る収納金に充当したときは、過誤納金還付・充当済通知書により通知するものとする。

- 2 前項の過誤納金の還付については、第29条から第31条までの規定を準用する。

(不納欠損処分)

第27条 主管課長は、法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合は、当該債権に関わる収入金の調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- 2 主管課長は、前項の規定により市長の決裁を受けた場合は、振替伝票を発行しなければな

らない。

第2節 支出

(支出の手続)

第28条 主管課長は、支出すべき理由が発生したときは、請求書その他証拠書類により支出の根拠、所属年度、債主、支出すべき金額、支出科目等につき調査し、適当と認めた場合には、直ちに支出の手続をしなければならない。

(支払伝票の発行及び要件)

第29条 主管課長は、支出の都度支出伝票を発行しなければならない。

- 2 支出伝票を作成する場合は、所属年度、債主、会計区分、支出科目、債主印等を審査の上、勘定科目及び債主ごとに作成し、現金払、隔地払及び口座振替払の区別を明らかにした債主の請求書並びにその時期及び範囲に応じ別表第3に定める書類を添付しなければならない。ただし、債主に請求書を提出させることが困難な場合又は諸給与金その他支払金額の一定しているものに限り、支出命令書（支出伝票の決裁伝票をいう。以下同じ。）に必要事項を記入して、これに代えることができる。
- 3 支出科目が同一で、数人の債主に同時に支払を要するものは、内訳書を添付して支出伝票を集合することができる。

(支出伝票の取消し又は更正)

第30条 支出伝票の発行後、支払前に過誤その他の理由によって支出の取消し又は更正を要する場合は、主管課長は、前条の規定を準用して、直ちにその手続をしなければならない。

(支払)

- 第31条 企業出納員は、出納取扱金融機関に対して、債主の名称又は氏名、支払おうとする金額、支払の日時等を通知して債主に支払を行わせるものとする。
- 2 支払を受けようとする債主は、金融機関の名称、債権の内容、金額を明記する口座振替申込書を、あらかじめ、企業出納員に提出しなければならない。
 - 3 企業出納員は、債主に対して支払をする場合は、出納取扱金融機関に必要な資金及び口座振替依頼書を交付し、口座振替の手続をさせるものとする。ただし、債主の申出による場合は現金で支払することができる。
 - 4 企業出納員は、前項に規定する口座振替の手続をしたときは、口座振替通知書を債主に送付しなければならない。
 - 5 第3項の規定により口座振替を依頼した場合は、出納取扱金融機関から資金受領書兼口座振替済報告書を徴し、これを債主の領収証書に代えて処理することができる。

(口座振替依頼書等の訂正)

第32条 企業出納員は、口座振替依頼書又は送金（口座振込）依頼書の記載事項のうち金額以外のものについて誤りを発見したときは、出納取扱金融機関に訂正の依頼をしなければならない。

(現金支払)

第33条 企業出納員は、第31条第3項ただし書の規定により直接現金で支払をしようとするときは、債主に支払通知書を送付するとともに、支払証を領収証書と引換えに交付し、出納取扱金融機関に支払をさせなければならない。この場合において、領収証書を徴することが困難なときは、主管課長の発行する支払証明書をもって債主の領収証書に代えることができる。

- 2 出納取扱金融機関は、毎日その日の現金の支払を終わったものについては、会計別に整理して、即日支払済の金額を企業出納員に通知しなければならない。
- 3 企業出納員は、前項の支払済となった金額に相当する資金を、出納取扱金融機関に即日交付しなければならない。

(隔地払)

第34条 企業出納員は、遠隔地の債主に支払をしようとするときは、出納取扱金融機関に必要な資金及び送金（口座振込）依頼書を交付し、送金の手続をさせるものとする。

- 2 企業出納員は、前項の手続をしたときは、送金（口座振込）通知書を債主に送付しなければならない。
- 3 第1項の規定により送金を依頼したときは、出納取扱金融機関から資金受領書兼送金（口座振込）済報告書を徴し、これを債主の領収証書に代えて処理することができる。

(資金前渡の範囲)

第35条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第21条の5第1項第15号の規定により資金前渡をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 交際費
- (2) 市職員以外の者の旅費及び費用弁償
- (3) 集会、式典及び研修会等の行事に際し、直接支払を必要とする経費
- (4) 即時支払を必要とする物品の購入、加工又は修繕に要する経費
- (5) 電話料、郵便料、運賃及びその他これらに類する経費
- (6) 通行料、駐車料、会場使用料及び賃借料
- (7) 供託金
- (8) 法外援護による扶助費

- (9) 補償金及び賠償金
- (10) 公社及び公団に対して支払う経費
- (11) 日本放送協会に対し支払う受信料
- (12) 事業運営上必要な釣銭資金
(資金前渡の手続等)

第36条 主管課長は、市長の決裁を経て、資金前渡をすることができる。

- 2 資金前渡を受けた者は、前渡資金整理簿を備え、出納の整理をしなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、精算書をもって代えることができる。
- 3 資金前渡を受けた者は、毎月必要とする前渡資金にあつては翌月7日までに、その他のものにあつてはその支払後直ちに精算書を作成し、証拠書類を添え、市長に提出しなければならない。
- 4 前渡資金の精算残金は、精算と同時に返納しなければならない。ただし、毎月必要とする前渡資金にあつては、これを翌月に繰り越すことができる。
- 5 主管課長は、前2項の規定による精算書の提出があつた場合は、これに基づいて振替伝票を発行しなければならない。

(概算払の範囲)

第37条 政令第21条の6第5号の規定により概算払をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 損害賠償金
- (2) 概算払によらなければ契約し難い委託料及び補償金
- (3) 公社及び公団に対して支払う経費

(概算払の手続等)

第38条 主管課長は、市長の決裁を経て、概算払をすることができる。

- 2 概算払を受けた者は、その金額が確定した後直ちに当該概算払に係る経費について精算書を作成し、証拠となるべき書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、旅費の概算払を受けた場合において、当該概算払を受けた額と所要額とが同額であったときは、精算書の作成は要しないものとする。
- 3 前項本文の場合において、不足が生じたときは精算と同時にこれを請求し、残額があるときはこれを返納しなければならない。
- 4 第36条第5項の規定は、前2項の規定による精算書の提出があつた場合に準用する。

(前金払の範囲)

第39条 政令第21条の7第8号の規定により前金払をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 打切旅費
- (2) 保険料
- (3) 契約に基づく賃借料及び土地、家屋又は物件の買収代金並びに補償金
- (4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証に係る同条第1項に規定する公共工事に要する経費で、市長が定めた金額
- (5) 公社及び公団に対して支払う経費
- (6) 弁護士に対して支払う報酬
- (7) 研修会その他の会議に係る資料代
(前金払の手続等)

第40条 主管課長は、市長の決裁を経て、前金払をすることができる。

- 2 前金払を受けた者で、市長が特に精算の必要があると認めるものについては、第38条に規定する例により精算させるものとする。

第3節 公金取扱金融機関

(公金取扱金融機関)

第41条 簡易水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせるため、出納取扱金融機関を置く。

- 2 簡易水道事業の業務に係る公金の収納事務の一部を取り扱わせるため、収納取扱金融機関を置くことができる。
- 3 公金取扱金融機関の事務取扱い、担保その他必要な事項については、別に契約で定める。

(公金取扱金融機関の出納)

第42条 公金取扱金融機関は、納入通知書その他の納入に関する書類により収納をしなければならない。

- 2 出納取扱金融機関は、第31条、第33条及び第34条の規定に基づいて支払をしなければならない。
- 3 公金取扱金融機関は、前2項に掲げる場合のほかは、簡易水道事業に属する金銭の収納又は支払をすることができない。

(出張所等)

第43条 出納取扱金融機関は、市長が指定する場所に出張所又は派出所を設けなければならない

い。

(出納取扱時間)

第44条 公金取扱金融機関の出納取扱時間は、それぞれの営業時間とし、前条に規定する出張所又は派出所においては、午前9時から午後3時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(出納の制限)

第45条 公金取扱金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該出納を拒み、その旨を企業出納員に報告し、指示を受けなければならない。

- (1) 支払証及び納入通知書等が所定の様式と相違しているとき。
- (2) 支払証及び納入通知書等の金額、氏名等を改ざんし、塗抹し、又は変更してあるとき。
- (3) 支払証に企業出納員の印鑑が押されていないとき、又は相違するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、収支に関し疑義があるとき。

(支払通知書の返付)

第46条 出納取扱金融機関は、支払通知書を受けたもののうち支払が終わらないものがあるときは、即日企業出納員にこれを返付しなければならない。

(現金出納日計表)

第47条 出納取扱金融機関は、その日の出納金について、現金出納日計表を作成し、翌日午前中に企業出納員に提出しなければならない。

- 2 前項の現金出納日計表の残高は、簡易水道事業の預金額とみなす。

(預金の移替え又は振替)

第48条 出納取扱金融機関は、企業出納員から預金移替通知書又は預金振替通知書の交付を受けたときは、当該預金を移し替え、又は振り替えなければならない。

(印鑑)

第49条 出納取扱金融機関は、現金の出納に関して使用する印鑑をあらかじめ企業出納員に届けなければならない。

- 2 企業出納員は、口座振替依頼書又は発行する支払通知書等に押す印鑑及び氏名を出納取扱金融機関に通知しなければならない。
- 3 前2項の規定による印鑑及び氏名に変更のあったときも、同様とする。

(帳簿及び証拠書類の保存)

第50条 公金取扱金融機関は、出納事務に関する帳簿及び証拠書類をその事業年度経過後2年間保存しなければならない。

第4章 預り金及び預り有価証券

(預り金)

第51条 企業出納員は、保証金その他簡易水道事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として、次に掲げる区分により整理しなければならない。

- (1) 預り保証金
- (2) 預り税金
- (3) その他預り金

(預り金の受入及び払出)

第52条 第17条、第23条、第24条及び第28条の規定は、預り金を受け入れ、又は払い出した場合に、それぞれ準用する。

- 2 企業出納員は、預り金を受け入れた場合は、収入伝票を発行し、預り金整理簿に記帳しなければならない。
- 3 企業出納員は、預り金を払い出した場合は、支払伝票を発行し、預り金整理簿に記帳しなければならない。

(預り有価証券)

第53条 市の所有に属さない有価証券を保管する場合は、預り有価証券として整理しなければならない。

- 2 預り有価証券は、安全かつ確実な方法によって、保管しなければならない。

(預り有価証券の受入及び還付)

第54条 企業出納員は、前条の有価証券を受け入れた場合は、預り証を交付しなければならない。

- 2 企業出納員は、預り有価証券を還付した場合は、預り証を受け取らなければならない。

(利札の還付請求)

第55条 企業出納員は、預り有価証券について、所有者から利札の還付請求を受けた場合は、市長の決裁を経て、これを還付しなければならない。

- 2 前項の場合においては、領収証書を受け取らなければならない。

第5章 棚卸資産

第1節 通則

(棚卸資産の範囲)

第56条 棚卸資産とは、次に掲げる物品であつて、棚卸經理を行うもの（以下「貯蔵品」という。）をいう。

- (1) 消耗物品 その形状若しくは性質が1回若しくは短期間の使用により消耗され、又は備品等の構成部分となる物品をいう。
- (2) 消耗工具、器具及び備品 工事又は工作に使用される工具、器具及び備品であって、固定資産に計上されないものをいう。
- (3) 原材料 工事若しくは工作に使用され、又は建物、構築物等の構成部分となるものをいう。
- (4) その他貯蔵品 給水又は配水の水量を測定する量水メーター等の機械器具をいう。

(貯蔵品の貯蔵)

第57条 企業出納員は、常に簡易水道事業の業務の執行上、適正な量の貯蔵品を貯蔵するように努め、かつ、これを適切に管理しなければならない。

第2節 出納

(購入)

第58条 主管課長は、予算に定める貯蔵品の購入限度額の範囲内において必要に応じ、次に掲げる事項を記載した文書によって、市長の決裁を経て、貯蔵品を購入するものとする。

- (1) 購入しようとする貯蔵品の品目及び数量
- (2) 購入しようとする理由
- (3) 予定価額及び単価
- (4) 契約の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認められる事項

(受入価額)

第59条 貯蔵品の受入価額は、次に掲げるところによる。

- (1) 購入又は製作によって取得したものについては、購入又は製作に要した価額
- (2) 前号に掲げるもの以外の貯蔵品については、適正な見積価額

(受入れ)

第60条 企業出納員は、貯蔵品を受け入れた場合は、これに基づいて貯蔵品出納簿に記帳するとともに入庫に係る振替伝票を発行しなければならない。

(払出価額)

第61条 貯蔵品の払出価額は、先入先出法によるものとする。

(払出し)

第62条 主管課長は、貯蔵品を使用しようとする場合は、第28条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した文書によって、当該使用しようとする貯蔵品の払出しについて、市長の

決裁を受けなければならない。

- (1) 払出しをしようとする貯蔵品の品目及び数量
- (2) 払出価額
- (3) 予算科目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要があると認められる事項

2 企業出納員は、前項の決裁に基づき貯蔵品出納簿に記帳するとともに、出庫に係る振替伝票を発行しなければならない。

(不用品の処分)

第63条 主管課長は、貯蔵品のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを不用品として整理し、市長の決裁を経て、これを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの、売却価額が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不相当と認められるものについては、市長の決裁を経て、これを廃棄することができる。

2 前項の規定により不用品を廃棄したときは、前条の規定を準用する。

(帳簿残高の確認)

第64条 企業出納員は、常に貯蔵品出納簿の残高をこれと関係ある他の帳簿と照合し、その正確な額の確認に努めなければならない。

(実地棚卸)

第65条 企業出納員は、毎事業年度末実地棚卸を行わなければならない。

- 2 前項に規定する場合のほか、企業出納員は、貯蔵品が天災その他の理由により、滅失した場合その他必要があると認められる場合には、随時実地棚卸を行わなければならない。
- 3 前2項の規定により実地棚卸を行った場合は、企業出納員は、その結果に基づいて、棚卸明細表を作成しなければならない。

(実地棚卸の立会い)

第66条 前条第1項及び第2項の規定により、実地棚卸を行う場合は、企業出納員は、市長の指定する貯蔵品の受払に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(棚卸の結果の報告)

第67条 企業出納員は、実地棚卸を行った結果を第65条第3項の規定により作成する棚卸明細表を添えて市長に報告しなければならない。

2 実地棚卸の結果、現品に不足があることを発見した場合は、企業出納員は、その原因及び現状を調査し、前項の報告に併せて市長に報告しなければならない。

(棚卸修正)

第68条 企業出納員は、実地棚卸の結果、帳簿残高が、貯蔵品の現在高と一致しないときは、棚卸明細表に基づき振替伝票を発行してこれを修正しなければならない。

(棚卸資産の評価)

第69条 企業出納員は、毎事業年度の末日に、当該事業年度の末日における棚卸資産の時価とその帳簿価額とを比較することにより、棚卸資産の評価を行わなければならない。

2 前項の評価により棚卸資産の時価がその帳簿価額より低いことが明らかになったときは、当該時価を当該棚卸資産の帳簿価額としなければならない。ただし、重要性の乏しい棚卸資産については、この限りでない。

第6章 棚卸資産以外の物品

(直購入)

第70条 主管課長は、第56条各号に掲げる物品のうち購入後直ちに使用する予定のもの又は第84条の規定に基づき、建設仮勘定を設けて経理する建設又は改良の工事に使用する予定のものを、市長の決裁を経て、直接当該科目の支出として購入することができる。

2 第59条及び第60条の規定は、前項の規定によって購入した物品のうち材料に残品が生じた場合に準用する。

(物品の管理)

第71条 主管課長は、前条の規定により直接当該科目の支出として購入されたもの（以下この章において「物品」という。）を適正に管理しなければならない。

2 主管課長は、物品出納簿を備えて物品の数量、使用の状況等を記録整理しなければならない。

(事故報告)

第72条 企業出納員は、天災その他の理由により物品が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、速やかにその原因及び現状を調査して市長に報告しなければならない。

(不用物品の処分)

第73条 主管課長は、物品のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを第63条の規定に準じて売却し、又は廃棄しなければならない。

第7章 固定資産

第1節 通則

(固定資産の範囲)

第74条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

- ア 土地
- イ 立木
- ウ 建物
- エ 構築物
- オ 機械及び装置
- カ 車両運搬具
- キ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上のものに限る。）
- ク リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）
- ケ 建設仮勘定
- コ アからケまでに掲げるもののほか、有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

- ア 水利権
- イ 借地権
- ウ 地上権
- エ 特許権
- オ 施設利用権
- カ 電話加入権
- キ ソフトウェア
- ク リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからオまでに掲げるものである場合に限る。）
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

- ア 投資有価証券（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日に満期の到来する有価証券を除く。）
- イ 出資金
- ウ 長期貸付金
- エ 基金

オ 長期前払消費税

カ アからオまでに掲げるもののほか、固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

キ 有形固定資産若しくは無形固定資産又は流動資産に属さない資産

(固定資産の管理)

第75条 主管課長は、善良な管理者の注意をもって、固定資産の管理を行わなければならない。

第2節 取得

(取得価額)

第76条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

- (1) 購入によるものは、購入価額及び間接費
- (2) 工事又は製作によるものは、工事又は製作に直接要した価額及び間接費
- (3) 交換によるものは、交換のため提供した固定資産の価額に交換差金を加算し、又は控除した額及び間接費
- (4) 譲与、贈与その他無償で取得したもの又は前3号に掲げる事由により取得したものであって取得価額の不明のものは、公正な評価額

(増設又は改良による価額)

第77条 固定資産を増設し、又は改良した場合は、撤去部分に対応した帳簿価額を除去した額に増設又は改良に要した経費を加えたものをその価額とする。

(購入)

第78条 固定資産を購入しようとする場合は、主管課長は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 購入しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 購入しようとする理由
- (3) 予定価額及び単価
- (4) 当該固定資産の購入に係る予算科目及び予算額
- (5) 契約の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認められる事項

2 前項の文書には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(交換)

第79条 固定資産を交換しようとする場合は、主管課長は、次に掲げる事項を記載した文書に

よって市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金
- (2) 交換しようとする理由
- (3) 契約の方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要があると認められる事項

2 前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(無償譲受)

第80条 固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、主管課長は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 譲り受けようとする理由
- (3) 見積価額（無形固定資産を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要があると認められる事項

2 前項の文書には、譲り受けようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(工事の施行)

第81条 建設又は改良の工事を施行しようとする場合は、主管課長は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 工事によって取得しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 工事を必要とする理由
- (3) 工事の始期及び終期
- (4) 予定価額
- (5) 当該工事に係る予算科目及び予算額
- (6) 工事の方法及び契約の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認められる事項

2 前項の文書には、設計書のほか当該工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(取得の報告)

第82条 主管課長は、固定資産を取得した場合は、遅滞なく市長に報告するとともに振替伝票を発行しなければならない。

2 前項の場合において、主管課長は、法令の定めるところに従って遅滞なく登記又は登録の手続をとらなければならない。

(工事の精算)

第83条 建設又は改良の工事が完成した場合は、主管課長は、速やかに工事費の精算を行わなければならない。

2 前項の場合においては、主管課長は、あらかじめ定めた基準に従って間接費を配布し、工事費に併せて、固定資産に振り替えなければならない。

(建設仮勘定)

第84条 建設又は改良の工事でその工期が1事業年度を超える場合で特に必要があると認められるものは、市長の決裁を受けて、建設仮勘定を設け、経理することができる。

2 前項の工事が完成した場合は、主管課長は、速やかに建設仮勘定の精算を行い、振替伝票を発行して、市長の決裁を経て、固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第3節 管理及び処分

(事故報告)

第85条 主管課長は、天災その他の理由により簡易水道事業の固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なく市長にその旨を報告しなければならない。

(売却等)

第86条 固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、主管課長は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 固定資産の名称、種類及び所在地
- (2) 売却、撤去又は廃棄の理由
- (3) 予定価額
- (4) 契約の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認められる事項

2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

(固定資産の用途廃止)

第87条 工具、器具及び備品その他これらに類する固定資産のうち、著しく損傷を受けていることその他の理由によりその用途に使用できなくなったものについては、主管課長は、市長の決裁を経て、再使用できるものと不用となり、又は使用に耐えなくなったもの

とに区分した上で、再使用できるものにあつては第59条第2号及び第60条の規定に準じて貯蔵品に振り替えなければならない。

2 前項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

(売却等に関する報告)

第88条 主管課長は、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して市長に報告しなければならない。

(台帳の整理)

第89条 主管課長は、固定資産の取得、売却及び事故等により当該資産に増減のあつた場合は、第82条、第85条及び前条の規定による報告書に基づき、直ちに固定資産台帳を整理しなければならない。

(使用料の額)

第90条 地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の目的外使用につき徴収する使用料（以下「使用料」という。）の額については、静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（平成15年静岡市条例第59号）の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により使用料を算定することが適当でないとき、市長は、当該行政財産の価額、使用条件その他の事情を考慮し、使用料の額を決定するものとする。

第91条 使用料は、前納とする。ただし、使用期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収する。

(使用料の減額又は免除)

第92条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第4節 減価償却

(減価償却)

第93条 固定資産のうち土地、立木、建設仮勘定及び投資を除く資産は、償却資産とし、毎事業年度減価償却を行うものとする。

2 固定資産の減価償却は、定額法によって取得の翌年度から行う。

(取替資産)

第94条 償却資産のうち口径100ミリメートル以下の配水管、量水器及び時間計測器は取替資産とし、その減価償却は取替法により行い、固定資産の異動整理を行わないものとする。

(減価償却の特例)

第95条 有形固定資産について、事業経営の健全性を確保するため必要がある場合において、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「府令」という。）第15条第2項の規定による減価償却を行おうとするときは、次に掲げる事項について市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 名称及び種類
- (2) 理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定による減価償却を行う場合の償却率は、別に定める。

第96条 有形固定資産について、残存価格に達した後において府令第15条第3項の規定により帳簿価格が1円に達するまで減価償却を行おうとするときは、次に掲げる事項について市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 名称及び種類
- (2) 理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(耐用年数の特例等)

第97条 耐用年数の全部又は一部を経過した資産を取得した場合、その耐用年数は、当該固定資産台帳に定める年数によるものとする。

第5節 減損会計

第98条 固定資産又は府令第41条第1号に規定する固定資産グループ（以下「固定資産等」という。）であって、減損の兆候があるものについては、市長は、毎事業年度の末日までに減損損失の認識の判定をしなければならない。

2 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた固定資産又は前項の規定により減損損失を認識された固定資産等の帳簿価額は、同日における当該固定資産の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は当該認識された減損損失の額を減額した額としなければならない。

第8章 引当金

(退職給付引当金)

第99条 退職給付引当金の計上は、簡易水道事業に従事する職員のうち当該事業年度の末日に

おける退職者を除いた者の全てが、同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額を計上する方法により行うものとする。

(賞与引当金及び法定福利費引当金の計上)

第100条 賞与引当金及び法定福利費引当金の計上は、当該事業年度の末日において在籍する簡易水道事業に従事する職員に対して、当該事業年度の翌事業年度に支給が見込まれる期末手当及び勤勉手当に相当する額のうち、当該事業年度の負担に属する支給対象期間に相当する額を賞与引当金として、賞与引当金に対する法定福利費に相当する額を法定福利費引当金としてそれぞれ計上する方法により行うものとする。

(貸倒引当金の計上)

第101条 貸倒引当金の計上は、市長が定める区分ごとの未収金の額に、市長が定める方法により算出した貸倒実績率を乗じて得た額を計上する方法により行うものとする。

(修繕引当金の計上)

第102条 修繕引当金の計上は、毎事業年度行われる通常の修繕で当該事業年度に実施すべきであったものが行われなかった場合であって、当該修繕が確実に次年度に行われる見込みであるときに限り、当該修繕に必要な費用の見込額を計上する方法により行うものとする。

(特別修繕引当金の計上)

第103条 特別修繕引当金の計上は、数事業年度ごとに定期的に行われる特別の修繕であって、法令上の義務その他当該修繕の発生が合理的に見込まれるものに限り、当該修繕に必要な費用の見込額(当該事業年度の負担に属する費用相当額に限る。)を毎事業年度計上する方法により行うものとする。

(一般会計等の負担がある場合の取扱い)

第104条 第99条から前条までの規定にかかわらず、将来の費用又は損失であって、一般会計又は他の特別会計において負担することとしているものについては、引当金として計上しないものとする。

第9章 リース会計

(リース取引の会計処理)

第105条 リース取引の会計処理は、次の各号に掲げる取引に応じ、当該各号に定める方法に準じて行うものとする。

- (1) ファイナンス・リース取引 通常の売買取引に係る方法。ただし、当該ファイナンス・リース取引に係るリース物件の重要性が乏しいと主管課長が認める場合は、通常の賃貸借取引に係る方法

(2) オペレーティング・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法

(リース資産の減価償却)

第106条 償却資産のうちリース資産の減価償却は、次の各号に掲げるリース資産の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められる取引をいう。）

に係るリース資産 第93条第2項に規定する方法

(2) 所有権移転ファイナンス・リース取引以外のファイナンス・リース取引に係るリース資産 府令第17条に規定する方法

第10章 決算

(決算の調製)

第107条 簡易水道事業の決算の作成に関する事務は、主管課長が行う。

(決算整理伝票)

第108条 決算のため必要な整理は、全て振替伝票によって行わなければならない。

(決算整理)

第109条 主管課長は、毎事業年度経過後速やかに決算手続として、次に掲げる事項の決算整理を行わなければならない。

(1) 実地棚卸に基づく棚卸資産の修正

(2) 固定資産の減価償却

(3) 繰延収益の償却

(4) 資産の評価

(5) 引当金の計上

(6) 不納欠損処分による修正

(7) 未経過費用の控除による修正

(8) 未払費用の計上による整理

(9) 未経過収益の計上による修正

(10) 未収収益の計上による整理

(11) 前各号に掲げるもののほか、必要な決算整理

(繰延収益)

第110条 償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの（以下「補助金等」という。）の交付を受けた場合は、その交付を受けた金額に相当する額を、

繰延収益として長期前受金勘定に整理しなければならない。

- 2 前項の規定により整理した額（以下この項において「整理済額」という。）は、補助金等により取得し、又は改良した償却資産の減価償却、除却又は第98条第2項の規定による帳簿価額の減額（以下この項において「減価償却等」という。）を行うときは、当該償却資産の減価償却等を行った額に相当する額に、減価償却等を行う日の直前における当該償却資産の帳簿価額に対する同日の直前における当該償却資産に係る整理済額の割合を乗じて得た額を償却しなければならない。
- 3 企業債（償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債に限る。）の元金の償還に要する資金（当該資金に係る企業債の元金の償還に要する資金を含む。）に充てるため、一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合における当該繰入金の額は、前2項の規定の例により整理するものとする。ただし、各事業年度における当該償却資産の減価償却額と当該一般会計又は他の特別会計からの繰入金の額との差額が重要でないとき市長が認めるときは、この限りでない。

（有価証券の評価）

第111条 有価証券の取得原価は、当該有価証券の取得価額（購入代金に手数料等の付随費用を加算した額をいう。以下この条において同じ。）を、平均原価法（有価証券の取得価額の平均額をもって当該事業年度末における当該有価証券の取得価額とする方法をいう。）その他適切な手法により算定するものとする。

（有価証券の時価）

第112条 有価証券の時価は、市場において形成される取引価格、気配又は指標その他の相場に基づく価額（以下「市場価格」という。）とする。ただし、市場価格が存在しない有価証券は、合理的な手法により算定された価額（有価証券の発行会社の財政状態に基づく実質価額を含む。）をもって時価とすることができる。

（満期保有目的債権の帳簿価額等）

第113条 満期まで所有する意図をもって保有する債券（以下「満期保有目的債券」という。）の帳簿価額は、取得原価とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める額を満期保有目的債券の帳簿価額としなければならない。
 - (1) 満期保有目的債券を債券金額と異なる価額で取得した場合であって、取得原価と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるとき 償却原価法（取得原価と債券金額との差額に相当する額を償却期に至るまで毎事業年度一定の方法で加減し、当該加減額を受取

利息に含めて処理する方法をいう。)により算定した額

- (2) 事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より著しく低い場合(当該満期保有目的債券の時価がその時の帳簿価額まで回復すると認められるものを除く。) 事業年度の末日における時価

- 3 満期保有目的債権に係る評価差額は、当該事業年度の損益として処理するものとする。
(帳簿の締切)

第114条 主管課長は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切を行うものとする。

(決算書類及び決算附属書類)

第115条 保健福祉長寿局保健衛生医療部長(以下「保健衛生医療部長」という。)は、毎事業年度5月20日までに、次に掲げる書類を作成して市長に提出しなければならない。

- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (5) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- (6) 事業報告書
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) 収益費用明細書
- (9) 固定資産明細書
- (10) 企業債明細書

- 2 前項第7号のキャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成するものとする。

第11章 予算

(予算の作成)

第116条 保健衛生医療部長は、次に掲げる予算関係書類を作成し、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 予算
- (2) 予算の実施計画
- (3) 予定キャッシュ・フロー計算書
- (4) 給与費明細書
- (5) 継続費に関する調書

- (6) 債務負担行為に関する調書
- (7) 当該事業年度の予定貸借対照表並びに前事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- (8) その他必要な書類

2 前項第3号の予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成するものとする。

(予算の執行)

第117条 予算は、予算の実施計画に定める款、項又は目の区分並びに収益的収入及び支出にあつては別表第1に定める損益勘定の勘定科目に、資本的収入及び支出にあつては別表第1に定める整理勘定の勘定科目に準じて定める節の区分に従つて執行するものとする。

(予算の流用)

第118条 前条の規定による予算の執行について、必要がある場合においては、各項の金額は、議会の議決を経て流用することができる。

- 2 予算の実施について、必要がある場合においては、前項の規定によるほか、各目又は各節の金額を相互に流用することができる。
- 3 職員給与費については、前項の規定にかかわらず、その金額をそれ以外の他の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用することができないものとする。ただし、流用する旨の議会の議決があつたときは、この限りでない。
- 4 前項本文の規定は、減価償却費、資産減耗費その他現金の支出を伴わない経費について準用する。

(流用及び予備費使用の手続)

第119条 主管課長は、前条第1項の規定により議会の議決を経て、各項の金額を流用しようとするとき、同条第2項の規定により各目又は各節の金額を流用しようとするとき、又は同条第3項ただし書の規定により職員給与費について流用しようとするときは、流用しようとする項、目又は節の名称及び金額を流用しようとする理由等を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、予備費を使用しようとする場合に準用する。

(予算超過の支出)

第120条 法第24条第3項の規定に基づき業務量の増加により、業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において、増加する収入に相当する金額を当該業務のため直接必要な金額に使用しようとするときは、主管課長は、使用しようとする経費の名称及び金額、使用しようとする理由等を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- 2 現金支出を伴わない経費について必要がある場合においては、予算に定める金額を超えて

支出することができる。この場合において、主管課長は、前項の規定に準じて市長の決裁を受けなければならない。

(予算の繰越し)

第121条 主管課長は、予算に定めた建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、翌年度に繰り越して使用する必要がある場合においては、繰越計算書を作成して5月20日までに市長に提出しなければならない。

第12章 雑則

(計理状況の報告)

第122条 主管課長は、毎月末日をもって、月次試算表その他参考となる資料を作成し、翌月20日までに市長に提出しなければならない。

(伝票等の様式)

第123条 次の各号に掲げる伝票等の様式は、当該各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 合計残高日計表 様式第1号
- (2) 貯蔵品出納簿 様式第2号
- (3) 物品出納簿 様式第3号
- (4) 固定資産台帳 様式第4号
- (5) 企業債台帳 様式第5号
- (6) 未収金整理簿 様式第6号
- (7) 未払金整理簿 様式第7号
- (8) 預り金整理簿 様式第8号
- (9) 前渡資金整理簿 様式第9号
- (10) 概算払整理簿 様式第10号
- (11) 納入通知書 様式第11号
- (12) 納付書及び納入済通知書 様式第12号
- (13) 督促状 様式第13号
- (14) 領収印 様式第14号
- (15) 払込書 様式第15号
- (16) 口座振替依頼書 様式第16号
- (17) 口座振替通知書 様式第17号
- (18) 資金受領書兼口座振替済報告書 様式第18号
- (19) 送金(口座振込)依頼書 様式第19号

- (20) 送金（口座振込）通知書 様式第20号
- (21) 資金受領書兼送金（口座振込）済報告書 様式第21号
- (22) 支払通知書及び支払証 様式第22号
- (23) 現金出納日計表 様式第23号
- (24) 預金移替通知書 様式第24号
- (25) 預金振替通知書 様式第25号
- (26) 棚卸明細表 様式第26号

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第16条、第117条関係）

静岡市簡易水道事業勘定科目表

損益勘定

(1) 収益勘定

款	項	目	節	備考
簡易水道事業 収益	営業収益	給水収益	簡易水道料金	主たる営業活動から生ずる収益を給水収益、受託工事収益及びその他営業収益に区分する。
		受託工事収益	簡易水道料金	給水装置の新設、修繕等の工事受託による収益
			審査手数料	給水装置の新設、修繕等の設計審査手数料
			検査手数料	給水装置の新設、修繕等の工事検査手数料
			給水工事収入	給水装置の新設、増設、移転等の工事収入
			修繕工事収入	

		雑工事収入	給水管布設等の工事収入
	その他営業収		給水収益及び受託工事収益以外
	益		の収益で通常発生する収益
		材料売却収益	材料の販売収益
		手数料	証明手数料
		一般会計負担	消火栓維持管理費負担金
		金	
	営業外収益	雑収益	上記以外の営業収益 主たる営業活動以外から生ずる 収益
		受取利息及び	
		配当金	
		預金利息	預金利子
		基金利息	
		貸付金利息	長期貸付金、短期貸付金等の利 子
		有価証券利息	
		配当金	
	他会計補助金		収益的支出を負担することを目 的とする他会計からの繰入金 で、返済を要しないもの
	補助金		営業費補助の目的で交付された 補助金
	長期前受金戻		府令第21条第2項又は第3項の 規定により償却した長期前受金 のうち営業外収益として整理す るもの
	入		
		受贈財産評価	
		額戻入	
		国庫(県)補助	
		金戻入	

			他会計補助金 戻入 他会計負担金 戻入 工事負担金戻 入 寄附金戻入 その他資本剰 余金戻入	
		消費税及び地 方消費税還付 金		
		雑収益		上記以外の営業外収益
			有価証券売却 収益	
			不用品売却収 益	不用品の売却代金
			賃貸料	土地貸付料等の賃貸料収益
			その他雑収益	発生品等
	特別利益			当年度の経常的収益から除外す べき利益
		固定資産売却 益		固定資産の売却価額が当該固定 資産の売却時の帳簿価額を超え る金額
		過年度損益修 正益		前年度以前の損益の修正で利益 の性質を有するもの
		その他特別利 益		

(2) 費用勘定

款	項	目	節	備考
---	---	---	---	----

<p>簡易水道事業 費用</p>	<p>営業費用</p>	<p>原水費</p>	<p>給料 手当等 賞与引当金繰 入額 法定福利費 旅費 報償費 被服費 備用品費 食糧費 燃料費 光熱水費</p>	<p>主たる営業活動から生ずる費用を原水費、浄水費、配水費、給水費、受託工事費、業務費、総係費、減価償却費、資産減耗費及びその他営業費用に区分する。 原水の取入れに係る設備の維持及び作業に要する費用 職員の本給 職員の扶養等の諸手当及び児童手当 賞与引当金として計上するための繰入額 事業主負担の健康保険料、共済組合費、雇用保険料、公務災害補償費等 旅費に関する条例等に基づいて職員等に支給する旅費 静岡市被服貸与規則（平成15年静岡市規則第41号）に基づいて職員に貸与する被服の購入費 耐用年数がおおむね1年未満の消耗品費又は10万円未満の器具及び備品 会議等のための茶菓、弁当代等 工事用、自動車用及び暖房用の燃料費並びに炊事用薪炭費 電気料金、ガス料金等</p>
----------------------	-------------	------------	--	--

		印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票帳簿等の製本費
		通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話移転架設料、運送料等
		委託料	各種試験、業務等の委託料
		手数料	収納事務取扱い、し尿処理、訴訟等の手数料
		賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
		修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する費用
		修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
		特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
		工事請負費	請負工事費
		動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
		薬品費	浄水用、滅菌用及び水質試験用薬品費
		材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
		補償金	補償金、賠償金、見舞金等
		負担金	各種負担金等
		受水費	
		貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
		その他引当金繰入額	その他引当金として計上するための繰入額
		雑費	
	浄水費		ろ過池その他浄水設備及び水質試験場の維持及び作業に要する

			費用
	配水費		配水池、配水管、公設消火栓その他配水設備の維持及び作業に要する費用
	給水費		給水装置の無料維持及び作業に要する費用並びにメーターの維持管理及び取替補修並びに量水器工事に要する費用
		メーター取替補修費	メーター検定及び修理並びに取替メーター修理部品等
	受託工事費		給水装置の新設又は修繕及び配水管の移設等の受託工事に要する費用
	業務費		料金の徴収業務に要する費用
		広告料	広告費及び宣伝に要する費用
		保険料	
	総係費		事業活動の全般に関連する費用
		報酬	
		退隠料	
		退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額
		交際費	
		広告料	
		研修費	職員の研修に要する費用
		厚生費	研修、衛生、保健、文化、体育等の費用
		保険料	事業用財産に対する損害保険料
	減価償却費		有形固定資産及び無形固定資産の償却額

		有形固定資産	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具並びに備品（耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満のものを除く。）並びにリース資産の償却額
		減価償却費	
		無形固定資産	水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権等の償却額
		減価償却費	
	資産減耗費		
		固定資産除却費	有形固定資産の除却損及び廃棄損並びに撤去費
		棚卸資産減耗費	棚卸資産の損傷、滅失等による除却損
	その他営業費用		上記以外の営業費用
		材料売却原価	売却材料の原価
		雑支出	
		補助金	
	営業外費用		主たる営業活動以外の原因から生ずる費用
		支払利息及び企業債取扱諸費	
		企業債利息	企業債に対する利息
		長期借入金利息	
		一時借入金利息	一時借入金に対する利息
		その他支払利息	
		企業債手数料及び取扱費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費

			控除対象外消費税償却	
		消費税及び地方消費税		
		災害支援費		
		雑支出	保険料	上記以外の営業外費用
			不用品売却原価	売却した不用品の原価
			利子補給金	
			その他雑支出	過年度分簡易水道料金等還付金、賠償金、過年度分簡易水道料金等の減額など営業活動以外の経費
	特別損失			特定収入割合が5%を超えたとき等の控除対象外消費税
				当年度の経常的経費から除外すべき損失
		固定資産売却損		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
		減損損失		事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損
		災害による損失		天災その他特別な理由による巨額の臨時損失
		過年度損益修正損		前年度以前の損益の修正で、損失の性質を有するもの
		その他特別損		

	予備費	失		
		予備費		

(注) 浄水費、配水費、給水費、受託工事費、業務費、総係費及び災害支援費の節は、上記のほか原水費の節によること。また、節については、事態の発生の都度適時新設することができるものとする。

資産勘定

(1) 固定資産

款	項	目	節	備考
固定資産	有形固定資産	土地	水源用地 取水場用地 浄水場用地 配水場用地 導水管用地 送水管用地	土地、立木、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具並びに備品（耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもって所有する資産（例えば遊休施設、未稼動設備等）を含む。）並びにリース資産事業用敷地、公舎敷地等の経営附属用土地等であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係あるものを除く。）及び測量費の合計額

		配水管用地 その他用地	
立木 建物			事務所、作業場、倉庫及び車庫のほか、公舎その他経営附属用建物及び建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備（買収建物を使用するために要した模様替え、改造等の費用及び建物に直接関係ある整地費を含む。）
		水源建物 取水場建物 浄水場建物 配水場建物 その他建物	
建物減価償却 累計額			建物の減価償却に対して留保された累計額
構築物			配水池、浄水池その他土地に定着する土木施設又は工作物
		水源設備 取水場設備 導水設備 浄水設備 送水設備 配水設備 その他設備	
構築物減価償 却累計額			構築物の減価償却に対して留保された累計額
機械及び装置			機械、装置、コンベヤ等の運搬設備及びこれらの附属品
		電気設備	

		内燃設備	
		ポンプ設備	
		塩素滅菌設備	
		量水器	
		その他機械装置	
	機械及び装置		機械及び装置の減価償却に対して留保された累計額
	減価償却累計額		
	車両運搬具		自動車その他の運搬具
		車両運搬具	
	車両運搬具減価償却累計額		車両運搬具の減価償却に対して留保された累計額
	工具、器具及び備品		機械及び装置の附属設備に含まれない器具並びに電話設備、金庫、机等の備品で耐用年数1年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上のもの
	工具、器具及び備品減価償却累計額		工具、器具及び備品の減価償却に対して留保された累計額
	リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	リース資産減価償却累計額		リース資産の減価償却に対して留保された累計額
	建設仮勘定		有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（手付金又は前払金及び内払金を含む。）を建設目的ごとに区分しないで一括して記載する。

		その他有形固定資産 その他有形固定資産減価償却累計額	上記以外の有形固定資産
	無形固定資産	水利権 借地権 地上権 特許権 施設利用権 電話加入権 ソフトウェア リース資産 その他無形固	有償取得した水利権、地上権、特許権、施設利用権等 河川法（昭和39年法律第167号）第23条に規定する権利 建物の所有を目的として土地のうえに設定された民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する権利 民法第265条に規定する権利 特許法（昭和34年法律第121号）第29条に規定する権利 電気・ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利）等 電話機、交換機、電話線その他の電気通信設備を設けるために要する費用 自己利用目的で購入したソフトウェアの購入に要する費用等 無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産

	投資その他の資産	定資産 投資有価証券 破産更生債権等 貸倒引当金	地方債 国債 株式 社債 その他の有価証券	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券並びにこれに係る払込金額領収証書及び申込金額領収証書で、投資の目的をもって所有するもの
--	----------	-----------------------------------	-----------------------------------	---

(2) 流動資産

款	項	目	節	備考
流動資産	現金預金 未収金	現金 預金 営業未収金		現金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手 貸借対照表日から起算して1年以内に期限が到来する定期預金、普通預金等 未収金は、営業未収金、営業外未収金及びその他未収金に区分する。 営業活動に係る未収入額

		営業外未収金		営業活動以外の営業外収益の未 収入額
		その他未収金		固定資産売却代金等上記以外の 未収金
		貸倒引当金		未収金の回収不能に備えるため に引き当てるもの
	有価証券			一時的所有を目的とする有価証 券（受入れ保証金の代用として 提供されたもので、短期間内に 返却されるものを除く。）
		所有有価証券		一時所有の目的をもって有する 市場性のある有価証券
		保管有価証券		受入れ保証金の代用として預っ た有価証券等
	貯蔵品			いまだ使用に供されていない材 料並びに耐用年数1年未満又は 取得価額が10万円未満の工具、 器具及び備品（固定資産の建設 又は改良に使用するため取得さ れたもので、建設仮勘定に属す るものを除く。）
		貯蔵品	材料	
			量水器	
	短期貸付金			
		一般短期貸付 金		他会計及び職員等以外に対する 短期貸付金
		他会計貸付金		他会計に対する短期貸付金
		職員貸付金		職員等に対する短期貸付金
		貸倒引当金		短期貸付金の回収不能による損 失に備えるために引き当てるも

	前払費用			の 前払賃借料、前払利息等一定の 契約に従い継続的に役務の提供 を受ける場合、いまだ提供され ていない役務に対して支払われ た対価で、賃借対照表日から起 算して1年以内に費用となるも の
		前払費用	未経過保険料 その他前払費 用	
	前払金			物品の購入、工事の請負等に際 して前払いされた金額で、前払 費用に属しないもの
		前払金		
	未収収益			一定の契約に従い、継続して役 務の提供を行う場合にすでに提 供した役務に対して未だ支払を 受けていないもの
		未収収益 貸倒引当金		未収収益の回収不能による損失 に備えるために引き当てるもの
	仮払金			
		仮払消費税 その他仮払金		
	その他流動資 産			
		その他流動資 産		上記以外の流動資産

資本勘定

(1) 資本金

款	項	目	節	備考
資本金	自己資本金	自己資本金	固有資本金	自己資本金は、固有資本金、出資金及び組入資本金に区分する。
			出資金	企業開始の時ににおける資産の総額から建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債、負債及び基金（法適用以前から存在していたもので、法適用後も特に当該名称で維持し、積み立て、又は運用しようとするもの）の合計額を控除した額
			組入資本金	他会計からの出資金の額

(2) 剰余金

款	項	目	節	備考
剰余金	資本剰余金	再評価積立金		贈与を受けた財産の評価額
		受贈財産評価額		
		国庫(県)補助金		建設工事に対する国庫(県)補助金
		他会計補助金		
		他会計負担金		
		工事負担金		建設又は改良工事のための負担金
		寄附金		建設又は改良に要する費用に充てるための寄附金

	利益剰余金	その他資本剰余金 減債積立金 利益積立金 建設改良積立金 災害準備積立金 水源対策積立金 その他積立金 当年度未処分利益剰余金 (又は当年度未処理欠損金)	上記以外の資本剰余金 上記以外の積立金 当年度末における繰越利益剰余金(又は繰越欠損金)の額に当年度の純利益(又は純損失)の金額を加減した額
--	-------	---	--

(注) 節については、事態の発生の都度新設することができるものとする。

負債勘定

(1) 固定負債

款	項	目	節	備考
固定負債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債		建設又は改良工事に要する資金に充てるため発行した企業債(1年以内に償還期限の到来するものを除く。) 建設又は改良工事以外の目的に要する資金に充てるため発行した企業債(1年以内に償還期限の

			到来するものを除く。)
	他会計借入金		
		建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金	建設又は改良工事に要する資金に充てるために他会計から繰り入れた繰入金(1年以内に返済期限の到来するものを除く。)
		その他の他会計借入金	建設又は改良工事以外の目的に要する資金に充てるために他会計から繰り入れた繰入金(1年以内に返済期限の到来するものを除く。)
	長期借入金		上記以外の長期借入金
		長期借入金	
	リース債務		ファイナンス・リース取引におけるリース債務(1年以内に支払期限の到来するものを除く。)
	引当金		
		退職給付引当金	将来生ずることが予想される職員に対する退職手当及び退職一時金の支払に充てるための引当額
		修繕引当金	将来発生することが予想される多額の修繕費の準備のための引当額
		特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金
		その他引当金	
	その他固定負債		
		その他固定負債	

		債		
--	--	---	--	--

(2) 流動負債

款	項	目	節	備考
流動負債	一時借入金			借入金等で貸借対照表日から起算して1年内に返還又は支払を要するもの
	企業債	一時借入金		
		建設改良費等の財源に充てるための企業債		1年内に償還期限の到来する建設又は改良工事に要する資金に充てるため発行した企業債
		その他の企業債		1年内に償還期限の到来する建設又は改良工事以外の目的に要する資金に充てるため発行した企業債
	他会計借入金			
		建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金		1年内に返済期限の到来する建設又は改良工事に要する資金に充てるために他会計から繰り入れた繰入金
		その他の他会計借入金		1年内に返済期限の到来する建設又は改良工事以外の目的に要する資金に充てるために他会計から繰り入れた繰入金
	リース債務			1年内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
	未払金			

		営業未払金	営業費用の未払金
		営業外未払金	営業外費用の未払金
		その他未払金	貯蔵品、資本的支出等の未払金
	未払費用		未払利息、未払賃貸料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合における既に提供を受けた役務の対価の未払額
		未払費用	未払利息等
	前受金		契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの
		営業前受金	前受簡易水道料金、前受受託工事代金等主たる営業活動に係る収益の前受額
		営業外前受金	前受利息、前受賃貸料等金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額
		その他前受金	固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
	預り金		
		預り金	
		預り保証金	
		預り税金	
		預り納付金	健康保険料、共済掛金、厚生年金、雇用保険等の預り金
		預り還付未済金	
		預り下水道使用料	
		その他預り金	

仮受金	仮受消費税	仮受金の計上
	その他仮受金	
預り保証有価証券	預り保証有価証券	
前受収益	前受収益	前受利息、前受賃貸料等の一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の収益
引当金	賞与引当金	翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積計上する引当金 賞与引当金に対する法定福利費相当額を見積計上する引当金 企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
	法定福利費引当金	
	修繕引当金	
	その他引当金	
その他流動負債	その他流動負債	一時借入金、未払金、未払費用、前受金、預り金、仮受金及び預り保証有価証券以外の流動負債
	その他流動負債	

(注) 節については、事態の発生の都度新設することができるものとする。

(3) 繰延収益

整理勘定

収入

款	項	目	節	備考
資本的収入				企業債、国庫補助金、出資金等の資本・負債勘定の収入
	企業債	企業債		建設改良のための企業債及び建設改良以外の企業債
	出資金	他会計出資金		法第18条に規定するもので、一般会計又は他の会計から繰り出された出資金
	長期借入金	他会計長期借入金		法第18条の2に規定するもので、一般会計又は他の会計から繰り出された長期借入金
	固定資産売却代金	何々売却代金		固定資産の売却収入
	国庫(県)支出金	国庫(県)補助金		国庫及び県の資本的支出に対する負担金及び補助金
	他会計支出金	他会計負担金		
	負担金	他会計補助金		
	その他資本的	工事負担金		

	収入		
		寄附金	寄附金収入
		貸付金返済収入	長期貸付金の返済収入
		その他収入	上記以外の資本的収入

支出

款	項	目	節	備考
資本的支出	建設改良費 (工事勘定)	何々費		固定資産の原価に算入される費用、企業債、長期貸付金等の償還金、他会計への繰出金等
			給料	固定資産の原価に算入される費用
			手当等	工事勘定整理科目で、工事種目別ごとに経理する。
			法定福利費	
			旅費	
			報償費	
			被服費	
			備用品費	
			食糧費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			委託料	
			手数料	
			賃借料	
			修繕費	

		工事請負費	
		路面復旧費	
		動力費	
		薬品費	
		材料費	
		補償金	
		負担金	
		土地購入費	
		雑費	
	水源涵養林取得費		
	施設及び無形固定資産取得費		固定資産の原価に算入する既成施設の購入費及び無形固定資産取得費
		何々施設購入費	
		無形固定資産取得費	
	器具機械費		固定資産の原価に算入する器具機械の購入費
		器具機械費	
	リース資産購入費		
		リース資産購入費	
	企業債償還金		
		企業債償還金	
		元金償還金	
	長期借入金返済		
		長期借入金返済	

	他会計への繰出金		元金返済金	他会計への繰出金
		何々事業会計への繰出金		
	投資		繰出金	国債等の債券購入費
		投資有価証券		
	その他資本的支出		投資有価証券	退職給与等の当期の費用で支出せず、積立金等で支出する費用及び長期貸付金
		その他資本的支出		
	予備費	予備費		

(注) 水源涵養林取得費の節は、何々費の節によるものとし、節については、事態の発生の都度新設することができる。

別表第2 (第17条関係)

収入調定の整理時期及び範囲

区分		調定額	収入調定伺書の起案時期	収入調定通知の添付書類
給水収益		料金を決定した額	料金を決定したとき。	
受託工事収益		収入を決定した額	収入を決定したとき。	
その他営業収益	材料売却収益 産物売却収益	契約金額	契約を締結したとき。	決裁文書及び契約書

	手数料	納入通知書により収入しようとする額	収入を決定したとき。	
	雑収益	収入金の種別に応じて上記それぞれに準ずる額	〃	
受取利息及び配当金		収入を決定した額	〃	
他会計負担金		収入を決定した額	〃	
他会計補助金		補助決定された額	補助決定されたとき。	交付決定通知書
企業債		借入申込みした額	借入申込みをしたとき。	
出資金		出資決定した額	出資決定したとき。	
固定資産売却代金		契約金額	契約を締結したとき。	決裁文書及び契約書
国庫(県)支出金		交付指令のあった額	交付指令のあったとき。	交付決定通知書
工事負担金		収入を決定した額	収入を決定したとき。	
雑収益	有価証券売却収益 不用品売却収益	収入を決定した額	収入を決定したとき。	決裁文書
	賃貸料	契約金額	単年度賃貸のものは契約を締結したとき(長期賃貸のものは年度当初)。	
	その他雑収益	収入を決定した額	収入を決定したとき。	上記それぞれの書類に準ずる。

備考 この表に定めのないものは、管理者が別に定めるものとする。

別表第3（第29条関係）

支出負担行為の整理時期及び範囲並びに添付書類

区分	支出負担行為の 記票時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類及び支 出命令書に添付する書類
給料	支出しようとする とき。	支出しようとする当該 期間の額	支給調書
手当等	〃	〃	〃
賞与引当金 繰入額	引き当てようとする とき。	〃	〃
法定福利費	支出しようとする とき。	支出しようとする額	払込書及び払込明細書
交際費	〃	〃	
報酬	〃	支出しようとする当該 期間の額	支給調書
旅費	旅行命令しようとする とき、又は旅行依 頼しようとする とき。	支出しようとする額	会議通知（案内）書
退職給付費	支出しようとする とき。	〃	支給調書
報償費 （謝礼金）	支出しようとする とき。	支出しようとする額	事務事業に伴う場合は、決裁文書及 び支給調書
（贈呈物 品）	購入しようとする とき。	契約金額又は請求のあ った額	事務事業に伴う場合は、決裁文書、 契約書（請書又は見積書）及び入札 書（見積書）
（買上金）	買上げしようとする とき。	買上げしようとする額	事務事業に伴う場合は、決裁文書及 び買上明細書
被服費	購入しようとする	契約金額又は請求のあ	事務事業に伴う場合は、決裁文書及

	き。	った額	び買上明細書
備用品費	〃	〃	決裁文書(前例となるもの又は機種 の選定について重要なもの)、契約 書(請書又は見積書)、入札書(見 積書)及び請求明細書
食糧費	購入しようとするとき、又は支出しよう とするとき。	請求のあった額	事務事業に伴う場合は、決裁文書及 び請求明細書特別地方消費税を徴 収されるものにあつては、公給請求 書
燃料費	購入しようとするとき。	購入しようとする額	請求書
光熱水費	請求のあったとき。	請求のあった額	請求書及び払込書
印刷製本費	印刷しようとするとき。	契約金額又は請求のあ った額	契約書(請書又は見積書)及び入札 書(見積書)
通信運搬費	支出しようとするとき。	支出しようとする額又 は請求のあった額	納付書、見積書及び請求明細書
広告料	広告しようとするとき。	広告しようとする額	決裁文書及び契約書(見積書)
委託料	委託契約しようとするとき。	契約金額又は請求のあ った額	決裁文書、契約書及び入札書(見積 書)
手数料	契約しようとするとき、又は請求のあつ たとき。	〃	決裁文書(重要なもの)、契約書、 請求明細書及び納付書
賃借料・リ ース資産購 入費			
継続的契約 以外の場合	契約しようとするとき。	〃	決裁文書(不動産及びこれに準ずる 重要なもの)、契約書、見積書及び 納付書類
継続的契約	契約しようとするとき。	〃	決裁文書(不動産及びこれに準ずる

による場合	き、又は請求のあったとき。		重要なもの)、契約書、請求書及び納付書類
修繕費	修繕しようとするとき。	〃	決裁文書(重要なもの)、契約書(請書又は見積書)及び入札書(見積書)
修繕引当金繰入額・特別修繕引当金繰入額	引き当てようとするとき。	〃	決裁文書、契約書(請書又は見積書)及び入札書(見積書)
工事請負費	工事を実施しようとするとき。	〃	契約書(請書)、設計書、図面、仕様書、入札書及び工事検査報告書
動力費	請求のあったとき。	請求のあった額	請求書
薬品費	購入しようとするとき。	契約金額又は請求のあった額	決裁文書(使用薬品の選定について重要なもの)、契約書(請書又は見積書)、入札書(見積書)及び請求明細書
メーター取替補修費	補修しようとするとき、又は取替えしようとするとき。	補修しようとする額又は取替えしようとする額	契約書
材料費	購入しようとするとき。	購入しようとする額	決裁文書及び入札書(見積書)
補償金	契約しようとするとき、又は支出しようとするとき。	契約金額又は支出しようとする額	決裁文書、算定明細書、契約書等
研修費	研修しようとするとき。	支出しようとする額	研修通知(案内)書
厚生費	支出しようとするとき。	〃	決裁文書
負担金	請求のあったとき、又は指令しようとするとき。	請求のあった額又は指令した額	決裁文書(会議、研修等の出席者負担金を除く。)、申請書、事業計画書類、指令書写し及び請書

保険料	契約しようとするとき、又は支出しようとするとき。	契約金額又は支出しようとする額	決裁文書（重要なもの）、契約書及び払込書
受水費	請求のあったとき。	請求のあった額	請求書及び払込書
有形固定資産減価償却費	減価償却しようとするとき。	減価償却しようとする額	決裁文書
無形固定資産減価償却費	〃	〃	〃
固定資産除却費	除却しようとするとき。	除却しようとする額	〃
棚卸資産減耗費	減耗しようとするとき。	減耗しようとする額	〃
材料売却原価	売却しようとするとき。	売却しようとする原価	〃
雑支出	支出しようとするとき。	支出しようとする額	決裁文書、請求書及び納付書類
企業債利息	〃	〃	決裁文書その他借入れのための関係書類及び納付書類
長期借入金利息	〃	〃	〃
一時借入金利息	〃	〃	〃
不用品売却原価	売却しようとするとき。	売却しようとする原価	決裁文書
その他雑支出	支出しようとするとき。	支出しようとする額	決裁文書、請求書（医療機関等）、受領書、明細書、判決書写し等
その他負担金	〃	〃	〃

利子補給金	利子補給しようとするとき。	利子補給しようとする額	決裁文書及び契約書
補助金	指令しようとするとき。	指令しようとする額	指令書写し及び請書
雑費	支出しようとするとき。	支出しようとする額	決裁文書
貸倒引当金繰入額	引き当てようとするとき。	引き当てようとする額	決裁文書その他引き当てるための関係書類
土地購入費	契約しようとするとき。	契約しようとする額	決裁文書、鑑定評価書、契約書及び登記済書類
器具機械費	購入しようとするとき。	購入しようとする額	契約書（請書）、入札書（見積書）及び請求明細書
元金償還金	償還しようとするとき。	償還しようとする額	決裁文書及び納付書類
元金返済金	〃	〃	〃
他会計への繰出金	繰り出そうとするとき。	繰出ししようとする額	決裁文書及び納付書類
消費税及び地方消費税	納税しようとするとき。	納税しようとする額	決裁文書及び納付書類
特別損失	損失を計上しようとするとき。	損失として計上しようとする額	決裁文書
その他資本的支出	支出しようとするとき。	支出しようとする額	決裁文書
施設及び有形固定資産取得費	取得しようとするとき。	取得しようとする額	決裁文書及び取得のための関係書類
投資有価証券購入費	購入しようとするとき。	購入しようとする額	決裁文書

【様式は掲載省略】

静岡市規則第55号

静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(1週間の勤務時間)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、その者の会計年度任用の職（同号に規定する会計年度任用の職をいう。以下同じ。）の内容に従い、1週間当たり38時間45分を超えない範囲内で職務の内容及び標準的な職務の量に応じ、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までの間で定めるものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ご

との期間につき8日の週休日（パートタイム会計年度任用職員については8日以上）の週休日を静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号。以下「規則」という。）第3条第1項の例により設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（パートタイム会計年度任用職員については8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、静岡市人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して、1週間当たり1日以上割合で週休日を規則第3条第2項の例により設ける場合には、この限りでない。

（週休日の振替）

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。以下同じ。）のうち勤務することを命ずる必要がある日（以下この項及び次項において「勤務命令日」という。）を起算日とする4週間前の日から勤務命令日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務命令日に割り振ることができる。

2 任命権者は、週休日の振替（前項の規定により勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務命令日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、第3条第2項、前条又は前項の規定により勤務時間が割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、週休日の振替を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

4 静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成15年静岡市条例第260号）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）について、学校運営上の支障があるため、第1項に規定する期間内に週休日の振替が困難であると静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める場合における第1項の規定の適用については、同項中「8週間」とあるのは、「16週間」とする。

（休憩時間及び休息时间）

第6条 職員の休憩時間及び休息时间については、静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける者、静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の適用を受ける者及び静岡市立小学校及び中学校

の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）の適用を受ける者（以下「常勤職員」という。）の例による。

（週休日及び勤務時間の割振り等の明示）

第7条 任命権者は、第3条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、第4条の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定め、又は前条の規定により休憩時間若しくは休息時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその旨を明示するものとする。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 任命権者は、人事委員会（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に次に掲げる断続的な勤務をすることを命ずることができる。

（1）本来の勤務に従事しないで行う庁舎、施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務

（2）次に掲げる当直勤務

ア 医療施設における次に掲げる当直勤務

（ア）救急の外来患者及び入院患者の病状の急変等に対処するための医師の当直勤務

（イ）救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師又は臨床検査技師の当直勤務

（ウ）看護業務の管理又は監督のための看護師長等の当直勤務

イ 教育又は研修の機関における学生等の生活指導等のための当直勤務

2 任命権者は、第10条において準用する条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日の正規の勤務時間において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

3 任命権者は、職員に前2項に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

4 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に第1項及び第2項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

5 任命権者は、前項の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

6 任命権者は、パートタイム会計年度任用職員に第4項の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合は、パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間が常勤職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

7 任命権者は、職員（労働基準法第36条第1項の協定において、同条第2項第1号の労働者として定められた職員を除く。）に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に定める時間の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条 条例第9条の規定は、育児又は介護を行う職員について準用する。

(休日)

第10条 条例第10条の規定は、職員の休日について準用する。

(休日の代休日)

第11条 職員の休日の代休日については、常勤職員の例による。

(休暇の種類)

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、1年間における休暇とし、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 1週間の勤務日が5日以上とされている職員、1週間の勤務日が4日以下とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、任用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日

(2) 前号に掲げる職員が、任用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下「6月経過日」という。）から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、10日に別表第1の上欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

(3) 1週間の勤務日が4日以下とされている職員（1週間の勤務時間が29時間以上である職員を除く。以下この号において同じ。）及び週以外の期間によって勤務日が定められている

職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものが、任用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合又は任用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあっては別表第2の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる任用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

- 2 任命権者は、前項の規定により6月間継続勤務した場合に付与される年次有給休暇のうち、その日数に2分の1を乗じて得た日数（当該日数に1日未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた日数）を任用期間の初日から利用させるために付与することができる。
- 3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

第14条 任命権者は、職務の特殊性、任用の事情等を考慮して特に必要がある職員には、前条の規定にかかわらず、年次有給休暇を別に定めることができる。

（年次有給休暇の繰越し）

第15条 年次有給休暇（この条の規定により繰り越されたものを除く。）は、1年間における年次有給休暇の残日数が20日を超えない職員にあっては当該残日数、20日を超える職員にあっては20日の日数を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。ただし、1年間における年次有給休暇の付与日数が20日を超えないときは当該付与日数を限度とする。

（年次有給休暇の単位等）

第16条 年次有給休暇の単位は、1日又は半日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、1日）とする。ただし、職員の請求により、1時間を単位とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 3 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) フルタイム会計年度任用職員 7時間45分

(2) 斉一型パートタイム会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間が同一であるものをいう。以下同じ。） 勤務日ごとの勤務時間数

(3) 不斉一型パートタイム会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員のうち、斉一型パートタイム会計年度任用職員以外のものをいう。以下同じ。） 1週間当たりの勤務時間を考慮して任命権者が定めた時間数

4 1時間を単位とする年次有給休暇は、1時間以内の勤務時間を勤務しないときに使用できるものとする。

(病気休暇)

第17条 条例第14条及び規則第24条の規定は、職員の病気休暇について準用する。この場合において、同条第1項中「条例第14条第2項」とあるのは「静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第17条において準用する条例第14条第2項」と、同項第2号中「90日以内」とあるのは「90日以内（職員として病気休暇を与えられた者で、病気休暇が前年度の任期から引き続く場合にあっては、90日から前年度で与えられた病気休暇の期間を減じた日数以内）」と、同号ただし書中「90日を超えない範囲内」とあるのは「90日を超えない範囲内（職員として病気休暇を与えられた者で、病気休暇が前年度の任期から引き続き、かつ、その期間を延長した場合にあっては、90日から前年度で延長した病気休暇の期間を減じた日数を超えない範囲内）」と読み替えるものとする。

2 病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合を除く。）については、静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号。以下「会計年度任用職員給与等条例」という。）第8条及び第17条において読み替えて準用する給与条例第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、会計年度任用職員給与等条例第9条の規定により給与条例第24条本文の規定の例により計算した勤務1時間当たりの給与額及び会計年度任用職員給与等条例第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(特別休暇)

第18条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、別表第3に定めるところによる。

2 特別休暇の期間には週休日、休日及び代休日を含むものとする。

3 1日を単位とする特別休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

4 1時間を単位として使用した特別休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 7時間45分
- (2) 斉一型パートタイム会計年度任用職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（その時間数が7時間45分を超える場合にあつては、7時間45分）
- (3) 不斉一型パートタイム会計年度任用職員 1週間当たりの勤務時間を考慮して任命権者が定めた時間数

5 特別休暇（別表第3第1項、第2項、第4項、第10項、第12項、第14項から第17項まで及び第21項に掲げる場合を除く。）については、会計年度任用職員給与等条例第8条及び第17条において読み替えて準用する給与条例第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、会計年度任用職員給与等条例第9条の規定により給与条例第24条本文の規定の例により計算した勤務1時間当たりの給与額及び会計年度任用職員給与等条例第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

（介護休暇）

第19条 条例第16条第1項及び第2項並びに規則第26条及び第26条の2の規定は、職員の介護休暇について準用する。この場合において、条例第16条第1項中「3回」とあるのは「3回（職員として介護休暇の承認を受けた者で、その期間が前年度の任期から引き続く場合にあつては当該期間を1回とみなす。）」と、規則第26条第1項から第3項までの規定中「条例第16条第1項」とあるのは「静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第19条第1項において読み替えて準用する条例第16条第1項」と、同条第1項第2号中「この項及び別表第3」とあるのは「この項」と、同条第7項中「第29条ただし書の規定により」とあるのは「静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第23条の規定により第29条ただし書の規定の例により」と、「同条ただし書の規定により」とあるのは「同規則第23条の規定により第29条ただし書の例により」と、第26条の2第1項中「1時間」とあるのは「1時間（パートタイム会計年度任用職員にあつては、1日又は1時間）」と、同条第2項中「1時間」とあるのは「1時間（パートタイム会計年度任用職員にあつては、1時間）」と読み替えるものとする。

2 介護休暇については、会計年度任用職員給与等条例第8条及び第17条において読み替えて準用する給与条例第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、会計年度任用職員給与等条例第9条の規定により給与条例第24条本文の規定の例により計算した勤務1時間当たりの給与額及び会計年度任用職員給与等条例第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

（介護休暇をすることができる職員）

第20条 介護休暇は、前条において読み替えて準用する条例第16条第1項に規定する申出のときにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する職員が請求することができる。

- (1) 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであること。
- (2) 任命権者を同じくする会計年度任用の職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である職員であること。
- (3) 前条において読み替えて準用する条例第16条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日から起算して6月を経過する日までの間に、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない職員であること。

（介護時間）

第21条 条例第16条の2第1項及び第2項並びに規則第26条の3の規定は、職員の介護時間について準用する。この場合において、条例第16条の2第1項中「連続する3年の期間」とあるのは「在職する期間内（職員として介護時間を取得した初日から連続する3年の期間内に限る。）」と、規則第26条の3第2項中「2時間」とあるのは「2時間（当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

2 介護時間については、会計年度任用職員給与等条例第8条及び第17条において読み替えて準用する給与条例第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、会計年度任用職員給与等条例第9条の規定により給与条例第24条本文の規定の例により計算した勤務1時間当たりの給与額及び会計年度任用職員給与等条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（介護時間を請求することができる職員）

第22条 介護時間は、当該休暇の承認を請求するときにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する職員が請求することができる。

- (1) 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であり、かつ、1日の勤務時間が6時間15分以上であるものであること。
- (2) 任命権者を同じくする会計年度任用の職に引き続き在職した期間が1年以上である職員であること。

（病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認）

第23条 職員の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認については、常勤職員の例による。

(年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)

第24条 規則第30条の規定は、職員の年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等について準用する。この場合において、同条第3項中「別表第2第6号」とあるのは「静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第3第5号」と、同条第4項中「別表第2第7号」とあるのは「静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第3第6号」と読み替えるものとする。

(介護休暇及び介護時間の請求)

第25条 規則第31条の規定は、職員の介護休暇及び介護時間の請求について準用する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認の決定通知等)

第26条 規則第32条の規定は、職員の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認の決定通知等について準用する。この場合において、同条第1項中「第30条第2項又は前条第1項」とあるのは、「静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第24条において準用する第30条第2項又は同規則第25条において準用する前条第1項」と読み替えるものとする。

(病気休暇等の特例)

第27条 同一の年度中に、本市の常勤の職又は非常勤の職を退職した者が、職員として新たに採用された場合において、当該年度における第17条から第21条までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続しているものとみなす。

(休暇簿)

第28条 規則第33条の規定は、職員の休暇簿について準用する。

(報告)

第29条 規則第35条の規定は、職員の報告について準用する。

(雑則)

第30条 この規則に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第13条関係)

6月経過日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

別表第2（第13条関係）

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	169日から216日 日まで	121日から168日 日まで	73日から120日 まで	48日から72日 まで	
任用の日から起算した継続勤務期間	6月	7日	5日	3日	1日
	1年6月	8日	6日	4日	2日
	2年6月	9日	6日	4日	2日
	3年6月	10日	8日	5日	2日
	4年6月	12日	9日	6日	3日
	5年6月	13日	10日	6日	3日
	6年6月以上	15日	11日	7日	3日

別表第3（第18条関係）

理由	特に承認を与える期間
1 選挙権その他公民としての権利を行使するとき。	その都度必要と認める時間
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭するとき。	同上
3 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢 ^{しよう} 血幹細胞移植のための末梢 ^{しよう} 血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（第9条において準用する条例第9条第1項において子に含まれるとされる者を含む。以下この表7、9、10、12及び14において同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢 ^{しよう} 血幹細胞移植のため末梢 ^{しよう} 血幹細胞を提供する場合で、当	同上

<p>該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認めるとき。</p>	
<p>4 職員が結婚するとき。</p>	<p>7日以内の日数</p>
<p>5 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの期間に申し出た日数</p>
<p>6 女性職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>
<p>7 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ60分以内の時間</p>
<p>8 配偶者が出産するとき。</p>	<p>2日の範囲内で必要と認める日数又は時間</p>
<p>9 配偶者が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>5日の範囲内の日数又は時間</p>
<p>10 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当である</p>	<p>1年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の日数又は時間</p>

	と認められる場合	
11	要介護者の介護その他の任命権者が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められるとき。	1年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の日数又は時間
12	職員の親族（別表第4の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ別表第4の日数欄に掲げる日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）以内の連続する日数
13	父母の祭日のとき。	1日
14	次に掲げる場合において、職員が仕事と生活の調和を図るため勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 夏季において、盆等の諸行事に参加する場合又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合 イ 子等が在籍する学校等が実施する行事等に参加する場合、知識又は教養を高める活動に参加する場合、市民活動に参加する場合その他の市長が適当であると認める場合	アについては、原則として1年度の7月から9月までの期間内における、5日以内で必要と認める日数（採用日及び1週間の勤務日数に応じ、別表第5に定める範囲内） イについては、1年度において2日の範囲内の日数又は時間
15	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にそれらの確保を行う	7日以内でその都度必要と認める日数

	ことができないとき。	
16	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき。	その都度必要と認める時間
17	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める時間
18	生理日において勤務することが著しく困難である場合	3日以内でその都度必要と認める日数
19	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるとき。	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度必要と認める時間
20	母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める時間
21	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認める時間
22	通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、妊娠中の女性職員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。	正規の勤務時間の始め又は終りにおいて1日に1時間以内で必要と認める時間

備考 時間単位で使用することができる特別休暇について、残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができるものとする。

別表第4 (別表第3関係)

親族		日数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この表において同じ。）		10日
血族	1 親等の直系尊属（父母）	7日
	1 親等の直系卑属（子）	5日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3日
	2 親等の直系卑属（孫）	1日
	2 親等の傍系血族（兄弟姉妹）	3日
	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日
姻族	1 親等の直系尊属（父母の配偶者、配偶者の父母）	3日
	1 親等の直系卑属（子の配偶者、配偶者の子）	1日
	2 親等の直系尊属（祖父母の配偶者、配偶者の祖父母）	1日
	2 親等の傍系姻族（兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹）	1日
	3 親等の傍系尊属（伯叔父母の配偶者に限る。）	1日

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 代襲相続の場合において、祭具等の承継を受けた時は、血族たる1親等の直系尊属（父母）に準ずる。
- 3 遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

別表第5（別表第3関係）

採用日 週の勤務日数	7月31日以前の任 用	8月1日から8月 31日までの間の任 用	9月1日から9月 30日までの間の任 用	10月1日以降の任 用
	5日以上	5日	4日	3日
4日	4日	3日	2日	0日
3日	3日	2日	1日	0日
2日	2日	1日	0日	0日
1日	1日	0日	0日	0日

静岡市規則第56号

静岡市温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市温泉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市温泉法施行細則（平成15年静岡市規則第145号）の一部を次のように改正する。

第15条を削る。

第14条を第20条とし、第8条から第13条までを6条ずつ繰り下げる。

第7条の見出し中「届出」を「申出」に改め、同条中「届け出なければならない」を「申し出るものとする」に改め、同条を第13条とし、第6条を第12条とする。

第5条第1項中「第31条第1項」を「第14条の9第1項及び第31条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第4条の見出し中「届出」を「申告」に改め、同条中「届け出なければならない」を「申告するものとする」に改め、同条を第10条とする。

第3条の見出しを「(温泉の利用の許可を受けた者の合併等による地位の承継承認書の交付)」に改め、同条中「承継承認書」を「温泉利用許可承継承認書」に改め、同条を第9条とする。

第2条中「静岡市保健所長（以下「保健所長」という。）」を「保健所長」に改め、同条を第8条とし、第1条の次に次の6条を加える。

(温泉採取の許可)

第2条 静岡市保健所長（以下「保健所長」という。）は、法第14条の2第1項に規定する温泉の採取の許可をしたときは、温泉採取許可証を交付する。

(温泉の採取の許可を受けた者の合併等による地位の承継承認書の交付)

第3条 保健所長は、法第14条の3第1項又は法第14条の4第1項に規定する温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認をしたときは、温泉採取許可承継承認書を交付する。

(温泉の採取の許可を受けた者の申告)

第4条 法第14条の2第1項の規定による温泉の採取の許可を受けた者は、住所又は氏名（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、速やかにその旨を保健所長に申告するものとする。

(可燃性天然ガスの濃度についての確認)

第5条 保健所長は、法第14条の5第1項に規定する可燃性天然ガスの濃度についての確認をしたときは、可燃性天然ガス確認通知書を交付する。

(温泉の採取のための施設等の変更許可)

第6条 保健所長は、法第14条の7第1項に規定する温泉の採取のための施設等の変更の許可をしたときは、温泉採取施設等変更許可証を交付する。

(温泉の採取のための施設等の変更の許可を受けた者の申告)

第7条 法第14条の7第1項に規定する温泉の採取のための施設等の変更の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したとき、及び当該許可に係る工事を完了したときは、速やかにその旨を保健所長に申告するものとする。

本則に次の1条を加える。

(書類の様式)

第21条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省令第6条の2第1項の規定による温泉の採取の許可の申請書 様式第1号
- (2) 省令第6条の4第1項又は第6条の5第1項の規定による承継の承認の申請書 様式第2号
- (3) 省令第6条の7第1項の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認の申請書 様式第3号
- (4) 省令第6条の8第1項の承継の届出 様式第4号
- (5) 省令第6条の10第1項の規定による施設等の変更の許可の申請書 様式第5号
- (6) 省令第6条の11第1項の採取の事業の廃止の届出書 様式第6号
- (7) 省令第7条第1項の規定による温泉の利用の許可の申請書 様式第7号
- (8) 省令第8条又は第9条の規定による承継の承認の申請書 様式第8号
- (9) 省令第11条の規定による温泉の成分等の掲示の届出書 様式第9号
- (10) 省令第11条の規定による温泉の成分等の掲示内容の変更の届出書 様式第10号
- (11) 第2条に規定する温泉採取許可証 様式第11号
- (12) 第3条に規定する温泉採取許可承継承認書 様式第12号
- (13) 第4条の規定による変更の申告書 様式第13号
- (14) 第5条に規定する可燃性天然ガス確認通知書 様式第14号
- (15) 第6条に規定する温泉採取施設等変更許可証 様式第15号
- (16) 第7条の規定による温泉採取施設等変更工事着手申告書 様式第16号
- (17) 第7条の規定による温泉採取施設等変更工事完了申告書 様式第17号
- (18) 第8条に規定する温泉利用許可証 様式第18号

- (19) 第9条に規定する温泉利用許可承継承認書 様式第19号
- (20) 第10条第1号の規定による変更の申告書 様式第20号
- (21) 第10条第2号の規定による変更又は廃止の申告書 様式第21号
- (22) 第11条第2項に規定する聴聞通知書 様式第22号
- (23) 第11条第2項に規定する聴聞公告書 様式第23号

様式第10号中「第15条関係」を「第21条関係」に改め、同様式を様式第23号とする。

様式第9号中「第15条関係」を「第21条関係」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第8号中「第15条関係」を「第21条関係」に、「浴用施設等変更（廃止）届出書」を「浴用施設等変更（廃止）申告書」に、「あて先」を「宛先」に、「第4条第2号」を「第10条第2号」に、「届け出」を「申告し」に改め、同様式を様式第21号とする。

様式第7号中「第15条関係」を「第21条関係」に、「住所・氏名変更届出書」を「住所・氏名変更申告書」に、「あて先」を「宛先」に、「第4条第1号」を「第10条第1号」に、「届け出」を「申告し」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第6号中「第15条関係」を「第21条関係」に、「ゆう出地」を「湧出地」に改め、同様式に次のように加え、同様式を様式第19号とする。

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第5号中「第15条関係」を「第21条関係」に、「ゆう出地」を「湧出地」に改め、同様式を様式第18号とし、同様式の前に次の7様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第57号

静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則（平成17年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第2号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第3号中「じん臓」を「腎臓」に、「印」を「㊟」に改める。

様式第5号に次のように加える。

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第10号に次のように加える。

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第11号及び様式第12号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第14号中

「

1 氏名	男 ・ 女	2 生年月 日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
3 障害 の種類	1 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2 言語の機能を全く永久に失ったもの 3 そしゃくの機能を全く永久に失ったもの 4 両上肢を手関節以上で失ったもの 5 両下肢を足関節以上で失ったもの 6 1上肢を手関節以上で失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全く永久に失ったもの 8 両下肢の用を全く永久に失ったもの 9 10手指を失ったか又はその用をまったく永久に	8 受傷(発病) 日		年 月 日 医師推定・患者申告

を

	失ったもの 10 両耳の聴力を全く永久に失ったもの		
--	------------------------------	--	--

「

1 氏名	男・女	2 生年月日	年 月 日
3 障害の種類	1 両眼の視力を全く永久に失ったもの	8 受傷（発病）日	年 月 日 医師推定・患者申告
	2 言語の機能を全く永久に失ったもの		
	3 そしゃくの機能を全く永久に失ったもの		
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの		
	5 両下肢を足関節以上で失ったもの		
	6 1上肢を手関節以上で失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったもの		
	7 両上肢の用を全く永久に失ったもの		
	8 両下肢の用を全く永久に失ったもの		
	9 10手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの		
	10 両耳の聴力を全く永久に失ったもの		

に、

」

「

18 言語機能の障害	(該当する項目に○印をしてください)	
	(程 度)	(原 因)
	A 言語機能のそう失 (音声語による意思の疎通がまったくできない。)	a こう頭てき出 (1 全部 2 一部)
	B 言語機能の著しい障害 (身振り、書字その他の補助動作がなくては音声言語による意志の疎通が困難である。)	b 中枢性失語症 c 構音障害 (1 口唇音 2 歯舌音 3 口蓋音 4 こう頭音) ※全不能な場合には○印をお願いします。
C 言語機能の障害 (簡単な単語の発話により意志の疎通がcaろうじて可能)	d その他	
D その他	()	検査 (計測) 日 年 月 日

を

」

「

18 言語機能の障害	(該当する項目に○印をしてください。)	
	(程 度)	(原 因)
	A 言語機能の喪失 (音声語による意思の疎通が全くできない。)	a 喉頭摘出 (1 全部 2 一部)
	B 言語機能の著しい障害 (身振り、書字その他の補助動作がなくては音声言語による意志の疎通が困難である。)	b 中枢性失語症 c 構音障害 (1 口唇音 2 歯舌音 3 口蓋音 4 喉頭音) ※全不能な場合には○印をお願いします。
C 言語機能の障害 (簡単な単語の発話により意志の疎通がcaろうじて可能)	d その他 ()	
D その他	検査 (計測) 日 年 月 日	

に

」

改める。

様式第17号に次のように加える。

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第18号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第19号及び様式第21号に次のように加える。

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第23号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第25号に次のように加える。

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第26号、様式第27号及び様式第29号から様式第36号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第58号

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「7、8及び9」を「8から10まで」に改め、同条第3項各号及び第7項第1号中「6、8及び9」を「7、9及び10」に改める。

別表第1 共通専決事項（1）一般に関する事項の表中

「

25 施設の運営及び管理に関すること。				○	
26 寄贈図書類を受納すること。					○
27 願、届出等について関係者の呼出通知をすること。					○
28 書類の不備を補正させるため書類を送付すること。					○
29 工事の施行に関すること。		重要なもの	○	軽易なもの	

を

」

「

25 基準がある施設の休館日又は開館時間の変更に関すること。		○			
26 施設の運営及び管理に関すること。				○	
27 寄贈図書類を受納するこ					○

<p>護専門学校副校長を除く。)の所属内での配置及び所管事務を決定すること(組織上の職名を任命された職員の所属内での配置を除く。)</p>				
<p>4 会計年度任用職員(任期が6月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者に限る。)の任免及び給料決定に関すること。</p>				○
<p>5 会計年度任用職員の選考(一般事務で任期が通年であり、かつ、1週間当たりの勤務時間が30時間又は31時間である者の選考及び再度の任用に係る選考を除く。)に関すること。</p>				○
<p>6 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。</p>	<p>政策官</p>	<p>局長等、統括監及び理事(局長等を上司とする理事に限る。)</p>	<p>局次長等、部長等、担当部長、まちは劇場推進監、健康長寿推進監、理事(局長等を上司とする理事を除く。)、部長に準ずる者及び参与</p>	<p>課長等及び担当課長その他の所属職員</p>
<p>7 6に掲げる出張以外の</p>	<p>政策官及び局</p>	<p>統括監、局次長</p>	<p>担当部長、ま</p>	<p>担当課長その</p>

出張を命令し、又は復命を受けること。	長等	等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	は劇場推進監、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等	他の所属職員
8 時間外勤務を命令し、又は時間外勤務実績の報告を受けること。				○
9 休暇（職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）及び欠勤に関すること。	政策官及び局長等	統括監、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	担当部長、まちは劇場推進監、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等	担当課長その他の所属職員
10 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関すること。	政策官及び局長等	統括監、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	担当部長、まちは劇場推進監、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等	担当課長その他の所属職員
11 所属職員に対し、立入検				○

査証等の勤務に関する証 票を発行すること。				
--------------------------	--	--	--	--

別表第1 共通専決事項（3）財務に関する事項イ支出に関する事項の表を次のように改める。

（3）財務に関する事項

イ 支出に関する事項

専決事項等	専決者等	専決				合議				会計管 理者へ の通知
		副市長	局長等 共通	局次長 等共通	課長等 共通	財政局 長	財政局 次長	財政部 長	財政課 長	
1	報酬				○					
2	給料				○					
3	職員手当等				○					
4	共済費				○					
5	災害補償費				○					
6	恩給及び退職年金				○					
7	報償費			3,000 万円以 上	3,000 万円未 満					
8	旅費				○					
9	交際費				○					
10	需用費				○					
11	役務電信電話料、郵便料、保険料、国民健康保険等診療報酬審査支払手数料及び介護保険介護報酬審査支払手数料				○					
	その他		1億円 以上	1億円 未満	1,000 万円未					

						満				
12	委託 料	工事又は製造の 請負に該当する もの	3億円 未 満	1億 5,000 万円未 満	1億 2,000 万円未 満	5,000 万円未 満	1億 5,000 万円以 上			1億 5,000 万円以 上の契 約（変 更設計 を 含 む。）
		その他		1億 5,000 万円以 上	1億 5,000 万円未 満	5,000 万円未 満				
13	使用料及び賃借料			1億円 以上	1億円 未 満	1,000 万円未 満				
14	工事請負費		3億円 未 満	1億 5,000 万円未 満	1億 2,000 万円未 満	5,000 万円未 満	1億 5,000 万円以 上			1億 5,000 万円以 上の契 約（変 更設計 を 含 む。）
15	原材料費				3,000 万円以 上	3,000 万円未 満				
16	公有財 産 購 入	不動産及び動産 (議会の議決に 付すべきものを	3億円 以上	3億円 未 満	1億円 未 満	2,000 万円未 満	3億円 以上			3億円 以上の 契約

	費	除く。)								
		その他	5,000 万円以上	5,000 万円未満	3,000 万円未満	500万 円未満	5,000 万円以上			5,000 万円以上の契約
17	備品購入費				8,000 万円未満	3,000 万円未満	8,000 万円以上			8,000 万円以上
18	負担金、補助金及び交付金	心身障害者 扶養共済掛 金、国民健 康保険給付 金、国民健 康保険事業 費納付金、 介護保険給 付金及び後 期高齢者医 療広域連合 納付金				○				
		その他	5,000 万円以上	5,000 万円未満	3,000 万円未満	500万 円未満				
		補助金	5,000 万円以上	5,000 万円未満	3,000 万円未満	500万 円未満	5,000 万円以上			5,000 万円以上
	交付金	法令、条例、 規則等によ り基準が明 確なもの				○				

		その他	5,000万円以上	5,000万円未満	3,000万円未満	500万円未満					
19	扶助費					○					
20	貸付金			1億5,000万円以上	1億5,000万円未満	5,000万円未満					
21	補償、金 補填 及び	補償金及び補填	1億5,000万円以上	1億5,000万円未満	1億円未満	3,000万円未満	1億5,000万円以上				1億5,000万円以上
	賠償金	賠償金	2,000万円以上	2,000万円未満	500万円未満			○		○	
22	償還金 引料	市税（個人の 金利を含む。以 下同じ。）、国民 健康保険料、介 護保険料及び後 期高齢者医療保 険料に係る償還 金及び還付加算 金並びに国民健 康保険給付 費等交付金に係 る償還金					○				
		公債元利償還金					○				
		その他	1億5,000万円以上	1億5,000万円未満	1億円未満	3,000万円未満					

		万円以 上	万円未 満	未満 5,000 万円未 満	満 1,000 万円未 満					
23	投資及び出資金	1億円 以上	1億円 未満	5,000 万円未 満	1,000 万円未 満	1億円 以上				1億円 以上
24	積立金	1億円 以上	1億円 未満	5,000 万円未 満	1,000 万円未 満					
25	寄附金	2,000 万円以 上	2,000 万円未 満	500万 円未満				○		2,000 万円以 上
26	公課費				○					
27	繰出金				○			○		
28	支出の命令				○					
29	定期支払の登録				○					○

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項人事課に関する事項の表を次のように改める。

人事課に関する事項

専決事項	専決者	副市長	局長	局次長	課長
1 職員（会計年度任用職員を除く。）の任免（異動を含む。）及び給料決定に関すること。		課長等及び課長に準ずる者	課長補佐及びこれに準ずる者	係長以下、再任用職員及び臨時的任用職員	
2 職員（会計年度任用職員を除く。）の選考の実施に関すること。					○
3 会計年度任用職員（任期が6月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）の					○

任免及び給料決定に関すること。				
4 会計年度任用職員の選考（一般事務で任期が通年であり、かつ、1週間当たりの勤務時間が30時間又は31時間である者の選考及び再度の任用に係る選考に限る。）に関すること。				○
5 職員の休職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に該当するものに限る。）に関すること。		重要なもの	○	
6 職員の修学部分休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関すること。		重要なもの	○	
7 職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業に関すること。				○
8 職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間に関すること。				○
9 職員の記章、名札及び身分証明書を交付すること。				○
10 職員の給与証明等の証明書を交付すること。				○
11 職員の職務に専念する義務の免除に関すること（人間ドックの受診及び				○

献血の実施に関するものを除く。)				
12 地方公務員法第38条第1項の営利企業等への従事制限の解除に関すること。		重要なもの	○	
13 職員の休憩時間の短縮に関すること。				○
14 職員の深夜勤務、時間外勤務等の制限に関すること。				○
15 定例の給料その他の給与支給に関すること。				○
16 職員研修を実施すること。				○

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項税制課に関する事項の表中「株式等譲渡所得割交付金」の次に「、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金」を加え、「特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金」を「環境性能割交付金」に改め、別表第2個別専決事項2出先機関個別専決事項中央卸売市場に関する事項の表中「平成15年静岡市条例第216号」を「令和2年静岡市条例第21号」に改める。

別表第3中

「

井川診療所長	井川診療所	を
静岡土木センター所長	静岡土木センター	

」

「

井川診療所長	井川診療所	に
--------	-------	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第2個別専決事項2出先機関個別専決事項中央卸売市場に関する事項の表の改正規定は、令和2年6月21日から施行する。

静岡市規則第59号

静岡市自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

静岡市自転車競走実施規則（平成15年静岡市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成 年度静岡市営静岡競輪」を「元号 年度静岡市営静岡競輪」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

前条の開催執務委員及び係員（以下これらを「開催執務員」という。）のうち、委員長には市の職員が当たる。

第6条第3項中「開催執務委員」を「開催執務員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「競技実施法人に属する事務」を「競技関係事務」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 開催執務員（委員長を除く。以下この項において同じ。）には、市の職員が当たる。ただし、市が法第3条の規定に基づき同条各号に掲げる事務を委託したときは、次に定めるところによるものとする。

(1) 競技委員長及び法第3条第1号に掲げる事務（以下「競技関係事務」という。）を執行する開催執務員には、法第38条第1項の指定を受けた法人（以下「競技実施法人」という。）の役職員が当たる。

(2) 法第3条第2号及び第3号に係る事務を執行する開催執務員には、市の職員又は当該事務を受託した者（法人の場合にあっては、その法人の役職員）が当たる。

第10条中「競技実施法人に属する事務」を「競技関係事務」に改める。

第39条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第82条第1項の表競輪の開催日の項中「30分」を「10分」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第60号

静岡市身体障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市身体障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市身体障害者福祉施設条例施行規則（平成15年静岡市規則第115号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「）第17条第1項第1号」を「。以下「政令」という。）第17条第1号」に、「第5条第21項」を「第5条第23項」に、「同令第17条第1項第4号」を「政令第17条第4号」に、「同法附則第5条の4第6項の規定により控除される」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第26条の2に掲げる規定による控除をされる」に、「同令第17条第1項第2号から第4号まで」を「政令第17条第2号から第4号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第61号

静岡市予算規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市予算規則の一部を改正する規則

静岡市予算規則（平成15年静岡市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、静岡市上下水道局事務分掌規程（平成15年静岡市企業局管理規程第6号）により水道施設課（簡易水道事業に係る所管に限る。）を内部組織として置く上下水道局」を削る。

別表第1中

「

分離課税所得 割交付金		〃	〃	〃
----------------	--	---	---	---

を

」

「

分離課税所得 割交付金		〃	〃	〃
法人事業税交 付金		〃	〃	〃

に、

」

「

ゴルフ場利用 税交付金		〃	〃	〃
自動車取得税 交付金		〃	〃	〃

を

」

「

ゴルフ場利用		〃	〃	〃
--------	--	---	---	---

に

税交付金				
------	--	--	--	--

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第28条関係）

区分	支出負担行為何書の 起票時期	支払負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類
1 報酬	支出しようとするとき	支出しようとする当該期間の額	支給調書
2 給料	〃	〃	〃
3 職員手当等	〃	〃	〃
4 共済費	〃	支出しようとする額	納付書又は請求書、支払明細書
5 災害補償費	〃	〃	決裁文書（申請書、証明書その他事実の発生及び給付額の算定を明らかにする書類）
6 恩給及び退職年金	〃	〃	支給調書
7 報償費 （謝礼金）	〃	支出しようとする額	事務事業に伴う場合は、決裁文書、支給調書
（贈呈物品）	購入しようとするとき	契約金額又は請求のあった額	事務事業に伴う場合は、決裁文書、契約書（見積書）、入札書（見積書）
（買上金）	買上げしようとするとき	買上げしようとする額	事務事業に伴う場合は、決裁文書、買上明細書

8 旅費	旅行命令しようとするとき、又は旅行依頼しようとするとき	支出しようとする額	決裁文書又は研修・会議通知（案内）書、旅費計算書
9 交際費	支出しようとするとき	〃	
10 需用費 (消耗品費)	購入しようとするとき、又は請求のあったとき	契約金額又は請求のあった額	契約書（見積書）、入札書（見積書）、請求明細書
(燃料費)	〃	〃	〃
(食糧費)	〃	請求のあった額	事務事業に伴う場合は、決裁文書、請求明細書
(印刷製本費)	印刷しようとするとき	契約金額又は請求のあった額	契約書（見積書）、入札書（見積書）
(光熱水費)	請求のあったとき	請求のあった額	
(修繕費)	修繕しようとするとき	契約金額又は請求のあった額	決裁文書（重要なもの）、契約書（見積書）、入札書（見積書）
(賄材料費)	請求のあったとき	請求のあった額	
(医薬材料費)	購入しようとするとき	契約金額又は請求のあった額	決裁文書（重要なもの）、契約書（見積書）、入札書（見積書）
11 役務費 (通信運搬費)	支出しようとするとき	支出しようとする額又は請求のあった額	納付書、見積書、請求明細書
(手数料)	契約しようとするとき、又は請求のあったとき	契約金額又は請求のあった額	決裁文書（重要なもの）、見積書、契約書案、納付書
(筆耕料)	契約しようとするとき	契約金額	見積書

	物品購入しようとするとき	物品を購入しようとする額	
20 貸付金	貸付けしようとするとき	貸付けする額	決裁文書、誓約書、申請書
21 補償、補填及び賠償金	契約しようとするとき、又は支出しようとするとき	契約金額又は支出しようとする額	補償、補填分 決裁文書、算定明細書等 賠償分 決裁文書（本人の申請書、病院等の請求書、受領書、証明書、示談書案、判決書写し等）
22 償還金、利子及び割引料	支出しようとするとき	支出しようとする額	決裁文書その他借入れのための関係書類、納付書類
23 投資及び出資金	出資又は払込みしようとするとき	出資又は払込みをする額	決裁文書その他投資又は出資のための関係書類、申込書、納付書
24 積立金	支出しようとするとき	支出しようとする額	決裁文書、納入書
25 寄附金	寄附をしようとするとき	寄附をしようとする額	決裁文書、申込書、納付書
26 公課費	支出しようとするとき	支出しようとする額	納付書
27 繰出金	繰出ししようとするとき	繰出ししようとする額	納付書（払込書）

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の静岡市予算規則の規定は、令和2年度以後の予算の執行について適用し、令和元年度以前の予算の執行については、なお従前の例による。

静岡市規則第62号

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則（平成15年静岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「掲げるもの」の次に「(予算の執行に関することを除く。)」を加え、同号中ア及びイを削り、同号ウ中「(予算の執行に関することを除く。)」を削り、同ウを同号アとし、同号エ中「(予算の執行に関することを除く。)」を削り、同エを同号イとする。

第8条第4号カ中「及び第3項」を「又は第3項」に改め、同号ク中「第27条第1項」を「第61条第1項」に改め、同号ケ中「第32条第1項」を「第66条第1項」に、「第31条第1項」を「第65条第1項」に改め、同号コ中「第32条第2項」を「第66条第2項」に改め、同号サ中「第32条第3項」を「第66条第3項」に、「第27条第1項」を「第61条第1項」に改め、同条第18号中ソ及びタを削り、同号チ中「条例第4条第1項及び第2項」を「静岡市食品衛生法の施行等に関する条例（平成15年静岡市条例第167号。以下この号において「条例」という。）第3条第1項及び第2項」に改め、同チを同号ソとし、同号ツ中「第5条第1項及び第2項」を「第4条第1項及び第2項」に改め、同ツを同号タとし、同号に次のように加える。

チ 静岡市食品衛生法の施行等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第45号）による改正前の条例第3条第2項の規定による管理運営基準の適用に関すること。

第8条第32号を次のように改める。

(32) 温泉法関係

ア 温泉法（昭和23年法律第125号。以下この号において「法」という。）第14条の2第1項の規定による温泉の採取の許可に関すること。

イ 法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第4条第3項の規定による温泉の採取の許可に必要な条件の付加及び変更に関すること。

ウ 法第14条の3第1項の規定による地位の承継の承認に関すること。

- エ 法第14条の4第1項の規定による地位の承継の承認に関する事。
- オ 法第14条の5第1項の規定による確認に関する事。
- カ 法第14条の5第3項の規定による確認の取消しに関する事。
- キ 法第14条の6第2項の規定による届出の受理に関する事。
- ク 法第14条の7第1項の規定による温泉の採取のための施設等の変更の許可に関する事。
- ケ 法第14条の8第1項の規定による届出の受理に関する事。
- コ 法第14条の8第3項の規定による命令に関する事。
- サ 法第14条の9第1項の規定による許可の取消しに関する事。
- シ 法第14条の9第2項の規定による命令に関する事。
- ス 法第14条の10の規定による命令に関する事。
- セ 法第15条第1項の規定による温泉利用の許可に関する事。
- ソ 法第15条第4項において読み替えて準用する法第4条第3項の規定による温泉の利用の許可に必要な条件の付加及び変更に関する事。
- タ 法第16条第1項の規定による地位の承継の承認に関する事。
- チ 法第17条第1項の規定による地位の承継の承認に関する事。
- ツ 法第18条第4項の規定による届出の受理に関する事。
- テ 法第18条第5項の規定による命令に関する事。
- ト 法第31条第1項の規定による許可の取消しに関する事。
- ナ 法第31条第2項の規定による命令に関する事。
- ニ 法第34条第1項の規定による報告の徴収に関する事。
- ヌ 法第35条第1項の規定による立入検査に関する事。
- ネ 法第36条第2項の規定による都道府県知事への通知に関する事。

第8条第37号ク中「第32号オ」を「第32号シ及びナ」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第8条第18号の改正規定は、令和2年6月1日から施行する。

静岡市規則第63号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第33号（表）中「返還金額」を「還付金額」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市国民健康保険条例等施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第64号

静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立こども園条例施行規則(平成27年静岡市規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

静岡市立安東こども園	255人	180人	60人	15人	12人	3人
静岡市立新富町こども園	120人	0人(3人)	74人	43人	34人	9人

を

」

「

静岡市立安東こども園	255人	180人	60人	15人	12人	3人
------------	------	------	-----	-----	-----	----

に、

」

「

静岡市立興津北こども園	90人	0人(3人)	59人	28人	25人	3人
静岡市立興津南こども園	60人	0人(3人)	34人	23人	20人	3人

を

」

「

静岡市立興津北こども園	90人	0人(3人)	59人	28人	25人	3人
-------------	-----	--------	-----	-----	-----	----

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市規則第65号

静岡市委託業務検査規則をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市委託業務検査規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が発注する建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の業務（以下「委託業務」という。）の適切な実施を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による検査及び当該検査に当たる検査員（以下「検査員」という。）の任命、職務、検査の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 検査の対象となる委託業務は、委託業務の内容、規模等を勘案し、市長が指定するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定に係る委託業務の実施に当たっては、検査の対象となる旨を仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）に明示するものとする。

(任命等)

第3条 検査員は、建設局土木部技術政策課に所属する職員のうちから市長が命ずる。

2 検査員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 委託業務の検査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委託業務の実施に当たり市長が必要があると認めること。

(検査の方法)

第4条 検査員は、契約書及び静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款（以下「約款」という。）並びに設計図書に基づき、委託業務の執行の状況を検査するものとする。

2 検査には、当該委託業務の受注者その他必要と認める関係者の立会いを求めなければならない。

(検査実施後の措置)

第5条 検査員は、委託業務が検査に合格したと認めるときは、別に定める検査復命書及び検査報告書により、その結果を市長に復命しなければならない。

2 検査員は、検査の結果、委託業務の実施が契約書及び約款並びに設計図書に基づいて行わ

れていないと認めるときは、上司に報告し、必要な措置を講じなければならない。

(検査結果の成績評定)

第6条 市長は、検査の結果について別に定めるところにより成績評定を行う。

2 市長は、前項の成績評定の対象となる委託業務において、その旨を設計図書に明示するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委託業務の検査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に契約を締結する委託業務の検査について適用し、同日前に契約を締結した委託業務の検査については、なお従前の例による。

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月24日

静岡市人事委員会

委員長 青島伸雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成17年静岡市人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

総務局	市長公室	市長公室長 戦略広報監	を
-----	------	-------------	---

「

総務局	市長公室	市長公室長	に、
-----	------	-------	----

「

	総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 行財政改革に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 総務・総合調整係長 行財政改革推進係長	を
	政策法務課	課長補佐 グループ制におけるグループリーダーに指名された主幹及び副主幹 例規審査を担当する主幹、副主幹、主査及び主事	

」

	総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 行財政改革に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 総務・調整係長 行財政改革推進係長	に、
	政策法務課	課長補佐 例規審査を担当する主幹、副主幹、主査及び主事 係長	

企画局	企画課	課長補佐 総合計画推進係長	を
-----	-----	---------------	---

企画局	企画課	課長補佐 総合計画推進・調整係長	に、
-----	-----	------------------	----

保健福祉長寿局	地域包括ケア推進本部	地域包括ケア推進本部長 地域包括ケア推進本部次長	を

保健福祉長寿局	健康長寿推進監		に、
	地域包括ケア推進本部	地域包括ケア推進本部長 地域包括ケア推進本部次長	

	治験管理室	治験管理室長 副室長	を
--	-------	------------	---

「

		治験・臨床研究 管理室	治験・臨床研究管理室長 副室長	に、
--	--	----------------	-----------------	----

」

「

建設局	土木部	土木事務所	土木事務所長	を
	道路部	道路保全課	課長補佐	
		静岡土木セン ター	所長	

」

「

建設局	土木部	土木事務所	土木事務所長	に、
-----	-----	-------	--------	----

」

「

教育局	教育総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関する 事務並びに職員の任免、服務、給与及び 福利厚生に関する事務を担当する主幹、 副主幹、主査及び主事（企画に関する事 務を担当するものに限る。） 係長	を
-----	-------	---	---

」

「

教育局		教育調整監	に
	教育総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関する 事務並びに職員の任免、服務、給与及び 福利厚生に関する事務を担当する主幹、 副主幹、主査及び主事（企画に関する事 務を担当するものに限る。） 係長	

」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第4号

静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則及び静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月24日

静岡市人事委員会

委員長 青島伸雄

静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則及び静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則

(静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正)

第1条 静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1(1)行政職給料表級別職務分類表3級の項中「及び土木センター」を削り、同表4級の項中「、土木センター」を削り、同表7級の項中「戦略広報監、まちは劇場推進監」を「まちは劇場推進監、健康長寿推進監」に改め、別表第1(2)医療職給料表(1)級別職務分類表2級の項中「認知症疾患医療センター長及び障害者歯科保健センターの所長」を「口腔保健支援センター及び障害者歯科保健センターの所長並びに認知症疾患医療センター長」に改め、同表3級の項中「治験管理室長」を「治験・臨床研究管理室長」に改める。

別表第3学歴免許等資格区分表中

「

短大卒	短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	を
	短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業	

」

「

短大卒	短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了
-----	------	---

」

	(2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	に
短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了	

改める。

(静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正)

第2条 静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1(1)高等学校等教育職給料表級別職務分類表中

「

3級	1 室長及び所長の職務 2 教育センターの所長補佐の職務 3 相当困難な業務を処理する教育委員会事務局等の管理主事(主席を含む。)、指導主事(主席を含む。)及び社会教育主事(主席を含む。)の職務	を
4級	1 教育委員会事務局の教育統括監の職務 2 教育委員会事務局の理事の職務 3 教育委員会事務局の担当課長の職務 4 教育センターの所長の職務	

」

「

3級	1 所長(特別支援センター及び教育センターの所長を除く。)及び室長の職務 2 教育センターの所長補佐の職務 3 相当困難な業務を処理する教育委員会事務局等の管理主事(主席を含む。)、指導主事(主席を含む。)及び社会教育主事(主席を含む。)の職務	に
4級	1 教育委員会事務局の教育統括監、教育調整監、理事、担当課長及	

」

	び特別支援教育センターの所長の職務
2	教育センターの所長の職務

」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第5号

静岡市人事委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月30日

静岡市人事委員会

委員長 青島伸雄

静岡市人事委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市人事委員会事務局事務専決規則（平成17年静岡市人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び第14条」を「（任用規則第14条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第4号中「第20条第1号」を「第20条（第1号に該当することによる場合に限る。）」に改め、同条第6号中「、第27条及び第28条」を削り、同条中第17号を第18号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰下げ、同条第7号中「第35条」を「任用規則第35条」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

（7）任用規則第33条第3項の規定による決定及び通知（同条第2項の規定による申請に係るものに限る。）に関すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第3号

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月26日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

静岡市立小・中学校管理規則（平成19年静岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第57条の2の表中

「

静岡市立梅ヶ島中学校		を
------------	--	---

「

静岡市立梅ヶ島中学校		に
静岡市立玉川小学校	静岡市立玉川小中学校	
静岡市立玉川中学校		

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第4号

静岡市総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月26日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市総合運動場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	合計	人	を
--------	----	---	-----	---	----	---	---

」

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人	合計	人	に、
--------	----	---	-----	---	---------	---	----	---	----

」

「

入場予定人員	一般	人			※	円	を
	生徒等	人	合計	人			

」

「

入場予定人員	一般	人	70歳以上の者	人	※	円	に
	生徒等	人	合計	人			

」

改める。

様式第2号中

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	合計	人	を
--------	----	---	-----	---	----	---	---

」

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人	合計	人
--------	----	---	-----	---	---------	---	----	---

に、

「

入場予定人員	一般	人	合計	人	利用料金合計	円
	生徒等	人				

を

「

入場予定人員	一般	人	70歳以上の者	人	利用料金合計	円
	生徒等	人	合計	人		

に

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第5号

静岡市体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月26日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市体育館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	合計	人	を
--------	----	---	-----	---	----	---	---

」

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人	合計	人	に
--------	----	---	-----	---	---------	---	----	---	---

」

改める。

様式第3号2静岡市中央体育館屋内プール個人利用券（回数券）中「大人・小人」を「一般・生徒等・70歳以上の者」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第6号

静岡市城北運動場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月26日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市城北運動場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市城北運動場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中

「

	年	月	日		人		円
	時	分	から				
	時	分	まで				

を

」

「

	年	月	日	一般	人		円
	時	分	から	生徒等	人		
	時	分	まで	70歳以上の者	人		
				合計	人		

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第7号

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月26日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則
 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、

「

利用日時	施設名	利用の区分及び人員				備考
		入場料徴収の有無	アマチュアスポーツ等の利用		その他の場合の利用	
			生徒等	一般		
年 月 日 時 分から 時 分まで		有・無	人	人	人	
年 月 日 時 分から 時 分まで		有・無	人	人	人	
年 月 日 時 分から 時 分まで		有・無	人	人	人	

を

」

「

利用日時	施設名	利用の区分及び人員				備考
		入場料徴収の有無	アマチュアスポーツ等の利用		その他の場合の利用	
			生徒等	一般		

年 月 日 時 分から 時 分まで		有・無	人	人	人	人	
年 月 日 時 分から 時 分まで		有・無	人	人	人	人	
年 月 日 時 分から 時 分まで		有・無	人	人	人	人	

に

」

改める。

様式第2号中

「

利用日時	施設名	利用の区分及び人員				備考
		入場料徴収の有無	アマチュアスポーツ等の利用		その他の場合の利用	
			生徒等	一般		
年 月 日 時 分から 時 分まで		有・無	人	人	人	
年 月 日 時 分から 時 分まで		有・無	人	人	人	
年 月 日 時 分から 時 分まで		有・無	人	人	人	

を

」

「

利用日時	施設名	利用の区分及び人員				備考
		入場料徴収の有無	アマチュアスポーツ等の利用		その他の場合の利用	
			生徒等	一般		
年 月 日 時 分から 時 分まで		有・無	人	人	人	人

に

年 月 日 時 分から 時 分まで		有・無	人	人	人	人	
年 月 日 時 分から 時 分まで		有・無	人	人	人	人	

」

改める。

様式第3号及び様式第5号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第8号

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月26日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第7号）

の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	合計	人	を
--------	----	---	-----	---	----	---	---

」

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人	合計	人	に
--------	----	---	-----	---	---------	---	----	---	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第9号

静岡市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月26日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市スポーツ広場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1から様式第2号その2までの様式中

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	合計	人
--------	----	---	-----	---	----	---

を

」

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人	合計	人
--------	----	---	-----	---	---------	---	----	---

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第10号

静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月26日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

利用の区分及び人員	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	人	生徒等	人
	その他に使用する場合				人

を

」

「

利用の区分及び人員	アマチュアスポーツ等に利用する場合	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人
	その他に利用する場合						人

に

」

改める。

様式第2号及び様式第4号中

「

利用の区分及び人員	アマチュアの利用	一般	人	生徒等	人
	アマチュア以外の利用				人

を
」

「

利用の区分及び人員	アマチュアスポーツ等に利用する場合	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人
	その他に利用する場合						人

に
」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第11号

静岡市キャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月26日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市キャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市キャンプ場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

利用者数	男性	女性	指導者	合計	総計	人
	人	人	男 人・女・人	男 人・女 人		

を

」

「

利用者数	一般	男性	女性		合計	総計
		人	人		男 人・女 人	人
	70歳以上の者	男性	女性		合計	総計
		人	人		男 人・女 人	人
	学校	男性	女性	指導者	合計	総計
		人	人	男 人・女・人	男 人・女 人	人

に、

」

「

使用料の区分	種 類	人数・数量	※ 単位	※ 金 額	※ 受付 年月日	年 月 日

を

」

「

使用料の区分	種類	数量	回数	※ 単価	※ 金額	※ 受付 年月日	年月日	に

」

改める。

様式第2号中

「

利用者数	男性	女性	指導者	合計	総計	人	を
	人	人	男 人・女・人	男 人・女 人			

」

「

利用者数	一般	男性	女性		合計	総計	に、
		人	人		男 人・女 人	人	
	70歳以上の者	男性	女性		合計	総計	
	人	人		男 人・女 人	人		
	学校	男性	女性	指導者	合計	総計	
		人	人	男 人・女・人	男 人・女 人	人	

」

「

使用料の区分	種類	人数・数量	単 価	金 額	領 収 日 付 印	を

」

「

使用料の区分	種 類	数量	回数	単 価	金 額	領 収 日 付 印	に
--------	-----	----	----	-----	-----	-----------------------	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第12号

静岡市清水庵原球場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月26日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市清水庵原球場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市清水庵原球場条例施行規則（平成17年静岡市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	合計	人	を
--------	----	---	-----	---	----	---	---

」

「

利用予定人員	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人	合計	人	に
--------	----	---	-----	---	---------	---	----	---	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第13号

静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月26日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会事務局事務専決規則（平成15年静岡市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「7から9まで」を「8から10まで」に改める。

別表1 共通専決事項（2）人事に関する事項の表を次のように改める。

（2）人事に関する事項

専決事項	専決者	局長	局次長	課長共通
1 社会教育委員、附属機関の委員その他非常勤特別職の職員の任免に関する事。		○ (重要なものを除く。)		
2 教育調整監、理事及び参与の所管事務を決定すること。			○	
3 課等に配属された職員の所属内での配置及び所管事務を決定すること（組織上の職名を任命された職員の所属内での配置を除く。）。				○
4 会計年度任用職員の選考（一般事務で任期が通年であり、かつ、1週間当たりの勤務時間が30時間又は31時間である者の選考及び再度の任用				○

に係る選考を除く。)に関する こと。			
5 会計年度任用職員（任期が 6月未満又は1週間当たりの 勤務時間が15時間30分未満の 者に限る。）の任免及び給料決 定に関すること。			○
6 市内の出張を命令し、又は 復命を受けること。	局長	局次長、教育調 整監、理事及び 参与	課長及び担当課 長その他の所属 職員
7 6に掲げる出張以外の出張 を命令し、又は復命を受ける こと。	局次長	教育調整監、理 事、参与及び課 長	担当課長その他 の所属職員
8 時間外勤務を命令し、又は 時間外勤務実績の報告を受け ること。			○
9 休暇（職員の組合休暇、介 護休暇及び介護時間を除く。） 及び欠勤に関すること。	局次長	教育調整監、理 事、参与及び課 長	担当課長その他 の所属職員
10 週休日の指定、その振替並 びに勤務時間の割振り及び半 日勤務時間の割振り変更並び に代休日の指定に関するこ と。	局次長	教育調整監、理 事、参与及び課 長	担当課長その他 の所属職員
11 所属職員に対し、立入検査 証等の勤務に関する証票を発 行すること。			○
12 研修に関すること。			○

別表2個別専決事項教育総務課に関する事項の表及び教職員課に関する事項の表を次のよう
に改める。

教育総務課に関する事項

専決事項	専決者	局次長	課長
<p>1 職員（高等学校に勤務する事務職員以外の学校の職員（以下「学校職員」という。）及び会計年度任用職員を除く。以下この表において同じ。）の任免に関すること。</p> <p>2 学校職員以外の会計年度任用職員の選考（一般事務で任期が通年であり、かつ、1週間当たりの勤務時間が30時間又は31時間である者の選考及び再度の任用に係る選考に限る。）に関すること。</p> <p>3 学校職員以外の会計年度任用職員（任期が6月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）の任免及び給料決定に関すること。</p> <p>4 職員の休職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に該当するものに限る。）及び休養に関すること。</p> <p>5 職員の修学部分休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関すること。</p> <p>6 職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業に関すること。</p>	<p>係長以下、再任用職員及び臨時的任用職員</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	

7 職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間に関する事。		○
8 定まった標準のある職員の職務に専念する義務の免除を承認すること。		○
9 地方公務員法第38条第1項の営利企業等への従事制限の解除に関する事（学校職員を除く。）。	○	
10 職員の休憩時間の短縮に関する事。		○
11 職員の深夜勤務及び時間外勤務等の制限に関する事。		○
12 定例的に行われる職員の給料その他の給与の支給に関する事（教育委員会が定めるものを除く。）。		○
13 職員研修を実施すること。	○	
14 教育委員会規則、告示等の公告式に関する事。		○
15 事務改善を計画し、推進すること。	○	
16 基幹統計調査その他の統計調査及び刊行物に関する事。		○
17 文書及び例規類の整理保存に関する事。		○

教職員課に関する事項

専決事項	専決者	局次長	課長
1 学校職員（会計年度任用職員		係長以下、再任用職員及	臨時的任用職員（教員に

を除く。)の任免に関する事	び臨時的任用職員(教員を除く。)	限る。)
2 学校職員の会計年度任用職員の選考(一般事務で任期が通年であり、かつ、1週間当たりの勤務時間が30時間又は31時間である者の選考及び再度の任用に係る選考に限る。)に関する事		○
3 学校職員の会計年度任用職員(任期が6月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者を除く。)の任免及び給料決定に関する事		○
4 学校職員の修学部分休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び大学院修学休業に関する事	○	
5 学校職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業に関する事		○
6 学校職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間に関する事		○
7 校長が発令の日に出任できない場合の許可に関する事		○
8 高等学校長の年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の承認に関する事	○	
9 校長(高等学校長を除く。)の年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の承認に関する事		○

10 学校職員（校長を除く。）の病 気休暇及び特別休暇が、週休日 を除き、引き続き7日以上にわ たり、又は正常な業務運営を阻 害するおそれがある場合の承認 をすること。		○
11 高等学校長の出張（宿泊を要 しない管内出張を除く。以下同 じ。）を命令し、復命を受けるこ と。	○	
12 校長（高等学校長を除く。）の 出張を命令し、復命を受けるこ と。		○
13 高等学校に勤務する職員（校 長を除く。）の出張が引き続き7 日以上にわたる場合の承認に関 すること。		○
14 学校の主任等の任命に関する こと。		○
15 定まった標準のある教職員の 職務に専念する義務の免除を承 認すること（教育委員会が定め るものを除く。）。		○
16 地方公務員法第38条第1項の 営利企業等への従事制限の解除 に関すること（学校職員に限 る。）。		○
17 学校職員の休憩時間の短縮に 関すること。		○
18 定例的に行われる学校職員の 給料その他の給与の支給に関す		○

ること（教育委員会が定めるものを除く。）。		
19 職員の公務災害補償等に関すること。		○
20 副校長以下の教職員に対する職員研修を実施すること。		○

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第14号

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月26日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第5条第1項第1号中「110,000円」の次に「、106,400円」を加える。

別表第1中

「	局次長	110,000円	」を
	教育調整監	106,400円	
「	局次長	110,000円	」に
	教育調整監	106,400円	
			」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第15号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月26日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則（平成29年静岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

	静岡市立玉川中学校	静岡市葵区落合840番地	1級	を
	静岡市立大川中学校	静岡市葵区日向876番地		

」

「

	静岡市立大川中学校	静岡市葵区日向876番地	1級	に
--	-----------	--------------	----	---

」

改める。

別表第3中

「

	静岡市立清水西河内小学校	静岡市清水区西里143番地	を
--	--------------	---------------	---

」

「

	静岡市立清水西河内小学校	静岡市清水区西里143番地	に
中学校	静岡市立玉川中学校	静岡市葵区落合103番地の3	

」

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第16号

静岡市自然の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月26日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市自然の家条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第54号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第2号（表）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第17号

静岡市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年4月2日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

静岡市学校運営協議会に関する規則（平成28年静岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6第10項」を「第47条の5第10項」に改める。

第2条第1項中「第47条の6第1項」を「第47条の5第1項」に改め、同条第3項中「第47条の6第2項第1号」を「第47条の5第2項第1号」に改める。

第3条中「第47条の6第4項」を「第47条の5第4項」に改める。

第4条第2項中「第47条の6第2項第4号」を「第47条の5第2項第4号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第3号

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和2年3月27日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業給水条例等施行規程（平成15年静岡市企業局管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第7号（その1）及び様式第7号（その2）に次のように加える。

（定款契約の表示）静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）が契約の内容となります。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、現に改正前の静岡市水道事業給水条例等施行規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市上下水道局管理規程第4号

静岡市水道事業及び下水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和2年3月27日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

静岡市水道事業及び下水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程（平成15年静岡市企業局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

（収納事務の委託の特例）

第17条 水道料金等の徴収事務のうち収納事務を委託する場合であって第7条から第11条までの規定により難いと管理者が認めるときは、これらの規定は、適用しない。

2 前項の場合における収納金の取扱いその他の必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第5号

静岡市企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和2年3月27日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

静岡市企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程
静岡市企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程（平成15年静岡市企業局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「額」の次に「、減額」を加える。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第6号

静岡市企業職員で非常勤のものに対する給与の種類及び基準に関する規程をここに制定する。

令和2年3月27日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

静岡市企業職員で非常勤のものに対する給与の種類及び基準に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、企業職員で非常勤のもの（以下「非常勤職員」という。）に対する給与の種類及び基準に関し定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

(期末手当)

第3条 期末手当は、6月及び12月に非常勤職員（任期が6月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。）の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

(給与の額及び支給方法等)

第4条 非常勤職員に支給する給与の額、減額及び支給の方法その他非常勤職員の給与に関する取扱いに関しては、別に定めるもののほか、静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）第2条に規定するパートタイム会計年度任用職員の例による。

(費用弁償)

第5条 非常勤職員が公務のために旅行した場合における費用弁償は、静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）の適用を受ける者の例により支給する。

(準用)

第6条 非常勤職員の給与に関しては、この規程に定めるもののほか、条例の規定を準用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第7号

静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局事務専決規程（平成15年静岡市企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「6、7及び8」を「7から9まで」に改め、同条第5項中「水道総務課長」を「水道部水道総務課長（以下「水道総務課長」という。）」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「物品（車両を除く。）」を「車両」に改め、同号を同項第5号とし、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 水道部経営企画課長（以下「経営企画課長」という。）の専決事項のうち、次に掲げるものについては、管理者の承認を得て経営企画課長の指定する職員に専決させることができる。
- (1) 貯蔵品の買入れの契約（予定価格1件30万円以下に係るものを除く。）をすること。
 - (2) 物品（車両を除く。）の売払いの契約をすること。

第8条第2項中「水道部水道総務課長（以下「水道総務課長」という。）」を「経営企画課長」に改める。

別表第1 共通専決事項及び合議事項（2）人事に関する事項の表を次のように改める。

(2) 人事に関する事項

専決者 専決事項	局長	局次長	課長等共通
1 所管事務を決定すること。		担当部長、理事及び参与	
2 課に配属された職員の課内での配置及び所管事務を決定すること (組織上の職名を任命された職員の課内での			○

配属を除く。)			
3 会計年度任用職員の選考（一般事務で任期が通年であり、かつ、1週間当たりの勤務時間が30時間又は31時間である者の選考及び再度の任用に係る選考を除く。）に関する事			○
4 会計年度任用職員（任期が6月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者に限る。）の任免及び給料改定に関する事			○
5 市内の出張を命令し、又は復命を受ける事	局長	局次長、部長、担当部長、理事及び参与	課長等及び担当課長その他の所属職員
6 5に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受ける事	局次長及び部長	担当部長、理事、参与及び課長等	担当課長その他の所属職員
7 時間外勤務を命令し、又は時間外勤務実績の報告を受ける事			○
8 休暇（職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）及び欠勤に関する事	局次長及び部長	担当部長、理事、参与及び課長等	担当課長その他の所属職員

9 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関すること。	局次長及び部長	担当部長、理事、参与及び課長等	担当課長その他の所属職員
10 所属職員に対し、立入検査証等の勤務に関する証票を発行すること。			○

別表第1 共通専決事項及び合議事項（3）財務に関する事項ア収入に関する事項の表中

「

専決事項等	専決者等	専決			合議
	局長	局次長	課長等共通	水道総務課長 又は下水道総務課長	

を

」

「

専決事項等	専決者等	専決			合議
	局長	局次長	課長等共通	経営企画課長 又は下水道総務課長	

に

」

改め、同（3）財務に関する事項イ支出に関する事項の表を次のように改める。

イ 支出に関する事項

専決事項等	専決者等	専決			合議
	局長	局次長	課長等共通	経営企画課長 又は下水道総務課長	
1	給料			○	

2	手当等			○		
3	報酬			○		
4	法定福利費			○		
5	旅費			○		
6	退隠料			○		
7	退職給付費			○		
8	報償費		3,000万円 以上	3,000万円 未満		
9	交際費			○		
10	被服費			○		
11	備用品費			○		
12	食糧費			○		
13	燃料費			○		
14	光熱水費			○		
15	印刷製本費			○		
16	通信運搬費			○		
17	広告料	1億円以上	1億円未満	1,000万円 未満		
18	委託料	工事又は 製造の請 負に該当 するもの	1億5,000 万円未満 (変更設計 を含む。)	1億2,000 万円未満 (変更設計 を含む。)	5,000万円 未満(変更 設計を含 む。)	5,000万円 以上(変更 設計を含 む。)
		その他	1億5,000 万円以上	1億5,000 万円未満	5,000万円 未満	
19	手数料	1億円以上	1億円未満	1,000万円 未満		
20	賃借料	1億円以上	1億円未満	1,000万円 未満	1,000万円 以上	
21	修繕費			○		
22	工事請負費	1億5,000	1億2,000	5,000万円	5,000万円	

		万円未満 (設計変更 を含む。)	万円未満 (設計変更 を含む。)	未満(設計 変更を含 む。)	以上(設計 変更を含 む。)
23	路面復旧費	1億5,000 万円未満	1億2,000 万円未満	5,000万円 未満	5,000万円 以上
24	動力費			○	
25	薬品費			○	
26	メーター取替補修費			○	
27	材料費		3,000万円 以上	3,000万円 未満	
28	補償金	1億5,000 万円未満	1億円未満	3,000万円 未満	3,000万円 以上
29	研修費			○	
30	厚生費			○	
31	負担金	5,000万円 未満	3,000万円 未満	500万円未 満	
32	保険料			○	
33	受水費	1億円以上	1億円未満	1,000万円 未満	1,000万円 以上
34	有形固定資産減価償却費			○	
35	無形固定資産減価償却費			○	
36	固定資産除却費			○	
37	棚卸資産減耗費			○	
38	材料売却減価			○	
39	雑支出			○	
40	補助金	5,000万円 未満	3,000万円 未満	500万円未 満	500万円以 上
41	企業債利息			○	
42	長期借入金利息			○	
43	一時借入金利息			○	

44	その他支払利息			○	
45	企業債手数料及び取扱費			○	
46	消費税及び地方消費税			○	
47	不用品売却原価			○	
48	利子補給金	5,000万円 未満	3,000万円 未満	500万円未 満	500万円以 上
49	その他雑支出		重要なもの	軽易なもの	
50	固定資産売却損			○	
51	臨時損失			○	
52	過年度損益修正損			○	
53	その他特別損失			○	
54	賞与引当金繰入額			○	
55	貸倒引当金繰入額			○	
56	土地購入費	3億円未満	1億円未満	2,000万円 未満	2,000万円 以上
57	施設購入費	3億円未満	1億円未満	2,000万円 未満	2,000万円 以上
58	無形固定資産取得費	5,000万円 未満	3,000万円 未満	500万円未 満	○
59	器具機械費		8,000万円 未満	3,000万円 未満	3,000万円 以上
60	元金償還金			○	
61	受益者負担金返還金			○	
62	元金返済金			○	
63	一般会計への繰出金			○	
64	水道事業会計への繰出金			○	
65	下水道事業会計への繰出 金			○	
66	簡易水道事業会計への繰 出金			○	

67	その他資本的支出			○	
68	その他災害支援費			○	
69	貯蔵品			○	
70	雑費			○	
71	修繕引当金繰入額			○	
72	特別修繕引当金繰入額			○	
73	その他引当金繰入額			○	
74	リース資産購入費			○	
75	投資有価証券			○	
76	支出の命令			○	

別表第1 共通専決事項及び合議事項（3）財務に関する事項ウその他の事項の表中

「

専決事項等	専決者等	専決			合議
	局長	局次長	課長等共通	水道総務課長 又は下水道総務課長	

を

」

「

専決事項等	専決者等	専決			合議
	局長	局次長	課長等共通	経営企画課長 又は下水道総務課長	

に

」

改める。

別表第2 個別専決事項水道部水道総務課に関する事項の前に次のように加える。

水道部経営企画課に関する事項

専決事項	専決者	局長	局次長	部長	課長
	1 水道事業に係る支出予算の流用をすること。	5,000万円以上		5,000万円未満	3,000万円未満

2 水道事業に係る予備費を充当すること。	5,000万円以上		5,000万円未満	3,000万円未満
3 水道事業に係る収入支出科目を新設すること。				○
4 水道事業に係る予備費補充の通知をすること。				○
5 水道事業に係る企業債の借入れの申込みをすること。			○	
6 水道事業に係る一時借入金の申込みをすること。			○	
7 水道事業資産に係る事務報告及び財産表を作成すること。			○	
8 貯蔵品の買入れの契約（予定価格1件30万円以下に係るものを除く。）をすること。				○
9 物品（車両を除く。）の売払いに関する事。				○
10 郵便自動払込みに係る水道料金及び下水道使用料の移替えに関する事。				○
11 棚卸し日の決定をすること。				○

別表第2個別専決事項水道部水道総務課に関する事項の表を次のように改める。

水道部水道総務課に関する事項

専決者	局長	局次長	部長	課長
専決事項				
1 事務の所管を決定すること。	重要なもの	○		軽易なもの
2 事務改善を計画し、		○		

推進すること。				
3 事務手続を統制すること。		○		軽易なもの
4 職員（会計年度任用職員を除く。）の任免（異動を含む。）及び給料改定に関する事	課長補佐及びこれに準ずる者	係長以下、再任用職員及び臨時的任用職員		
5 会計年度任用職員の選考に（一般事務で任期が通年であり、かつ、1週間当たりの勤務時間が30時間又は31時間である者の選考及び再度の任用に係る選考に限る。）に関する事				○
6 会計年度任用職員（任期が6月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）の任免及び給料改定に関する事				○
7 職員の休職及び休養に関する事	重要なもの	○		
8 職員の修学部分休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する事	重要なもの	○		
9 職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分				○

休業に関すること。				
10 職員の組合休暇及び介護休暇に関すること。				○
11 職員の休憩時間の短縮に関すること。				○
12 職員の深夜勤務、時間外勤務等の制限に関すること。				○
13 職員の身分証票を交付すること。				○
14 定まった標準のある職員の職務に専念する義務の免除をすること。				○
15 職員研修を実施すること。				○
16 定例の給料、その他の給与支給に関すること。				○
17 水道部職員の公務災害補償の事務処理に関すること。				○
18 職員の健康診断を行うこと。				○
19 水道事業に係る火災保険契約及び車両保険契約に関すること。				○
20 水道事業に係る電話の維持管理に関するこ				○

と。				
21 物品の修理及び加工の契約（貯蔵品以外の物品に係る契約で、予定価格1件50万円以下のものを除く。）をすること。				○
22 物品（貯蔵品を除く。）の買入れの契約（予定価格1件30万円以下に係るものを除く。）をすること。				○
23 水道事業に係る物品（貯蔵品を除く。）の不用の決定をすること。				○
24 物品の交換及び譲与の決定並びに契約をすること。				○
25 車両の売払いにすること。				○
26 水道事業に係る不動産及び動産（物品を除く。）の売払い、交換及び譲与の決定並びに契約をすること。	（見積価格） 2億円未満		（見積価格） 1億円未満	（見積価格） 3,000万円未満
27 水道事業に係る不動産の登記をすること。				○
28 建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約をすること。				○

29 給水工事材料検査の受託に関する事 こと。				○
30 水道事業に係る寄附及び贈与（負担付きを除く。）の受納に関する事 こと。	(見積価格) 1億円未満		(見積価格) 5,000万円未 満	(見積価格) 1,000万円未 満
31 上下水道局庁舎内の遺失物に関する事 こと。				○
32 上下水道局庁舎の使用許可に関する事 こと。				○

別表第2個別専決事項中水道部営業課に関する事項を水道部お客様サービス課に関する事項とし、同水道部お客様サービス課に関する事項の次に次のように加える。

水道部水道基盤整備課に関する事項

専決事項	専決者	局長	局次長	部長	課長
1 工事のための一部区域の断水に関する事 こと。					○
2 工事に伴う導・送・配水操作に関する事 こと。					○
3 急を要する修繕工事のため の一部区域の断水に関する事 こと。					○

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第8号

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「水道部水道総務課長（以下「水道総務課長」という。）及び水道部水道総務課課長補佐（以下「水道総務課課長補佐」を「水道部経営企画課長（以下「経営企画課長」という。）及び水道部経営企画課経理係長（以下「経営企画課経理係長」に、「下水道部下水道総務課課長補佐（以下「下水道総務課課長補佐」を「下水道部下水道総務課経理係長（以下「下水道総務課経理係長」に改める。

第4条第1項中「を水道総務課長」を「を経営企画課長」に改め、同項第2号中「関すること」の次に「(次項に定める会計事務を除く。）」を加え、同条第3項中「水道総務課課長補佐又は下水道総務課課長補佐」を「経営企画課経理係長又は下水道総務課経理係長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項に規定する」を「第1項に規定する」に、「水道総務課課長補佐又は下水道総務課課長補佐」を「経営企画課経理係長又は下水道総務課経理係長」に、「前項に掲げる」を「同項に掲げる」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 管理者は、各種支出金の支払に関する会計事務のうち軽微なものとして管理者が別に定めるものをそれぞれ経営企画課経理係長又は下水道総務課経理係長である出納員に委任する。

第4条に次の2項を加える。

5 第2項に規定する出納員に事故があるとき、又は当該出納員が欠けたときは、それぞれ経営企画課長又は下水道総務課長である出納員に同項に規定する会計事務を委任する。

6 第2項に規定する出納員が出張、休暇その他の理由により不在のときは、それぞれ経営企画課長又は下水道総務課長である出納員がその事務を代決することができる。

第15条及び第16条中「水道総務課長及び」を「経営企画課長及び」に改める。

第30条第1項及び第32条中「、水道総務課長」を「、経営企画課長」に改める。

第43条中「水道部営業課長」を「水道部お客様サービス課長」に改める。

第44条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、当該納入者の未納に係る収納金に充当したときは、過誤納金還付・充当済通知書（様式第13号の2）により通知するものとする。

第44条第3項中「第1項」を「第1項本文」に改める。

第65条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第105条第2項、第106条、第107条第1項及び第4項、第108条、第117条、第119条、第121条、第124条、第125条、第130条、第131条第1項並びに第134条第2項中「水道総務課長」を「経営企画課長」に改める。

第136条第2項中「、水道総務課長」を「、経営企画課長」に改める。

第139条中「水道総務課長」を「経営企画課長」に改める。

第141条中「水道総務課長又は」を「経営企画課長又は」に改める。

第143条中「水道総務課長」を「経営企画課長」に改める。

第145条第1項、第146条、第147条、第157条、第158条、第160条から第162条まで、第165条、第171条及び第172条第2項中「水道総務課長又は」を「経営企画課長又は」に改める。

第178条中「水道総務課長、」を「経営企画課長、」に改める。

第180条、第181条、第183条、第184条第1項、第187条、第188条、第191条から第193条まで、第195条第1項及び第2項、第196条から第198条まで、第199条第1項及び第2項、第200条、第202条から第204条まで、第205条並びに第206条第1項中「水道総務課長又は」を「経営企画課長又は」に改める。

別表第1 水道事業会計勘定科目表損益勘定（2）費用勘定の表中

「

			手当等	職員の扶養等の諸手当及び児童手	を
			賃金	当 臨時職員及び人夫の賃金	

」

「

			手当等	職員の扶養等の諸手当及び児童手	に、
				当	

」

「				報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に 対する報酬	を
						」

「				報酬		に
						」

改め、同水道事業会計勘定科目表整理勘定支出の表中

「				法定福利費 賃金		を
						」

「				法定福利費		に
						」

改め、別表第1下水道事業会計勘定科目表損益勘定（2）費用勘定の表中

「				賃金		を
						」

「				賞与引当金 繰入額		に
						」

改め、同下水道事業会計勘定科目表整理勘定支出の表中

「				手当等 賃金		を
						」

「				手当等		に
						」

改める。

別表第3中

「

報酬	〃	支出しようとする当該期 間の額	支給調書
賃金	〃	〃	雇入決裁文書及び支給調書

を

」

「

報酬	〃	支出しようとする当該期 間の額	支給調書
----	---	--------------------	------

に

」

改める。

様式第13号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第13号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第36号から様式第38号までの規定中「水道総務課長」を「経営企画課長」に改める。

様式第43号中「平成 年度」を「 年度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第44条及び様式第13号の改正規定並びに様式第13号の次に1様式を加える改正規定は、同年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の規定は、令和2年度以後の予算に係る会計事務について適用し、令和元年度以前の予算に係る会計事務については、なお従前の例による。

静岡市上下水道局管理規程第9号

静岡市上下水道局公印規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

静岡市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局公印規程（平成15年静岡市企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「用途」を「用途等」に改め、同条第3項中「用途」の次に「のうち水道部水道総務課長（以下「水道総務課長」という。）の承認を受けた文書」を加え、同条に次の1項を加える。

4 専用公印の保管者は、前項の規定による使用の承認を受けようとするときは、次条第2項に定める用途の範囲内で当該専用公印を使用する文書を特定し、水道総務課長に申請しなければならない。申請した内容を変更するときも、同様とする。

第7条中「水道部水道総務課長（以下「水道総務課長」という。）」を「水道総務課長」に改める。

第11条第1項中「かかわらず、」の次に「公印事前押印使用申請書（様式第4号）により」を加え、同条第2項中「保管し、」の次に「文書受払台帳（様式第5号）により」を加える。

第12条第1項中「別表第3に掲げる公印ごとに同表の用途の欄に定める文書」を「多数印刷する文書に公印を押印する場合において、水道総務課長が適当と認めるとき」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により印刷公印を使用しようとする課長等は、印刷公印使用承認申請書（様式第6号）により水道総務課長の承認を受けなければならない。

第13条第1項中「別表第4に掲げる公印ごとに同表の用途の欄に定める文書」を「電子計算機を利用して公印の押印を必要とする文書を作成する場合において、水道総務課長が特に必要があると認めるとき」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により電子公印を使用しようとする課長等は、電子公印使用承認申請書（様式第7号）により水道総務課長の承認を受けなければならない。

第13条第3項中「保管者」を「前項の承認を受けた課長等（以下「使用責任者」という。）」に改め、同条第4項中「保管者」を「使用責任者」に改め、同条第5項中「保管者」を「使用

責任者」に改め、「消去しなければ」を「消去し、電子公印使用廃止報告書（様式第8号）により水道総務課長に報告しなければ」に改める。

第14条中「様式第5号」を「様式第9号」に改める。

別表第1 専用公印の表を次のように改める。

専用公印

名称	ひな形番号	書体	形状	寸法（ミリメートル）	個数	保管者	用途
契約専用管理者印	3	古てん	正方形	方20	1	管理者が指定する職員	建設工事、建設業関連業務委託、物品購入等の契約及び競争入札の公告に関する事務用
水道事業企業出納員印	4	古てん	正方形	方18	1	水道事業企業出納員	公金の出納関係文書用
下水道事業企業出納員印	5	古てん	正方形	方18	1	下水道事業企業出納員	公金の出納関係文書用
管理者印	1	古てん	正方形	方12	1	水道総務課長	身分証明書用
管理者印	1	隸書	正方形	方20	1	水道総務課長	印刷公印及び電子公印用
管理者印	6	隸書	円形	直径13	1	水道総務課長	印刷公印及び電子公印用

別表第3及び別表第4を削る。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第5号の次に次の4様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第12号

静岡市下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

静岡市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

静岡市下水道条例施行規程（平成15年静岡市企業局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「水道部営業課債権管理係」を「水道部お客様サービス課債権管理係」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

訓令

静岡市訓令第2号

清水区蒲原支所

静岡市蒲原庁舎における宿直及び日直に関する規程（平成18年静岡市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

第3条第1項中「午後5時10分」を「午後4時25分」に、「午前8時35分」を「午前9時10分」に改め、同条第2項中「午前8時30分から午後5時15分」を「午前9時から午後4時30分」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市訓令第4号

各局

各区役所

静岡市職員の人事評価に関する規程（平成28年静岡市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

第2条第2項中「次に掲げる」を「第4条の人事評価の期間において勤務した期間が3月に満たない職員その他市長がやむを得ない理由があると認める」に改め、同項各号を削る。

第3条第1項中「標準職務遂行能力の類型を示す項目として市長が別に定める項目（以下「評価項目」という。）ごとに定める着眼点に基づき、職務の遂行の過程における職員の行動（以下「職務行動」という。）により実証された能力の客観的な評価による」を「職員がその職務を遂行する過程において行った行動により実証された能力を把握した上で行われる」に、「職員があらかじめ設定した業務目標（以下「業務目標」という。）の達成度及び達成に向けた過程における困難性に基づく、その業務上の業績の客観的な評価による」を「職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる」に改め、同条第2項中「評価項目」の次に「（標準職務遂行能力の類型を示す項目として市長が別に定める項目をいう。）」を加え、同条第3項中「業績評価は、」の次に「職員があらかじめ設定した」を加える。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）については、二次評価及び調整評価を行わない。

第15条中「調整評価」の次に「（会計年度任用職員にあつては、一次評価）」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市訓令第5号

各局

各区役所

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条第6項の規定による休憩時間の短縮に係る請求等の手続に関する規程（平成21年静岡市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

第2条第3項中「戦略広報監、まちは劇場推進監」を「まちは劇場推進監、健康長寿推進監」に、「戦略広報監及びまちは劇場推進監」を「まちは劇場推進監及び健康長寿推進監」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市訓令第6号

各局

各区役所

静岡市職員出勤簿整理規程（平成15年静岡市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

第2条中「戦略広報監、まちは劇場推進監」を「まちは劇場推進監、健康長寿推進監」に、
「戦略広報監及びまちは劇場推進監」を「まちは劇場推進監及び健康長寿推進監」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市訓令第7号

静岡市消防本部訓令第6号

静岡市上下水道局管理規程第10号

静岡市教育委員会訓令第1号

静岡市選挙管理委員会訓令第1号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市人事委員会訓令第1号

静岡市監査委員訓令第1号

静岡市農業委員会訓令第1号

静岡市議会訓令第1号

各局及び各区役所
消防局及び各消防署
上下水道局
教育委員会事務局及び教育機関
選挙管理委員会事務局
葵区選挙管理委員会事務局
駿河区選挙管理委員会事務局
清水区選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
市議会事務局

静岡市職員安全衛生管理規程（平成17年静岡市訓令第42号、平成17年静岡市消防本部訓令第36号、平成17年静岡市企業局管理規程第26号、平成17年静岡市教育委員会訓令第22号、平成17年静岡市選挙管理委員会訓令第19号、平成17年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市人事委員会訓令第12号、平成17年静岡市監査委員訓令第15号、平成17年静岡市農業委員会訓令第25号、平成17年静岡市議会訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防長 村 田 吉 伸

静岡市公営企業管理者
大 石 清 仁

静岡市教育委員会
教育長 池 谷 眞 樹

静岡市選挙管理委員会
委員長 大 場 知 明

静岡市葵区選挙管理委員会
委員長 高 山 勉

静岡市駿河区選挙管理委員会
委員長 辻 和 夫

静岡市清水区選挙管理委員会
委員長 望 月 勇 志

静岡市人事委員会
委員長 青 島 伸 雄

静岡市代表監査委員
村 松 眞

静岡市農業委員会

会長 西ヶ谷 量太郎

静岡市議会議長

遠藤 裕孝

別表第1中

「

教育委員会事務局及び学校給食センター	教育委員会事務局総括 安全衛生管理者	教育局次長
--------------------	-----------------------	-------

を

」

「

教育委員会事務局	教育委員会事務局総括 安全衛生管理者	教育局次長
----------	-----------------------	-------

に

」

改める。

別表第2中

「

教育委員会事務局及び学校給食センター	1人	教育委員会安全管理者
--------------------	----	------------

を

」

「

学校給食法施行令(昭和29年政令第212号) 第4条に規定する単独校調理場(以下「単 独校調理場」という。)及び学校給食セン ター	1人	学校給食安全管理者
--	----	-----------

に

」

改める。

別表第3中

「

教育委員会事務局及び学校給食センター	3人	教育委員会衛生管理者
静岡市立高等学校	1人	静岡市立高等学校衛生管理者
静岡市立清水桜が丘高等学校	1人	静岡市立清水桜が丘高等学校衛生管理者

を

」

「

教育委員会事務局	1人	教育委員会事務局衛生管理者
単独校調理場及び学校給食センター	1人	学校給食衛生管理者
静岡市立高等学校	1人	静岡市立高等学校衛生管理者
静岡市立清水桜が丘高等学校	1人	静岡市立清水桜が丘高等学校衛生管理者
静岡市立東中学校	1人	静岡市立東中学校衛生管理者
静岡市立服織小学校	1人	静岡市立服織小学校衛生管理者
静岡市立西豊田小学校	1人	静岡市立西豊田小学校衛生管理者

に

」

改める。

別表第4中

「

教育委員会事務局及び学校給食センター	1人
静岡市立高等学校	1人
静岡市立清水桜が丘高等学校	1人

を

」

「

教育委員会事務局	1人
単独校調理場及び学校給食センター	1人
静岡市立高等学校	1人
静岡市立清水桜が丘高等学校	1人

に

静岡市立東中学校	1人
静岡市立服織小学校	1人
静岡市立西豊田小学校	1人

改める。

別表第5中

静岡市立高等学校	静岡市立高等学校衛生委員会	7人
静岡市立清水桜が丘高等学校	静岡市立清水桜が丘高等学校衛生委員会	7人

教育委員会事務局	教育委員会事務局衛生委員会	7人
静岡市立高等学校	静岡市立高等学校衛生委員会	7人
静岡市立清水桜が丘高等学校	静岡市立清水桜が丘高等学校衛生委員会	7人
静岡市立東中学校	静岡市立東中学校衛生委員会	7人
静岡市立服織小学校	静岡市立服織小学校衛生委員会	7人
静岡市立西豊田小学校	静岡市立西豊田小学校衛生委員会	7人

改める。

別表第6中

教育委員会事務局及び学校給食センター	教育委員会安全衛生委員会	15人
--------------------	--------------	-----

「

単独校調理場及び学校給食センター	学校給食安全衛生委員会	9人	に
------------------	-------------	----	---

」

改める。

別表第7中

「

教育委員会事務局、学校給食センター及び高等学校	教育委員会安全衛生協議会	13人	を
-------------------------	--------------	-----	---

」

「

教育委員会事務局、単独校調理場及び学校給食センター並びに高等学校、中学校及び小学校	教育委員会安全衛生協議会	19人	に
---	--------------	-----	---

」

改める。

別表第9中

「

教育委員会事務局総括安全衛生管理者の所掌する事務並びに教育委員会安全衛生委員会及び教育委員会安全衛生協議会に係る事務	教育委員会事務局教職員課	を
静岡市立高等学校衛生委員会に係る事務	静岡市立高等学校	
静岡市立清水桜が丘高等学校衛生委員会に係る事務	静岡市立清水桜が丘高等学校	

」

「

教育委員会事務局総括安全衛生管理者の所掌する事務並びに教育委員会事務局衛生委員会及び教育委員会安全衛生協議会に係る事務	教育委員会事務局教職員課	に
静岡市立高等学校衛生委員会に係る事務	静岡市立高等学校	
静岡市立清水桜が丘高等学校衛生委員会に係る事務	静岡市立清水桜が丘高等学校	

」

る事務	
静岡市立東中学校衛生委員会に係る事務	静岡市立東中学校
静岡市立服織小学校衛生委員会に係る事務	静岡市立服織小学校
静岡市立西豊田小学校衛生委員会に係る事務	静岡市立西豊田小学校
学校給食安全衛生委員会に係る事務	教育委員会事務局学校給食課

」

改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市訓令第8号

静岡市上下水道局管理規程第11号

静岡市教育委員会訓令第2号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市委託業務等業者選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第29号、平成15年静岡市企業局管理規程第4号、平成15年静岡市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者
大 石 清 仁

静岡市教育委員会
教育長 池 谷 眞 樹

別表第2中

「

観光交流文化局部会	観光交流文化局所属の各課及び日本平動物園	観光交流文化局次長	観光交流文化局観光・国際交流課	を
-----------	----------------------	-----------	-----------------	---

」

「

観光交流文化局部会	観光交流文化局所属の各課及び日本平動物園	観光交流文化局次長	観光交流文化局観光・MICE推進課	に、
-----------	----------------------	-----------	-------------------	----

」

「

保健福祉長寿局保健衛生医療部会	保健医療課、こころの健康センター、動物指導センター、静岡看護専門学校及び清水看護専門学校並びに保健所の各課及び保健所清水支所	保健福祉長寿局保健衛生医療部長	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健医療課
-----------------	--	-----------------	---------------------

を

」

「

保健福祉長寿局保健衛生医療部会	保健衛生医療課、こころの健康センター、動物指導センター、静岡看護専門学校及び清水看護専門学校並びに保健所の各課及び保健所清水支所	保健福祉長寿局保健衛生医療部長	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課
-----------------	--	-----------------	-----------------------

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第2号

消防局
各消防署

静岡市消防局及び消防署処務規程（平成15年静岡市消防本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡市消防長 村田吉伸

第3条第4項第1号中「係長並びに」の次に「日勤救急係員並びに」を加える。

第6条第1項及び第2項中「理事」の次に「、参与」を加える。

第19条の見出し中「参与等」を「参与」に改め、同条中「部長」を「上司」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第3号

消防局
各消防署

静岡市消防吏員被服等の貸与に関する規程（平成24年静岡市消防本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡市消防長 村田吉伸

別表第1中

「

雨衣	1着	44	10年	1	を
----	----	----	-----	---	---

」

「

雨衣	1着	54	10年	1	に、
----	----	----	-----	---	----

」

「

航空用編上靴	1足	29		1	を
階級章（金属製）	1個	2		3	

」

「

航空用編上靴	1足	29		1	に
--------	----	----	--	---	---

」

改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第4号

消防局
各消防署

静岡市消防局警防規程(平成17年静岡市消防本部訓令第22号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡市消防長 村田吉伸

別表第2中

「

清水署 消防署	清水指揮隊 (清水指揮)	清水消防隊 (清水)	※清水水槽 隊(清水水槽)	清水高度救 助隊(清水 高度) ※重機搬送 隊(重機搬 送)	清水はしご 隊(清水は しご)	清水救急隊 (清水救 急)
------------	-----------------	---------------	------------------	---	-----------------------	---------------------

を

」

「

清水署 消防署	清水指揮隊 (清水指揮)	清水消防隊 (清水)	※清水水槽 隊(清水水槽)	清水高度救 助隊(清水 高度) ※重機搬送 隊(重機搬 送)	清水はしご 隊(清水は しご)	清水第1救 急隊(清水 救急1) 清水第2救 急隊(清水 救急2)
------------	-----------------	---------------	------------------	---	-----------------------	--

に、

」

「

吉田署 消防署	吉田指揮隊 (吉田指揮)	吉田第1消 防隊(吉田 1)	※吉田水槽 隊(吉田水 槽)	吉田特別救 助隊(吉田 特救)		吉田救急隊 (吉田救 急)
------------	-----------------	----------------------	----------------------	-----------------------	--	---------------------

を

」

「

吉田署 消防署	吉田指揮隊 (吉田指揮)	吉田第1消防隊 (吉田第1)	※吉田水槽 隊(吉田水槽)	吉田特別救助隊 (吉田特救)	吉田第1救急隊 (吉田救急)	に
------------	-----------------	-------------------	------------------	-------------------	-------------------	---

」

改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第5号

消防局
各消防署

静岡市消防吏員制服着用規程（平成15年静岡市消防本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡市消防長 村田吉伸

第2条各号を次のように改める。

- (1) 交替制勤務の隔日勤務に従事する者（次号及び第3号に掲げる者を除く。） 活動服
- (2) 救助隊に属する者 救助服
- (3) 救急隊に属する者 冬服の着用期間中にあつては冬用救急服、夏服の着用期間中にあつては夏用救急服
- (4) 航空隊に属する者 航空服

第3条ただし書中「所属長」の次に「(局の課長及び消防署の署長をいう。以下同じ。)」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第115号

静岡市土地利用委員会要綱（平成15年静岡市告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月26日

静岡市長 田 辺 信 宏

別表第3中

「			
	経済局商工部商業労政課長		を
	経済局農林水産部農業政策課長		
			」
「			
	経済局商工部商業労政課長		に、
			」
「			
	上下水道局水道部給水装置課長		を
			」
「			
	上下水道局水道部お客様サービス課長		に
			」

改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市告示第128号

国民健康保険法第80条の2の規定による保険料の徴収の事務の委託を定めた告示（平成25年静岡市告示第169号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

国民健康保険料の徴収事務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役社長	を
--------------	-------------------------	---

」

「

国民健康保険料の徴収事務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役社長	に
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役社長	
	株式会社ローソン代表取締役	
	株式会社ファミリーマート代表取締役社長	
	山崎製パン株式会社代表取締役社長	
	ミニストップ株式会社代表取締役社長	
	株式会社ポプラ代表取締役社長	
	国分グローサーズチェーン株式会社代表取締役	
	株式会社セイコーマート代表取締役社長	
	株式会社しんきん情報サービス代表取締役	

」

改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市告示第138号

介護保険法第144条の2の規定による保険料の収納の事務の委託を定めた告示（平成30年静岡市告示第492号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

介護保険料の収納事務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役社長	を
------------	-------------------------	---

」

「

介護保険料の収納事務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役社長	に
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役社長	
	株式会社ローソン代表取締役	
	株式会社ファミリーマート代表取締役社長	
	山崎製パン株式会社代表取締役社長	
	ミニストップ株式会社代表取締役社長	
	株式会社ポプラ代表取締役社長	
	国分グローサーズチェーン株式会社代表取締役	
	株式会社セイコーマート代表取締役社長	
	株式会社しんきん情報サービス代表取締役	

」

改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市告示第145号

静岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成19年静岡市告示第205号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

別表1 法第25条の5 第1号に規定する国又は地方公共団体の機関中「市民局男女参画・多文化共生課」を「市民局男女共同参画課」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市告示第146号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

静岡市黒金町東第1自転車等駐車場及び 静岡市黒金町東第2自転車等駐車場使用 料の徴収事務	静岡ビル保善株式会社代表取締役
簡易水道料金の検針事務	簡易水道給水区域ごとの検針員

を

」

「

静岡市黒金町東第1自転車等駐車場及び 静岡市黒金町東第2自転車等駐車場使用 料の徴収事務	静岡ビル保善株式会社代表取締役
--	-----------------

に、

」

「

静岡市駿府城跡観光バス駐車場賃借料の 徴収事務	公益財団法人するが企画観光局理事長
静岡市自家用有償旅客運送自動車運賃の 徴収事務	静鉄タクシー株式会社取締役社長

を

」

静岡市駿府城跡観光バス駐車場貸付料の徴収事務	公益財団法人するが企画観光局理事長	に、
静岡市自家用有償旅客運送自動車井川線運賃の徴収事務	静鉄タクシー株式会社代表取締役社長	

静岡市立登呂博物館観覧料及び静岡市立芹沢銈介美術館使用料(共通観覧券に係るものに限る。)の徴収事務	静岡ビル保善株式会社代表取締役	を
市営住宅の退去者が滞納した家賃、駐車場使用料及び汚水処理場使用料の収納事務	ニッテレ債権回収株式会社代表取締役	

静岡市立登呂博物館観覧料及び静岡市立芹沢銈介美術館使用料(共通観覧券に係るものに限る。)の徴収事務	静岡ビル保善株式会社代表取締役	に、
---	-----------------	----

生涯学習交流館使用料(静岡市江尻生涯学習交流館、静岡市入江生涯学習交流館、静岡市浜田生涯学習交流館、静岡市岡生涯学習交流館、静岡市船越生涯学習交流館、静岡市清水生涯学習交流館、静岡市不二見生涯学習交流館、静岡市駒越生涯学習交流館、静岡市折戸生涯学習交流館、静岡市三保生涯学習交流館、静岡市飯田生涯学習交流館、静岡市高部生涯学習交流館、静岡市有度生涯学習交流館、静岡市袖師生涯学習交流館、静岡市庵原生涯学習交流館、静岡	清水区生涯学習交流館運営協議会理事長	を
--	--------------------	---

市興津生涯学習交流館、静岡市小島生涯学習交流館、静岡市両河内生涯学習交流館、静岡市蒲原生涯学習交流館及び静岡市由比生涯学習交流館) の徴収事務	
静岡市子どもクリエイティブタウン入館料の徴収事務	株式会社丹青社代表取締役社長

「

生涯学習交流館使用料(静岡市辻生涯学習交流館、静岡市江尻生涯学習交流館、静岡市入江生涯学習交流館、静岡市浜田生涯学習交流館、静岡市岡生涯学習交流館、静岡市船越生涯学習交流館、静岡市清水生涯学習交流館、静岡市不二見生涯学習交流館、静岡市駒越生涯学習交流館、静岡市折戸生涯学習交流館、静岡市三保生涯学習交流館、静岡市飯田生涯学習交流館、静岡市高部生涯学習交流館、静岡市有度生涯学習交流館、静岡市袖師生涯学習交流館、静岡市庵原生涯学習交流館、静岡市興津生涯学習交流館、静岡市小島生涯学習交流館、静岡市両河内生涯学習交流館、静岡市蒲原生涯学習交流館及び静岡市由比生涯学習交流館) の徴収事務	清水区生涯学習交流館運営協議会理事長
静岡市子どもクリエイティブタウン入館料の徴収事務	株式会社丹青社代表取締役

に、

「

静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場及び静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場使用	株式会社中部警備保障代表取締役
--------------------------------------	-----------------

を

料の徴収事務	
--------	--

静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場及び 静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場使用 料の徴収事務	東海安全警備保障株式会社代表取締役	に、
--	-------------------	----

静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場使用 料の徴収事務	鈴与セキュリティサービス株式会社静岡 岡支店取締役支店長	を
------------------------------	---------------------------------	---

静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場使用 料の徴収事務	鈴与セキュリティサービス株式会社常 務取締役静岡支店長	に、
------------------------------	--------------------------------	----

静岡市立日本平動物園の施設外における 販売に係る入園料の徴収事務	株式会社セブンドリーム・ドットコム代 表取締役	を
狂犬病予防等手数料の徴収事務	いわたに獣医科代表	

静岡市立日本平動物園の施設外における 販売に係る入園料の徴収事務	株式会社セブンドリーム・ドットコム代 表取締役	に、
-------------------------------------	----------------------------	----

静岡市自家用有償旅客運送自動車運賃の 徴収事務	特定非営利活動法人清流の里両河内理 事長	を
----------------------------	-------------------------	---

静岡市自家用有償旅客運送自動車両河内	特定非営利活動法人清流の里両河内理	に、
--------------------	-------------------	----

線運賃の徴収事務	専長
----------	----

「

狂犬病予防等手数料の徴収事務	みなとまちアニマルクリニック代表
----------------	------------------

を

「

狂犬病予防等手数料の徴収事務	みなとまちアニマルクリニック代表
静岡市民文芸売払収入の徴収事務	株式会社戸田書店代表取締役

に

改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市告示第158号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、静岡市簡易水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年3月31日

静岡市長 田辺 信宏

名称	指定した者	取扱店舗
出納取扱金融機関	株式会社静岡銀行	1 出納事務 呉服町支店 2 収納事務 本店、支店及び出張所
	株式会社清水銀行	1 出納事務 静岡支店 2 収納事務 本店、支店及び出張所
収納取扱金融機関	株式会社三菱UFJ銀行	本店、支店及び出張所
	株式会社三井住友銀行	本店、支店及び出張所
	しずおか焼津信用金庫	本店、支店及び出張所
	静岡信用金庫	本店、支店及び出張所
	静岡県労働金庫	本店及び支店
	静岡市農業協同組合	本店、支店及び出張所
	株式会社ゆうちょ銀行	本店、支店及び出張所並びに郵便局 （簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第2条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所（同法第7条第1項に規定する簡易郵便局を含む。）であって、株式会社

		ゆうちょ銀行を銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第16項に規定する所属銀行とする同条第14項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。）
--	--	---

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市告示第159号

地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納の事務の委託を定めた告示（平成19年静岡市告示第206号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

軽自動車税、個人の 市民税・県民税（普 通徴収）、固定資産 税及び都市計画税 の収納事務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役社長	を
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役社長	
	株式会社ローソン代表取締役社長	

軽自動車税種別割、 個人の市民税・県民 税（普通徴収）、固 定資産税及び都市 計画税の収納事務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役社長	に、
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役社長	
	株式会社ローソン代表取締役	

国民健康保険税の 収納事務	株式会社セコマ代表取締役社長	を
	株式会社しんきん情報サービス代表取締役	
	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役社長	

	株式会社セイコーマート代表取締役社長
--	--------------------

	株式会社しんきん情報サービス代表取締役	
	LINE Pay株式会社代表取締役社長	
国民健康保険税の 収納事務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役社長	に
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役社長	
	株式会社ローソン代表取締役	
	株式会社ファミリーマート代表取締役社長	
	山崎製パン株式会社代表取締役社長	
	ミニストップ株式会社代表取締役社長	
	株式会社ポプラ代表取締役社長	
	国分グローサリーズチェーン株式会社代表取締役	
	株式会社セイコーマート代表取締役社長	
	株式会社しんきん情報サービス代表取締役	

」

改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市告示第160号

地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定した告示(平成25年静岡市告示第732号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

インターネットを利用して納付する軽自動車税、個人の市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税及び都市計画税並びに国民健康保険料	株式会社ジェーシービー	を
インターネットを利用して納付する軽自動車税、個人の市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税及び都市計画税並びに国民健康保険料	ユーシーカード株式会社	
」		
「		
インターネットを利用して納付する軽自動車税種別割、個人の市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税及び都市計画税並びに国民健康保険料	株式会社ジェーシービー	に
インターネットを利用して納付する軽自動車税種別割、個人の市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税及び都市計画税並びに国民健康保険料	ユーシーカード株式会社	
」		

改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市告示第161号

静岡都市計画事業番町西土地区画整理事業清算金取扱要領(平成15年静岡市告示第15号)は、
廃止する。

令和2年4月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

消防本部告示

静岡市消防本部告示第1号

静岡市防火基準への適合を示す表示マークに関する規程（平成26年静岡市消防本部告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月25日

静岡市消防長 村田吉伸

別表第1の1防火管理等（1）防火対象物の点検及び報告の項中「。又は、」を「又は」に改め、同1（4）防火管理に係る消防計画の項シ中「サに」を「サまでに」に改め、同（4）チ中「（以下「強化地域」という。）」を削り、同1（9）火気使用設備、器具の項中「静岡市火災予防条例（）」の次に「平成15年静岡市条例第286号。」を加え、同表2防災管理等（1）防災管理対象物の点検及び報告の項中「において」の次に「読み替えて」を加え、「。又は、」を「又は」に改め、同2（3）防災管理に係る消防計画の項ク中「キに」を「キまでに」に改め、同2（4）統括防災管理者等の届出の項中「において」の次に「読み替えて」を加え、同表3消防用設備等（1）消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持等の項ト中「テの」を「テまでの」に改め、同項ナ中「トの」を「トまでの」に改め、同項ニ中「ナの」を「ナまでの」に改め、同項ヌ中「ニの」を「ニまでの」に改め、同表5建築構造等（2）建築構造等ア建築構造の項中「こと。」を「こと」に、「第35条）」を「第35条。）」に改め、同（2）イ防火区画の項中「こと。（）」を「こと（）」に、「昭和25年11月16日政令第338号」を「昭和25年政令第338号」に、「昭和56年建設省告示第1111号に示す仕様に適合していること。）」を「建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）の施行に伴い失効した昭和56年建設省告示第1111号に示す仕様に適合していること。）」に改め、同（2）ウ階段の項中「こと。」を「こと」に、「第123条）」を「第123条。）」に改める。

別表第2の1号の項中「消防法第8条の2の2」を「法第8条の2の2」に改め、同表2号の項中「消防法第8条の2の3」を「法第8条の2の3」に改め、同表3号の項中「消防法第14条の3の2」を「法第14条の3の2」に改め、同表4号の項中「消防法第17条の3の3」を「法第17条の3の3」に改め、同表5号の項中「消防法第36条において」を「法第36条第1項において読み替えて」に改め、同表6号の項中「消防法第36条において」を「法第36条第1項において読み替えて」に改め、同表7号の項中「建築基準法第12条」を「建基法第12条」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

監査委員告示

静岡市監査委員告示第1号

静岡市監査基準を次のように定める。

令和2年3月31日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	白 鳥 三和子
同	丹 沢 卓 久
同	池 邨 善 満

静岡市監査基準

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 一般基準（第6条—第10条）

第3章 実施基準（第11条—第17条）

第4章 報告基準（第18条—第22条）

第5章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第198条の4第1項の規定に基づき、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）に関し、監査委員のよるべき基本事項を定めるものとする。

（監査等の目的）

第2条 監査等は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保することにより、市の行財政運営の健全性及び透明性の確保に寄与し、もって市民の福祉の増進及び市政への信頼確保に資することを目的とする。

（監査等の基本方針）

第3条 監査委員は、違法又は不当な行為に対する指摘にとどまらず、指導的観点に立って監査等を実施し、もって市の行政の適法性、効率性、経済性及び有効性の確保に資するものとする。

- 2 監査委員は、監査等を行うに当たっては、市の業務に対する意見又は法第199条第10項に基づく市の組織及び運営の合理化に資するための提言を積極的に行うものとする。
- 3 監査委員は、監査等について、相互に有機的に連携して行われるよう調整し、実施するものとする。
- 4 監査委員は、自ら入手した証拠等に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長又は関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）に提出する。

（倫理規範）

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持するものとする。

- 2 監査委員は、常に、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って監査等を実施するものとする。
- 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、第2条の目的を果たすため、自らの能力の向上及び知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。

（適用）

第5条 監査等のうち、次に掲げるものについて次章から第4章までの規定を適用する。

- (1) 財務監査（法第199条第1項の規定による監査をいう。）
 - (2) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査をいう。）
 - (3) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定による監査をいう。）
 - (4) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査をいう。）
 - (5) 決算審査（法第233条第2項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査をいう。）
 - (6) 基金の運用状況審査（法第241条第5項の規定による審査をいう。）
 - (7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査をいう。）
 - (8) 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項の規定による審査をいう。）
- 2 前項第1号の財務監査は、法第199条第4項の規定に基づく定期監査又は同条第5項の規定に基づく随時監査として実施する。
 - 3 第1項各号に掲げるものを除く監査等については、法令の規定に基づき、かつ、この基準

の趣旨に鑑みて実施するものとする。

第2章 一般基準

(監査等の実施)

第6条 監査委員は、監査等の対象に係るリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、市長が行う内部統制の整備及び運用状況の有効性を考慮した上で総合的に判断し、監査等を行うものとする。

(報告の徴取)

第7条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は公営企業管理者に対して報告を求めることができる。

2 監査委員は、政令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

(監査調書の作成及び保存)

第8条 監査委員は、年間監査計画及び実施計画（以下「監査等の計画」という。）並びにこれに基づき実施した監査等の結果及び関連する証拠を監査調書として作成し、静岡市公文書管理規則（平成15年静岡市規則第14号）及び静岡市公文書管理規程（平成15年静岡市訓令第5号）に定められた文書保存期間に応じて適切に保存するものとする。

(情報管理)

第9条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）及び静岡市監査委員の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成15年静岡市監査委員告示第3号）に基づき適切に取り扱うものとする。

(品質管理)

第10条 監査委員は、監査等がこの基準に準拠して適切に実施されるために必要な品質管理の方針及び手続を定めるものとする。

2 監査委員は、前項の品質管理の方針と手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価するものとする。

- 3 監査委員は、監査等の全ての過程において、監査委員に関する事務を補助する職員を適切に監督し、指導するものとする。
- 4 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準にのっとりて遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上及び知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

第3章 実施基準

(合理的な基礎の形成)

第11条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠を入手して、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

(監査等の実施方針及び計画の策定)

第12条 監査委員は、市を取り巻く内外の環境、議会の動向、市長の市政に対する理念及び方針、リスク管理体制及び内部統制体制等のガバナンスの状況、情報技術の利用状況、過去の監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性及び重点項目等についての実施方針を策定するものとする。この場合において、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。

- 2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的かつ効率的に実施することができるよう、監査等の計画を策定するものとする。
- 3 監査委員は、年間監査計画の策定に当たっては、リスクの内容及び程度、過去の監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期
- (3) 監査等の実施体制
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

4 監査委員は、実施計画の策定に当たっては、監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の主な実施手続
- (5) 監査等の実施場所及び日程

(6) 監査等の担当者及び事務分担

(7) 前各号に掲げるもののほか、監査等の実施上必要と認める事項

(監査等の計画の変更)

第13条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象若しくは環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更するものとする。

(監査等の手続)

第14条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠を入手できるよう、監査等の対象に係るリスクの内容及び程度並びに内部統制の整備及び運用状況の有効性を考慮して、実施すべき監査等の手続を定めるものとする。

2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するため、監査等の手続を定めるに当たっては、有効性、効率性、経済性及び合規性に着目するとともに、実在性、網羅性、権利及び義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性並びに表示の妥当性について考慮するものとする。

3 監査等の手続は、試査（監査等の対象となっている事項の一部を抽出して調査し、その結果によって、全体の正否又は適否を推定することをいう。）又は精査（監査等の対象となっている事項を全部にわたり精密に調査し、その正否又は適否を明らかにすることをいう。）によるものとし、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合その他必要と認めるときは、監査等の手続を追加して実施するものとする。

4 監査委員は、監査等の実施の結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合若しくは不正の兆候若しくは事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、結果に関する報告等の合理的な基礎を形成するものとする。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第15条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会い、確認、証憑^{ひょう}突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱及びその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等の方法により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続としてこれらの手法を適用するものとする。

(監査専門委員の選任並びに他者情報の利活用及び調整)

第16条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることがで

きる。

- 2 監査委員は、監査等の実施に当たっては、法第199条第7項に規定する財政援助団体等の監査役及び監事、外部監査人等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。
- 3 監査委員は、前項に規定する者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。
- 4 監査委員は、学識経験者から意見を聴く等、専門家の業務を利活用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査等の証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討するものとする。
- 5 監査委員は、外部監査人との間で、相互の監査の実施に支障を来たさないよう配慮するものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第17条 監査委員は、原則として、監査（第5条第1項第1号から第3号までに掲げる監査をいう。次条、第20条及び第21条において同じ。）の結果に関する報告の決定の前に、監査の対象部局等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の提出等)

第18条 監査委員は、監査又は検査（第5条第1項第4号に掲げる検査をいう。）を終了したときは、その結果に関する報告を議会及び市長等へ提出するものとする。この場合において、監査の結果に基づいて、必要があると認めるときは、結果に関する報告に添えて提言を提出することができる。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、勧告することができる。
- 3 監査委員は、審査（第5条第1項第5号から第8号までに掲げる審査をいう。第20条において同じ。）を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。
- 4 監査委員は、監査若しくは検査の結果に関する報告及び提言又は審査の意見（以下「監査報告等」という。）の提出に当たり、市民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査報告等の内容)

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 監査等がこの基準に準拠している旨

- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査等の結果
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
- (4) 例月出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
- (5) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。
- (6) 基金運用審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。
- (8) 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、市長による評価

が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。

- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
- 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査において、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと認める場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと認める場合は、その内容を記載するものとする。
- 6 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査等の結果を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査報告等にその旨、内容及び理由等を記載するものとする。

(監査委員の合議)

第20条 次に掲げる監査報告等の決定は、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の決定
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える提言の決定
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - (4) 審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、前項第1号の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、同項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

(監査報告等の公表)

第21条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で速やかに公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える提言の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の報告等)

第22条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けたときは、当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に対し、適宜、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

第5章 雑則

(雑則)

第23条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

(旧告示の廃止)

2 静岡市監査基準（平成29年静岡市監査委員告示第1号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この基準は、この基準の施行の日以後に実施する監査等について適用し、同日前に実施した監査等については、なお従前の例による。

静岡市監査委員告示第2号

静岡市監査委員事務局規程（平成15年静岡市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡市代表監査委員 村 松 眞

第3条第3号中「、公営企業会計」を「及び公営企業会計」に改め、同条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 内部統制評価報告書の審査に関すること。

第8条中「部長等共通」を「局次長等共通」に改める。

第10条第1項中「以下」の次に「これらを」を加える。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。